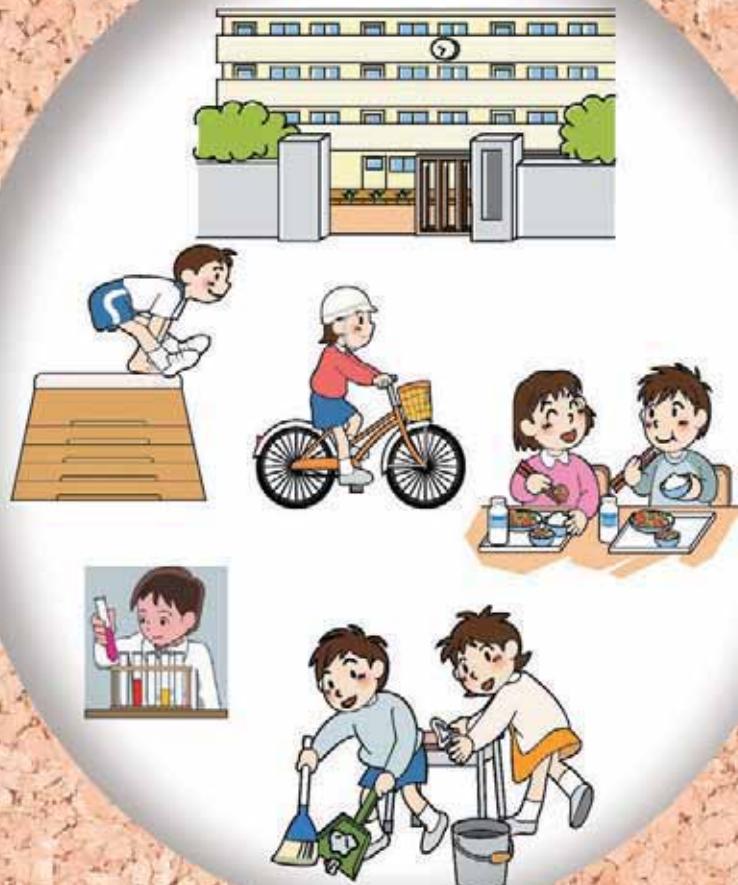


安全管理の手引

(三訂版)



平成22年3月

千葉県教育委員会

はじめに

学校は、心身の成長過程にある児童生徒の教育の場であるとともに、日々の教育活動を実践する生活の場として最も安全・安心でなければなりません。

そのため、教育現場における安全・安心の確保は、学校教育への信頼を確保する上からも、教育に携わる全ての者にとってきわめて重要な課題です。

また、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、児童生徒等の健康・安全を取り巻く社会状況は大きく変化しています。平成21年4月1日には、学校保健法の一部が改正された学校保健安全法が施行され、学校安全に関する学校の設置者の責務や学校の具体的な取組が示されました。

このような状況を踏まえて、県教育委員会では、この度、平成16年3月作成「安全管理の手引（改訂版）」の内容を改訂し、学校安全に対する適切な取り組みの推進に努めることとしました。

なお、この手引とともに、平成21年2月に発行した「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）作成の手引」も参考に、学校の実態に応じた学校安全計画の作成や危機管理に関する校内体制の確立に努めていただき、併せて、家庭、地域の関係機関・団体、教育委員会等と連携し、保護者や地域住民に対して危機管理への理解と協力を求めて一体となった取組をしていただきたいと考えています。

この「安全管理の手引（三訂版）」が、各学校において広く活用され、安心して学べる学校づくりに役立てていただけることを期待しております。

平成22年 3月

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課長 重栖聰司

安全管理の手引（三訂版）目次

第1章 総説	
第1節 安全管理の意義	----- 1
第2節 安全管理の内容	----- 2
第2章 学校安全計画	----- 4
第1節 学校安全計画の作成について	
1 学校安全計画作成の流れ	----- 5
2 学校安全計画立案の過程	----- 6
第2節 学校安全計画の内容	----- 7
第3節 学校安全計画例	----- 8
第3章 安全管理の進め方	
第1節 学校環境の安全管理	
1 学校環境における安全管理の方法	----- 9
2 学校環境における安全管理の対象	----- 12
3 災害発生に備えた安全管理	----- 14
4 防犯に関する安全管理	----- 14
第2節 学校生活の安全管理	
1 概要	----- 17
2 学校生活の安全管理の対象	----- 18 (休憩時間、各教科等の学習時間、クラブ活動・部活動、 清掃・作業、学校行事、学校給食)
第3節 通学の安全管理	
1 概要	----- 25
2 通学路の設定	----- 25
3 通学路の点検	----- 25
4 通学路の安全確保	----- 26
5 安全な通学方法	----- 26
第4節 安全管理の評価	
1 安全管理の評価の意義	----- 28
2 安全管理の評価の観点	----- 28
3 安全管理の評価の方法	----- 29
第4章 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）	
第1節 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成について	
1 危険等発生時の対応（学校・関係機関等との連携と取組）	----- 30
2 危険等発生時に備えた体制づくり	----- 34
3 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）作成上の留意点	----- 35
第2節 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）事例	
危険等発生時緊急連絡体制図（フローチャート図）（例示）	----- 37
第3節 危険等発生時における心のケア	
1 危険等発生時における心のケアの意義	----- 38
2 危険等発生が心の健康に及ぼす影響	----- 39
3 学校の危険等発生時の心のケアの方法	----- 41

※参考資料【学校安全計画例、学校における事件・事故対応事例、学校安全点検表例】

第 1 章 総 説

第1節 安全管理の意義

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や学校生活における児童生徒の行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、事件・事故や災害が発生した場合に備え、迅速で適切な応急手当や安全措置を講ずることができる体制を確立するなど、児童生徒の生命や安全を確保にすることである。ただし、安全管理のみでは、その実現は難しく、安全教育と一体的な活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。

このため、安全管理や安全教育は、学校生活、危険（事件・事故、災害）等発生時、通学について等を、年間の計画に基づいて適切に行う必要がある。

さらに、開かれた学校づくりを推進させる中、一方で不審者の出没等が多発している状況を踏まえて、各学校においては、授業中はもとより、登下校時、放課後、学校開放時等における児童生徒の安全確保のために、家庭や地域社会との連携を図り、具体的な方策を講じる必要がある。

安全管理の意義は、結果として児童生徒の安全を確保することだけにとどまらない。安全管理における環境整備等は、児童生徒が自らの意思により安全な行動を選択し、決定することを促すことにもつながる。また、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、児童生徒が安全管理に適宜参加することにより、児童生徒の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

なお、安全管理には、すべての学校種や児童生徒に共通して行われる点も少なくないが、学校環境や児童生徒の特性に応じたものも求められる。なぜなら、学校環境や児童生徒の実態や特性には学校種や地域等により、大きな差が認められるからである。例えば、学校環境については、学校種や教育活動の重点等による施設や設備の違いが挙げられる。高等学校においては、その専門教育（工業、農業等）によって施設・設備を含めた学校環境が異なる。また、児童生徒の特性としては、年齢や個人により、心身の発育・発達の状態、行動、障害の種類や程度などが異なることが挙げられる。これは、同じ環境であっても、その危険性は個人によって同一ではないことを意味する。安全管理には以上のような点を考慮することが不可欠である。

現在、学校の管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度がある。これは、児童生徒の災害について、医療費の一部負担と死亡や重度障害に対する見舞金を給付する制度であるが、被害者の損害賠償を全て保障するものではないので、重大な事故については、保護者に多大の費用や労力の負担をかける結果となり、本人のみならず、本人の家族の健全な生活まで脅かされる

こととなる。このような不幸な結果をまねかないとても、各学校において、常に適切な安全管理が問われている。

確かに学校は本来安全なところで、防げる事故は最善の策を講じて防止に努めることが大切であるが、何をしても安全なところというわけではない。何が危険で、何が安全かを判断し、安全な行動ができる児童生徒を育成することこそ大切で、事故を恐れるあまりに過剰な保護をすることや教育活動を萎縮させることは問題である。

学校においては、このようなねらいや現状、問題点等をふまえて適切な安全管理を進める必要がある。

第2節 安全管理の内容

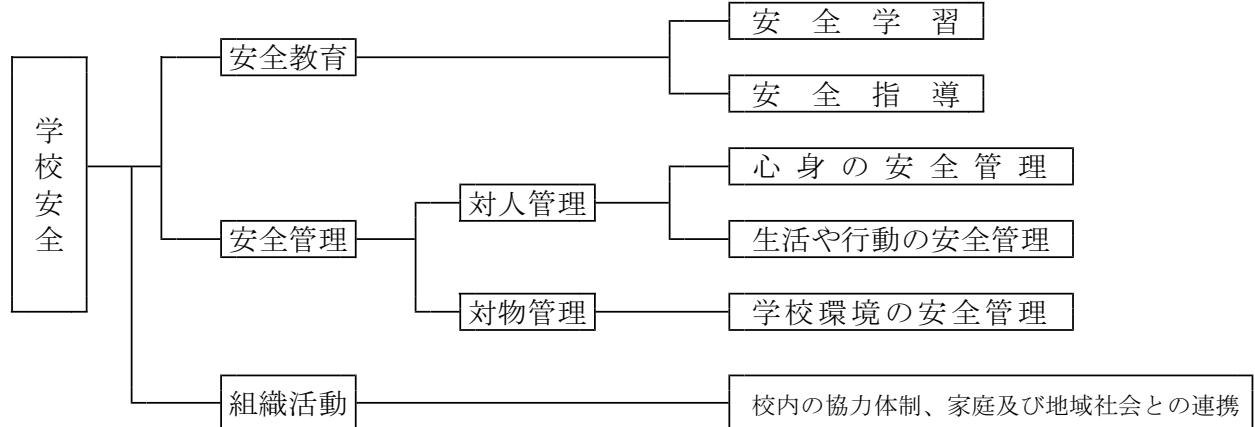
学校において安全管理をすべき内容は、その対象として、児童生徒と、児童生徒が使用したり生活したりする物や場所が考えられるが、一般的には経営の立場から、対人管理と対物管理の二領域でとらえる。対人管理の内容としては、心身の安全管理と生活の安全管理、対物管理の内容としては、学校環境の安全管理が考えられる。更に心身の安全管理の内容としては、危険（事件・事故）等発生の要因となる児童生徒の心身状態の把握・分析、日常の行動観察、救急処置と緊急な危険（事件・事故・災害）等発生時の救急体制等が考えられる。

生活の安全管理の内容としては、学校生活（休憩時間、各教科の学習時、クラブ活動、部活動、学校行事その他）におけるすべての教育活動を対象として、児童生徒の行動によって起こる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するための行動規制が考えられるとともに、校外生活（登下校の通学路等）における危険箇所の把握や避難の仕方等が考えられる。

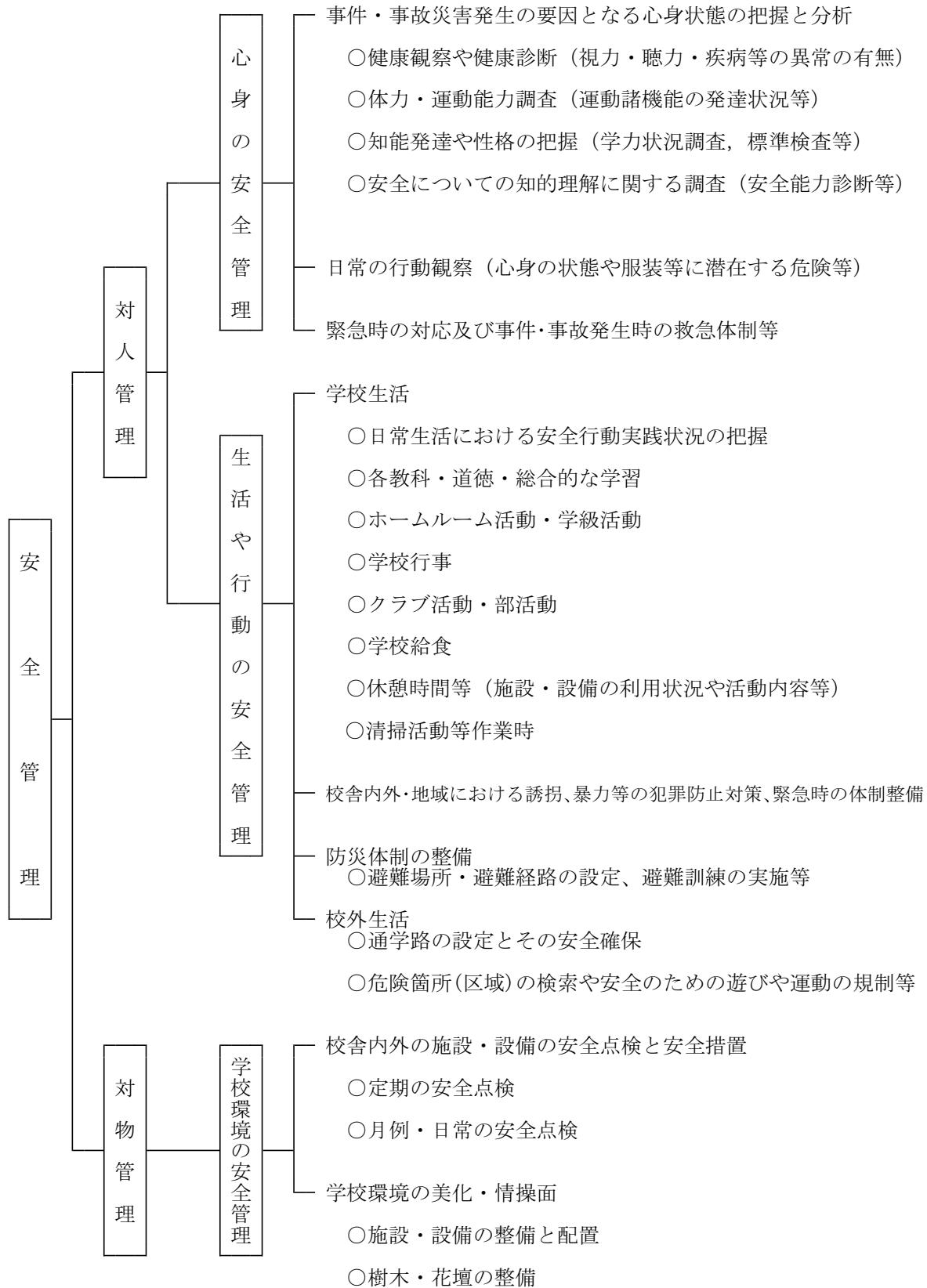
学校環境の安全管理の内容としては、校舎内外の施設・設備の安全管理及び情緒の安定を図るための校舎内外の整備等がある。

また、暴力や誘拐等の犯罪による事件、交通事故、自然災害（地震等）に備えた安全管理も重要な内容である。

＜学校安全の構図＞



<安全管理の構図>



第 2 章 学 校 安 全 計 画

学校安全計画は、学校保健安全法（以下「法」という。）で作成が義務付けられている。従来の学校保健法では学校保健安全計画であったが、改正法では安全に関する計画と保健に関する計画は別に作成することを求めている。

学校安全計画は、これまで安全管理を内容として作成される場合多かった。しかしながら、学校における安全管理は、安全教育（安全指導）と一体的に推進されてこそ効果が高められるものであり、全校的立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画であり、毎年度、学校の状況と前年度の学校安全の取組状況を踏まえ、作成されることが望ましい。

また、安全に関する職員への研修についても計画的に位置づけ、実施することを求めている。

これらの計画は、警察署その他の関係団体、地域の安全を確保するための関係団体、地域住民との十分な連携の下、作成されることが必要である。

学校保健安全法（平成21年4月1日施行）学校安全計画について

第27条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第30条（地域の関係機関等との連携）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第1節 学校安全計画の作成について

1 学校安全計画作成の流れ

(1) 学校安全の全体計画の中で、学校安全計画様式をどうするか考える。

(2) 学校安全計画に取り上げるべき内容を考える。

ア 安全点検に関する事項

学校保健安全法施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく定期の安全点検（第28条）、日常における環境の安全（第29条）等

イ 通学の安全に関する事項

通学状況の把握、通学のきまりの設定、通学の安全に関する指導計画等

ウ 各教科、特別活動、休憩時間中などの学校生活の安全に関する事項

(ア) 実験・実習におけるきまりの設定、施設・設備の取扱いにおけるきまりの設定、総合的な学習での校外活動におけるきまりの設定、遠足・修学旅行等の学校行事におけるきまりの設定、クラブ活動・部活動におけるきまりの設定、体育館・運動場・遊具等の使用におけるきまりの設定、各学校の特性を考え安全上必要と考えるきまりの設定

(イ) 防犯、防災等の避難訓練の計画、交通安全教室等の計画

エ 幼児児童生徒の実態に関する事項

(ア) 幼児児童生徒の安全に対する意識・態度や行動の状況の把握

(イ) 幼児児童生徒の実態から、効果的な安全教育（交通安全、災害安全、学校安全〔防犯含む〕）の計画

(3) 学校や地域の実情を考える。地域や関係団体と連携する。

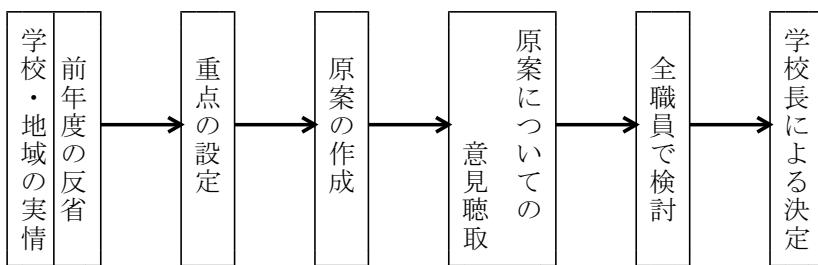
ア 学校の立地条件や地域の環境

イ 幼児児童生徒の管理下の事故発生状況や、施設・設備・環境の状況

ウ 教職員、保護者、幼児児童生徒、地域住民等の意見

エ 地域の自治会や安全関係の各団体との連携を図った上の計画

2 学校安全計画立案の過程



(1) 前年度の反省

- ア 学校安全計画の分担にしたがって実践してきた全職員の評価を集約し、問題点を明らかにし、計画に役立てる。
- イ 児童生徒の校内でのけがの発生状況〔いつ・どこで・どのようなけがが、どのように起きているか〕や「ヒヤリ ハット」したことを把握し、計画に役立てる。
- ウ 児童生徒の登下校中の事件・事故、帰宅後や休日の事件・事故、地域での犯罪・交通事故の発生状況等を把握し、計画に役立てる。

(2) 重点の設定

学校安全計画では、前年度の反省をもとに安全点検、通学の安全、学校生活の安全の重点を防犯、防災、交通安全、学校事故等の観点からどうするかを考える。

- ア 安全点検では、点検施設（遊具含む）・設備、器具・用具、定期点検の回数、点検日、担当、問題箇所の対応措置（安全確保）などが考えられる。
 - イ 通学の安全では、通学方法（徒步、自転車、バス等）に即した交通安全指導、通学路に応じた防犯対策指導、地域安全マップの作成等が考えられる。
 - ウ 学校生活の安全では、負傷する時間は、小学校では休憩時間、中・高校ではクラブ活動・部活動時が多く、それらの時間の安全確保が考えられる。
- 施設・設備の使用に関するきまりや、安全な使用に関する指導は徹底を期すべきことである。また、幼稚園、小学校については遊具の指導も重要である。

(3) 原案の作成

安全管理、安全教育、組織活動の別に職員の分担によって作成し、全体の調整を図ることが考えられる。この際、重点として設定したものを、実際の学校教育活動の中にどう取り入れていくのかを、教科や他の活動との関係等に考慮し、作成することが重要である。

第2節 学校安全計画の内容

(1) 安全教育に関する事項

- ア 学年別・月別の安全指導の指導事項
- イ 学年別・月別の関連教科、道徳、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- ウ 学級活動、学校行事、児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
- エ 課外における指導事項
- オ 個別指導に関する事項
- カ その他必要な事項

(2) 安全管理に関する事項

ア 生活安全

- (ア) 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- (イ) 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学生生活安全のきまり・約束、安全確保のための方法等に関する事項
- (ウ) 生活安全に関する意識や行動、事故災害の発生状況等の調査
- (エ) 校内及び地域(通学中含む)における誘拐・暴力等の犯罪防止対策及び緊急通報等の体制
- (オ) その他必要な事項

イ 交通安全

- (ア) 通学路の状況把握と登下校指導
- (イ) 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- (ウ) 自転車、二輪車等の使用に関するきまりの設定
- (エ) 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- (オ) その他必要な事項

ウ 災害安全

- (ア) 防災（自然災害、火災等）のための組織作り、連絡方法の設定
- (イ) 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- (ウ) 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- (エ) 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- (オ) その他必要な事項

(3) 安全に関する組織活動

- ア 家庭、地域社会との連携を密にするための学校安全委員会等の開催
- イ 教職員や保護者を対象とした安全指導、応急手当等の研修に関する事項
- ウ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全等に関する具体的な活動
- エ その他必要な事項

第3節 学校安全計画例

(1) 学校安全計画（幼稚園の場合）

月	4月	5月	6月	7・8月
行事	入園式・始業式 定期健康診断	園外指導、遠足	園外指導、遠足 プール開き	終業式
と家 の庭 連・ 携他 の團 体	保護者会、園だより ・安全に関する約束の確認 (登降園欠席等) 緊急家庭連絡網作成 通園状況の把握 春の交通安全運動	保護者会、園だより ・緊急連絡網による情報伝達訓練 ・遠足等の約束の確認 ・火災避難訓練(消防署との連携)	保護者会、園だより ・雨の日の諸注意 ・熱射病、食中毒等注意 夏の生活(水に関すること) に関する注意喚起	保護者会、園だより ・警察署からの注意 ・地域の防犯活動啓発 夏季休業中の生活の注意
安全 全 教 育	園内の生活の約束 ・遊び場や遊具、用具の使い方 既往症等安全上配慮を必要とする園児の確認 「こども110番の家」等の確認 基本的な交通安全の約束 避難の仕方 ・「おかしも」の確認 ※	→ 日常の園生活の中で安全な生活について ・必要な方法や約束を繰り返し指導 道路の安全な歩き方 ・基本的な標識や標示 ・安全確認の仕方 ・模擬道路での練習 不審者侵入避難訓練	雨の日の生活の約束 プールでの約束 雨の日の歩き方 ・道路と廊下 地震避難訓練	夏季休業中の生活の注意 交通安全の再確認 ・特に家周辺の過ごし方 街で声をかけられたら不審者対応の確認 火災避難訓練
安全管理	安全点検表の作成・確認 安全点検の共通理解と点検実施 教職員の安全教育研修 学校安全強化月間の取組(各種調査、取組) 年度初めの街頭指導 通学路の安全点検 定期安全点検	遠足等の安全計画・実施 火災避難訓練の実施	室内の安全な遊び方 プールの管理 定期安全点検	園舎内外の全職員での点検 設備・用具の再点検 教職員の安全教育研修 定期安全点検

※ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校には、組織活動の項目を入れる。

※ 「おかしも」・・・「お」おさない、「か」かけない、「し」しゃべらない、「も」もどらない

第 3 章 安全管理の進め方

第1節 学校環境の安全管理

1 学校環境における安全管理の方法

学校は児童生徒の教育の場として、また、集団生活の場として、最も健康で安全な環境でなければならない。学校環境は、常に同じ状態にあるわけではなく、季節あるいは時間、使用頻度、自然災害等により劇的に変化するものである。

したがって、学校環境の安全を維持するための管理には常に気を配る必要がある。

(1) 安全点検の種類と対象

安全点検の対象や内容は多岐にわたる。そのため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。安全管理を効果的に進めるには、過去の事故事例や使用回数の多いもの、破損や腐食しやすいものなど、学校の実態に応じた点検の観点を設定し、全教職員の共通理解の下、計画的に行う必要がある。

実施方法については、法的に定められている。すなわち、規則によれば、安全点検は、定期的、臨時的、日常的に次表のように行うこととされている。

安全点検の種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期 1回以上 計画的に、また教職員全員 が組織的に実施	児童生徒が使用する施設・設備及び防火に関する施設等について	毎学期 1回以上、児童生徒等が通常使用する施設・設備の異常の有無について系統的に行わなければならない (規則28条)
	毎月 1回 計画的に、また教職員全員 が組織的に実施	児童生徒が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、体育館、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上等	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則28条)に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要がある時 ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会等の学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災等の災害時 ・近隣で被害のおそれのある犯罪(侵入や放火等)の発生時等	必要に応じて点検項目を設定	必要がある時は、臨時に安全点検を行う (規則28条の2)
日常の安全点検 (環境の安全)	毎授業日ごと	・児童生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所について ・廊下や階段での歩行 ・室内の過ごし方 等	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない (規則29条)

(2) 安全点検の方法

安全点検の実施計画では、対象や種類別の安全点検表及び項目ごとの観点や分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員が必要な項目を認識した上で実施しなければならない。

また、臨時の安全点検については、計画的に実施するものではないが、突発的に必要となる場合もあるので、実施すべき状況やその方法等について事前に検討しておく必要がある。

個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行われるが、対象や項目に応じて、複数の方法を組み合わせる。

以上の点検作業は、学校管理の一環として、原則として教職員が行うものである。しかし、近年、老朽化した遊具や固定施設の破損、設置の状態等により重大な事故が発生していることから、定期的または臨時に、専門家による安全点検を積極的に実施する必要性が高まっている。各学校及び設置者で必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 安全点検の活動組織

教職員の役割分担を明確にし、全職員の共通理解のもとに実践活動が徹底するよう活動組織を確立する。この場合、活動を円滑かつ効果的に進めるため、中核となる組織、たとえば、安全委員会(学校安全推進委員会)等を設置することが望ましい。

計画的な点検のためには、安全点検表や実施要領の整備が不可欠であるが、実施要領等が繰り返し使用された場合、形骸化したりマンネリ化したりする可能性も否定できない。それを避けるために安全委員会(学校安全推進委員会)等を中心に安全点検の見直しを図り、危険の発見や予測のために 意識的に積極的に行う姿勢をもつ必要がある。

また、保護者会（P T A）の安全に関する委員会等と有機的連携を図ったり、生徒会（児童会）組織に安全委員会等を編成し、日直、週番活動などと連携させ、その育成を図るとともに、児童生徒が主体的に安全を確保することができるようとする。さらに、近隣学校と連携を図り、校内から地域全体へと安全活動を広げていくことが重要である。

(4) 安全点検表

安全点検表の作成に当たっては、その対象となる場所ごとに、点検の観点、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、処理の方法、事後措置の状況などを記録し、実施結果が把握できるようにする必要がある。

また、安全点検や記録簿の方法を評価し、必要に応じて改善することが必要である。

(5) 安全点検表作成上の留意点

- ア 点検場所(教科・領域)別にカード形式で、裏面に処置一覧表を貼り付けると便利である。
- イ 点検項目・観点・判定結果・不良箇所・事後措置の状況等は、点検の成否の決め手になるので十分検討する必要がある。

ウ 児童生徒の心身の発達度、学校規模、校舎の建築様式等、学校の実態に合わせて作成する必要があるが、特に高等学校の専門学科等に関する施設・設備については、独自の点検表の作成が必要である。

エ 点検実施後は、各施設・設備の不良箇所の状況、処理方法、事後処理年月日等を記入できる「安全点検集計表」を作成し、実施結果が把握できるようにすること。

(6) 安全点検の事後措置（学校環境の安全確保）

発見された危険を除去するための事後措置としては様々な事項が考えられるが、その概要は法的に定められている。すなわち「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」（法第28条）と規定されている。

したがって、安全点検の結果は、点検結果の集約方法・処理の手順、形式・方法等を明確にすることにより、速やかに、かつ適切に処理され、状況に応じて、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置が講じられなければならない。一般的には、校務分掌による安全主任、保健主事、管理部主任等が中心になり、場所（教科・領域）別の担当者、教頭等と連絡調整を図って必要に応じて補修、修繕等の改善措置を講ずるよう処理にあたるのがよい。

事後措置が学校内で実施できない場合には、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図る。

<安全点検表の例>

月 教室等の安全点検カード	担当者	点検印
項目	チェック	異常箇所・処理
床板に釘やさくくれが出ていたり、ビニルタイルなどに浮き、磨耗、破損はしていないか。		
床が滑りやすく（雨天時等の結露によるすべりも含む）、転倒の恐れはないか。		
壁にかけてあるもの、天井から吊り下げ物（電灯・ブラインド等）などが落ちやすくなっていないか。		
出入り口の戸が外れやすくなっていないか。		
椅子や机はじょうぶで安定し、釘やさくれなどが出ているか。		
棚の物品が落下する恐れはないか。		
清掃用具等の収納庫扉が破損したり、外れたりしてないか。		
ベランダの防護柵が腐食していないか。		

廊下が滑りやすく（雨天時等の結露によるすべりも含む）、転倒の恐れはないか。		
トイレについて、清掃用具などの収納庫の扉が破損したり、外れやすくなかったり。清掃用具がきちんと整理させているか。		
排水口等につまりはないか。		
その他		

※児童生徒の生活の様子も点検項目に加えるとよい。

例えば、室内の過ごし方が適切にできているか。等

<安全点検集計表の例>

年　月　日（　）実施		点検集計者　印		
施設・設備	設置年月	措置を要する対策	結果内容	事後措置年月日

<安全点検措置一覧表の例>

領域（定期・臨時・日常）		年　月　日（　）実施	
施設・設備	事後措置状況	措置責任者	措置月日

2 学校環境における安全管理の対象

対象や項目の設定では、学校種の違い、学校環境等や地域の実情を考慮する必要がある。

また、学校の施設開放により一般者が校内施設を使用することが日常的となっているが、開放部分と非開放部分を明確にして、必要に応じて進入禁止場所の明示や施錠等を行う。

なお、危害を加える恐れのある者、不審者等の侵入対策など防犯に関する安全管理について、十分配慮する必要がある。

（1）校舎内等の安全管理

校舎内の管理の対象としては、教室、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館等が考えられる。これらは、児童生徒の学校生活の中で最も多く使用される場所であり、状態の変化には特に留意する。また、寮や寄宿舎については、校舎内等の安全管理に準じて行う。

ア 教室	床や腰板などの状態、くぎ、びょうなど危険の有無、教室の窓枠、窓からの転落の危険性、出入口の扉の危険の有無及び机、戸棚、その他の備品の配置及び机・いすの破損の有無についても配慮する。
イ 廊下、階段、昇降口、ベランダ、庇	廊下の窓枠の破損の有無、フェンスの危険の有無、廊下や階段、昇降口やベランダ等の不要物の有無、庇等からの落下防止などについて配慮する。
ウ トイレ、水飲み場	トイレや水飲み場は、多数の児童生徒によって同時に使用される場所であり、そのために起こる事故も少なくない。したがって、周囲の危険物や昇降口との関係についても常に安全を確かめておく必要がある。また、水飲み場、洗口場、手洗い場等は、清潔を保つとともに、特に滑らないようにしておくよう配慮する。
エ 屋上、天窓	常時児童生徒が使用している屋上については、金網の高さ、床やフェンスなどの破損の有無など、危険のない状態にしておかなければならない。また、使用しない場合には、屋上への出入口の施錠、天窓への接近禁止等、適切な管理を行う必要がある。
オ 給食室	給食室は、食中毒や火災の発生が懸念される場所であり、このため、調理器具の保管状態、ねずみや害虫等の駆除、刃物類の始末、防虫網の整備、火気の後始末や電気、ガス使用の管理、運送用のコンテナの取扱いなど万全でなければならない。
カ 特別教室等	理科室、技術室、家庭科室、図画工作（美術）室等の特別教室や保健室等の施設・設備や薬品等による事故は、その取扱いの不注意によって起こる場合が多い。したがって、これらの特別教室や準備室等の薬品戸棚の管理、電源、ガスなどの安全装置、危険標識等の整備、刃物類の管理、実験用の危険薬品や保健室の薬品の貯蔵と管理は、常に万全でなければならない。
キ 体育館	体育館は、運動場と同様、児童生徒の活動が活発に行われる場であるため、床板や壁面の破損状況、電源等の安全、体育施設や体育用具の破損の有無、取付け口や固定口の破損の有無などについて確かめるとともに安全管理に配慮する。
ク 校舎等の外壁	校舎等の外壁の亀裂、表面仕上げ材の浮きなどから剥落等の危険の有無について配慮する。

(2) 校舎外等の安全管理

校舎外の安全管理の対象としては、運動場・校庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。これらの安全管理については、外部環境や一般の者との接点が多いものであることに留意する。なお、施設や器具・用具については、それ自体の安全管理だけでなく、使用法や扱い方も重要である。

ア 運動場・校庭等	運動場等は、児童生徒が学校生活において最も活発に活動を行う場所であり、体育授業、クラブ活動・部活動、放課後、休憩時等を中心に利用される。したがって、地面の勾配、凹凸の状態、排水の状態などについて点検し、危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去を行い、常に安全な状態に整備しておくよう配慮する。
イ 遊具、体育等の固定施設、移動施設	固定施設については、遊具、鉄棒、野球場等のバックネット等の破損の有無や周囲の状態、設置状態、砂場、掲揚塔等の塔の状態について常に安全を確かめ、けがが起こらないようにしておかなければならない。また、サッカー、ハンドボールのゴールポスト等の移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。
ウ 運動用具等の倉庫	児童生徒のけがの中で、運動や勤労生産的活動のための用具の撤去や収納の際に起こるものも決して少なくない。したがって、それらの倉庫や用具室の整理整頓に努めるとともに、常に施錠ができる状態になっているかの確認が必要である。また、石灰による角膜損傷などの報告もあることから、用器具等の保管状態や取扱い、児童生徒の出入状況の把握などについても十分に配慮する。

エ プール	プールについては、浄化・消毒装置やシャワー、洗眼器などの設備が設置目的に合った機能を果たしているか、それが安全に使用されているか、また、プールの中に危険物や異物などが混入していないか、プールの排水口、プールサイドやプールの周囲（フェンス等）が安全な状態に保たれているかなどについて、常に確認しておくよう配慮する。
オ 足洗い場	足洗い場は、水飲み場と同様、多数の児童生徒によって同時に使用される場所であり、周囲の危険物の有無、周囲が滑りやすくなっているか、排水の状態などについて確かめ、安全な状態が保たれるよう配慮する。
カ 駐輪場	自転車は、所定の場所に保管され、整理整頓されていなければならない。また、駐輪場の周囲が安全な状態に保たれているかなどについて、常に確認しておくよう配慮する。

3 災害等発生に備えた安全管理

災害発生に備えた安全管理としては、火災や地震、風水害、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。これらについては、校外関連機関との連絡体制を含めて検討する必要がある。さらに、災害発生時に学校が避難所となつた場合を想定して、衛生管理にも配慮した安全管理について検討すべきである。

一方、防災に関連する施設（防火シャッター、避難口等）や設備（消火器、消火栓、誘導灯非常ベル、避難器具等）については、誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。また、地震等による転倒、落下等の防止にも、十分に配慮すべきである。

なお、近年、落雷による事故が発生していることから、雷・落雷情報等を参考に対策をとる必要がある。

4 防犯に関する安全管理

児童生徒の大切な生命や安全を守り、楽しく、充実した学校生活を送ることができるようするため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の防犯ボランティア（スクールガード）等、関係団体等との連携を図り、児童生徒が、危害を加える恐れのある者など不審者等による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等についての不審者侵入対応マニュアル等を作成するなど、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

なお、防犯に関する安全点検を実施する際には、これまで実施している施設・設備等の定期、臨時及び日常の環境の安全点検及び事後措置（学校環境の安全の確保）と併せて実施すると、効果的・効率的に実施できるものと考えられる。

(1) 日常の安全確保

ア 職員の共通理解と校内体制の整備	日頃から、児童生徒の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の作成などにより、校内体制を整備する。
イ 来訪者の確認	学校への来訪者への案内・指示、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札等による識別などについて検討し、必要な対策を実施する。
ウ 不審者情報に係る関係機関等との連携	日頃から、学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備する。
エ 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備	始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア（スクールガード等）等による校内巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。
オ 登下校時における安全確保	通学路による登下校の徹底、通学路の要注意箇所の把握を行う。例えば、通学路の要注意箇所のマップを作成したり、それらの情報を児童生徒に周知する。また、児童生徒による地域安全マップの作成、さらに、地域の関係機関等との連携を図り、「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の際の避難場所を児童生徒に周知したり、登下校時の緊急の際の対処法の指導などについて検討したりして、必要な対策を実施する。
カ 校外学習や学校行事における安全確保	校外学習や学校行事については、綿密な計画の作成と安全の確認、児童生徒への事前の安全指導の十分な実施及び緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。
キ 安全に配慮した学校施設の開放	開放部分と被開放部分とを明確に分けることと不審者等の侵入防止策（施錠等）の実施、保護者や地域団体等による学校支援のボランティア活動への積極的な協力の要請など、必要な対策を実施する。
ク 学校施設面における安全確保	校門、周りのフェンス、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備、不審者の暴力等を阻止するための用具（防犯スプレー等）の設置、死角の原因となる立ち木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討し、必要な対策を実施する。

(2) 緊急時の安全確保対策

ア 不審者情報がある場合の連絡等の体制整備
警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者や地域団体等による学校支援ボランティア（学校内外の巡回等）の整備などについて検討し、必要な対策を実施する。
イ 不審者の立ち入りなど緊急時の体制
校長、教頭または他の教職員への情報伝達、児童生徒への注意喚起、避難誘導等の対応のできる体制を確立する。また、警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備を図るとともに、緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒の避難訓練等を実施する。さらに、警備員等を配置している学校については、警備員等による巡回の効果的な実施と速やかな対応について検討する。

(3) 開かれた学校の推進と防犯のための安全管理

開かれた学校づくりについては、従来ともすれば学校が画一的・閉鎖的であるといった指摘を受け、学校が家庭や地域社会とともに子どもたちを育していく観点に立って、教育活動や学校運営の開放、学校情報の公開、学校施設の開放などを行っているものであり、今後もその重要性は変わらない。

したがって、これまで述べたような児童生徒の安全確保策を講じつつ、開かれた学校づくりと外部からの不審者等の侵入防止のための安全管理とは区別しながら、同時に進めていく必要がある。その際、学校に設置されている学校安全委員会や学校評議会等の活動と関連させたり、警察、PTA、自治会、地区防犯協会、青少年教育団体等との緊密な連携による学校の安全確保が重要である。

(4) 保護者や関係機関等との連携による安全確保

これまで述べたように、不審者等から児童生徒の大切な生命や安全を確保するため、学校において努力することは当然であるが、その広範な内容からみて、保護者（PTA）や地域住民、関係機関等との連携により、学校内とその周辺や通学路、地域での生活全般での安全を確保するなどの組織的な活動が必要である。

したがって、児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るために注意すべき事項に関する家庭での日頃からの話し合い、警察、保護者（PTA）、自治会、地区防犯協会、青少年教育団体等の協力を得ての要注意箇所の点検や不審者等の情報の速やかな伝達、学校内外や地域の巡回、子どもの見守り活動、「声かけ運動」等を学校と地域、関係機関・団体が一体となり展開することなどが必要である。

第2節 学校生活の安全管理

1 概 要

学校生活の安全管理は、学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。学校生活の安全のためには、施設、器具・用具等学校環境の安全管理がなされていることが前提となるが、その上で、児童生徒の事故災害を招く恐れのある行動について予測し、それを防止するための具体的な指示や規制を与えることが必要である。

行動や場所の規制を行う際には、規制について教職員が共通理解し、協力体制を確立した上で、規制の理由を児童生徒に理解させ、遵守を徹底させなければならない。そのためには、規制が児童生徒にわかりやすく、具体的で明確でなければならない。

また、児童生徒の情緒の状態等をはじめとする心身の健康状態は、行動に大きく影響し、結果として児童生徒の安全性に影響を与える。情緒の不安定が認められたときには、積極的に指導を行うことが必要である。健康状態についても、日常の健康観察、健康相談や健康診断に関する情報等をもとに、疾病や異常の早期発見に努め、安全管理に活用しなければならない。

しかし、指示的・規制的姿勢に偏りすぎると、思春期以降は逆効果になる場合も少なくない。児童生徒には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。危険な行動をとりがちな児童生徒、また、けがをしやすい児童生徒に対しては、多面的な理解、個別的な指導など発達段階も考慮した働きかけを行うことも大切である。

なお、学校生活の安全管理を効果的なものにするには、過去の事故統計、事故事例や自校の児童生徒の行動などの実態を踏まえて、安全管理の観点や方法を設定し、全教職員の共通理解を図る必要がある。

事故の発生状況や原因・関連要因等の把握には、次の情報等を活用する。

○ 自校における事故（発生状況及びその原因・関連要因等の把握）

- ・ 運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査
- ・ 学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録
- ・ 健康観察や保健室来室状況
- ・ 教職員による行動観察

○ 国内等の事故（日本スポーツ振興センターの事故統計や事例など）

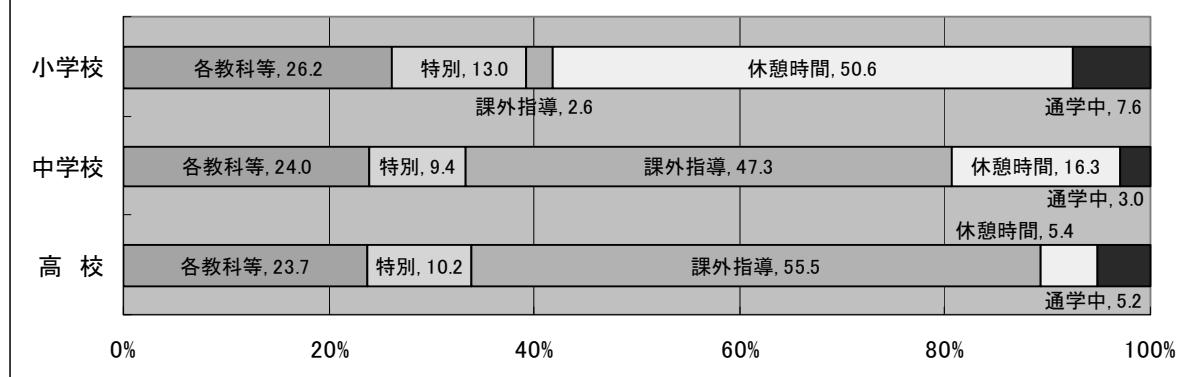
以上のような情報は、地域内の学校間において積極的に交換されることが望ましい。さらには、事件・事故発生時の対応についても、必要に応じて、救急等の措置がとれるよう準備しておくことが必要である。

2 学校生活の安全管理の対象

(1) 休憩時間

休憩時間は、解放感から児童生徒は無意識に危険な行動をとりやすく、事故の発生も多く、児童生徒間の暴力やトラブルなどが起こることも考えられる。したがって、日ごろから休憩時間における児童生徒の行動についての把握に努め、安全点検を行い、必要な措置をとるようとする。なお、独立行政法人日本スポーツ振興センター発行「学校管理下の災害-21」によれば、休憩時間中の事故は小学校が最も多く(5割強)、中学校(2割弱)、高等学校(1割弱)と学校段階が進むにつれ減少する。小学校では休憩時の安全管理に、中学校と高等学校では課外指導時の安全管理に、特に注意を払う必要がある。(表1)

表1 負傷における場合別発生割合 (20年度)



管理の対象は、始業前、業間、昼休み、放課後などがあげられるが、次のような観点から安全点検を行い、必要な措置をとるようにする。

ア 校舎内で活動している場合

- (ア) 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに破損や危険はないか。
- (イ) 校舎内での施設の利用や児童生徒の行動に危険はないか。
- (ウ) 窓から庇（霧除け）へ出入りするなど危険な行動をしていないか。
- (エ) 児童生徒が使っている道具や遊具等に危険性はないか。

イ 運動場や体育館で活動している場合

- (ア) 運動や遊びをしている児童生徒と他の者の間隔は適切か。
- (イ) 運動と遊びの種類と場所は適切か。
- (ウ) 教室、運動場（体育館）間を移動する時の行動は適切か。
- (エ) 死角になる場所での行動に危険はないか。
- (オ) 新しく児童生徒の間に流行している遊びのなかに危険なものはないか。

ウ 運動場や体育館で遊具や固定施設、器具を利用して活動する場合

(ア) 遊具や施設そのものに破損や欠陥がないか点検してから利用しているか。

※ 特に施設、器具等の移動、設置を行った場合の安全確認（サッカーゴール、鉄棒、支柱、跳び箱等）

(イ) 施設を正しく利用しているか。

(ウ) 施設の近くにいる児童生徒の位置に危険はないか。

エ その他

雨天時における休憩時間の過ごし方については学級会活動・ホームルーム等で話し合わせたり、読書指導などと結びつけた安全な過ごし方の検討を行う。必要により「室内での遊びのきまり」をつくったり、廊下や階段では遊ばないよう規制したりする措置等も考えられる。

また、不審者の侵入に備え、死角になってしまう場所での活動の仕方や不審者を見かけた場合の連絡や行動について、規制や指導を行い、それに対応する教職員の校内体制を確立しておくことが必要である。

(2) 各教科等の学習時間

P 18 表 1 によると、負傷における場合別発生割合の中で、各教科等の学習時間の割合は小学校、中学校、高校ともに全体の約4分の1を占め、特に実験、実習、実技などにおける事故が多い。各教科等の安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努める。特に休憩時間の心理状態を引きずりやすい児童生徒やけがの可能性の高い児童生徒に対しては、個別的に配慮する。

また、学校へ不審者が侵入した場合は、児童生徒の安全確保を第一に考え、教職員間、児童生徒へ情報が伝達され、避難誘導、防御、応急手当等の教職員の役割分担にしたがって適切に対応しなければならない。

校外での活動に際しては、児童生徒の活動内容に即した事前の調査を行い、交通安全や防犯等の注意点も併せて指導を行う。

各教科に共通して留意すべき事項としては、次のような点が挙げられる。

ア 授業計画、授業内容が適切であるか。

イ 各教科等の指導前に、児童生徒の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。

ウ 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒によく理解され、利用の仕方に危険はないか。

エ 情緒不安傾向の児童生徒、特に、注意を要する者に対する適切な個別配慮がなされているか。

これらの基本的な共通点に留意して、それぞれの教科の特性、児童生徒の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理に万全を図る必要がある。

総合的な学習の時間では、体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、小グループで活動する、広い範囲で活動する、校外で活動する、地域の人々と触れ合うなど、通常の学習とは異なる学習環境になることが多いので、安全への一層の配慮が必要となる。また、学習内容について保護者、地域の方々の理解、協力を求めることも大切である。さらに、情報発信の際には、個人の情報を守ることにも十分に配慮したい。

(3) クラブ活動・部活動

- ア 校内の指導組織を確立し、教職員の共通理解が図られているか。
- イ 異なった学年の児童生徒による共通の活動であるため、無理や危険はないか。
- ウ 場所、時刻、時間等に無理や危険がないように活動が計画されているか。また、用具や使用施設・設備の安全が確認されているか。
- エ 参加する児童生徒の健康状況を十分把握し、自己管理を徹底するとともに、望ましい人間関係の育成が図られているか。
- オ 担当教員と担任をはじめ、他の教職員や保護者との十分な連絡が保たれ、連携協力の下に指導がなされているか。

<体育的活動>

体育的活動での児童生徒の事故発生率は、小学校、中学校、高等学校と年令が進むにつれて増加する。事故原因としては、施設・設備、用具等の不備、児童生徒の危険な行動、活動内容が児童生徒の実態に則さないことなどが考えられる。安全管理と安全指導の両面から次の点に留意することが大切である。

- (ア) 児童生徒が、精神的に不安定であったり、身体的に不調であったりすれば、児童生徒の安全性に大きく影響する。活動前に一人一人の心身の健康状態を、観察や質問によって的確に把握することが重要である。また、活動中も常に健康状態の把握に努め、異常に気づいたら適切な措置をする。さらに、見学者の扱いについてもその安全性に十分配慮する必要がある。
- (イ) 児童生徒一人一人が自分の健康管理に努めるよう指導する。
- (ウ) 人と人との身体接触が多く行われる種目では、危険行為は重大な事故をまねく恐れがあるため、ルールを遵守し、粗暴なプレーを絶対に行わないよう繰り返し指導する。
- (エ) 個人ごとの能力の把握に努め、能力に応じた段階的指導をするとともに、補助者が必要な場合には、正しい補助ができるよう指導する。
- (オ) 施設、用具、活動場所等の安全について点検及び整備を確実に行い、取扱いや利用方法について正しく理解させ、活動時には、自分たちで安全管理ができるようにさせる。(例えば、砲丸、やり、ハンマー、弓、アーチェリー等の扱い・保管は特に注意。)
- (カ) 対外試合等に参加させる場合には、あらかじめ校長の許可を求め、保護者の承諾を得て参加させるようにし、必要な場合はあらかじめ健康診断（感染症等も含む）を受

けさせる等、児童生徒の健康管理に十分留意する。特に危険を伴う種目については、過去の競技歴等も検討し、選手の選考を行う。また、競技そのものの安全管理はもちろんであるが、会場までの行き帰りの安全にも十分留意することや事故が起きたときの対応や連絡方法についても確認しておくことが重要である。

<生産的活動>

- (ア) 施設・設備、用具等の安全性の確認は、児童生徒の実態に応じて、十分な指導の下、児童生徒にできるものはさせてよいが、最終的には教員の責任において行う。
- (イ) 作業に適した服装で行わせる。
- (ウ) 作業時は安全を第一とし、真剣に活動へ取り組ませる。
- (エ) 作業内容によっては、場と人数を考え、間隔を十分もたせる。
- (オ) 施設や用具の安全な使い方については、繰り返し指導し、注意を喚起する。
- (カ) 作業終了後は、使用用具の確認を行い、手入れと保管を徹底する。

(4) 清掃・作業

- ア 身軽で活動しやすく、汚れを気にせず、安全に作業ができる服装で行わせる。
 - イ 用具や道具の点検、修理、補充等が正しく整備され、保管も含め、安全に利用させる。
 - ウ 清掃・作業場所やその周辺に危険がないことを確認する。
- (ア) 清掃・作業の手順を明確にする。
 - (イ) 場所・人員・用具の適正配分をする。
 - (ウ) 次のような場所は、指導教員の監督の下で行わせる。
 - a 二階以上の窓・ベランダ、校外
 - b ふみ台を利用して清掃する場所
 - c くわやかま等の危険な用具を利用したり、ガラス等の危険な物を処理する場合

(5) 学校行事

- ア 参加者の人員は確認されているか。
 - イ 異なった学年の児童生徒による共通の活動であるため、無理や危険はないか。
 - ウ 場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。また、用具や使用施設・設備の安全が確認されているか。
 - エ 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。
 - オ 活動している者同士の間に危険はないか。
 - カ 不審者への対応については検討、指導されているか。
- このような基本的な共通点を押さえながら、各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、児童生徒の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくことが必要である。
- なお、行事終了後、評価・反省を行い、問題点について改善策を協議する。

以下、ア 運動会、体育祭 イ 旅行・集団宿泊的行事 ウ 学習発表会等 エ 全校美化活動等について留意点をあげる。

ア 運動会、体育祭等

(ア) 活動前

- a 種目の選定は、児童生徒のニーズや能力と発達段階に応じた適切なものとする。
- b 競技の内容・方法、きまりを十分理解させ、練習計画を立て、事前指導の徹底を図る。当日の準備運動についても念入りに行う。
- c 1レースあたりの人数を適正にする。
- d 走り方のきまりを明確にする。
- e 各競技の基本的な技能を十分習得させる。
- f 団体競技の規則は明確にする。
- g 施設、用具・器具等の安全点検をすると同時に、その準備の仕方や役割分担について、十分に指導を行う。
- h 競技場の整備を徹底する。また外来者に対する安全措置を講じる。
- i 天候の状況等(気温、湿度等も含めて)から実施するかどうかを適切に判断する。
- j 健康観察は、学級担任による健康観察や、特に注意を要する児童生徒の健康診断など、資料を活用して行う。特に、水泳や長距離走など、身体に大きな負担のかかる競技会については、事前に児童生徒各人の健康状態を十分に把握する。
- k 本部と救護の所在を明確にし、事前に学校医と連絡をとっておくなど緊急事態に対応できる準備をしておく。特に、校外で持久走等を実施する際には、事前調査によるコースの安全確認を十分に行い、当日の救護車の手配や、要所に応急手当のできる職員を配置しておくなど救護体制に万全を期す。
- l 外来者に対する安全措置を講ずる。

(イ) 活動中

- a 危険な行動をとる者、不必要な場所に行く者がいないかを監督する。
- b 用具の取り扱いは、真剣に行わせる。
- c 児童生徒の行動範囲に不審者がいないかを巡回する。

(ウ) 活動後

- a けがや体調等の状況を把握、適切な措置をする。
- b 用具の後片付け、保管を安全に行う。

イ 旅行・集団宿泊的行事

(ア) 全体計画は、安全を配慮した無理のないものを作成する。

- a 日程、経路、交通機関、目的地の状況等についての安全について、実地踏査などによる事前調査を行い十分に検討する。
- b 万一の事故に備えて緊急時の連絡体制・医療体制の点検を行う。

- c 保護者へ丁寧な説明をし、理解を図る。
- (イ) 活動にあたっては、特に次の点に留意して指導する。
- a 事前に参加児童生徒の健康状態を把握し、配慮が必要な児童生徒については適切な対応を図る。また、旅行中の健康管理について指導を計画的に行うとともに、旅行中の発病や事故に際しては、すみやかに医療機関その他の関係方に連絡するなど、適切な措置をとる。
 - b 人員点呼・健康観察を適切に行うとともに、集合場所、時間、合図の仕方等を指示し、徹底する。
 - c 歩行は、追随歩行にならないよう一人一人に安全を確認させる。特に駐車場や高速道路のパーキングエリア等での交通安全に配慮させる。
 - d 乗り物利用時は、待ち方、乗降の仕方、車内態度等安全な利用についての指導を徹底する。
 - e グループ行動、自由行動の範囲を指定し、計画を立てさせ、危険箇所への立入りを禁止する。また単独行動をとらせない。
 - f 緊急事態発生の場合の連絡方法を確認する。
 - g 施設利用の安全について実地指導する。(出入口、非常口、通路、ベランダ、部屋、風呂場)特に、万一の災害に備え、避難の方法等を周知徹底しておく。
 - h 行事終了後、自宅に到着するまでの間、健康安全に配慮するように指導する。
- ウ 学習発表会等
- (ア) 展示、発表、催し物等の内容は、健全で全教職員の共通理解が得られるものであり、事前準備や事前審査により、危険な実験・機械操作・演技をチェックし事前に中止や改善の指導を行う。また、その実施は、必ず教員の指導の下で行わせる。
- (イ) 道具類及び施設・設備を安全に整備し、舞台、会場や会場周辺に危険のないようにする。万一の場合に備え、避難経路を確保し避難の方法を明示する等して児童生徒、また、参観者の安全を図る。
- (ウ) 電気・ガス・化学薬品等や工作機械類等を準備及び発表に使用する場合は、十分な安全上の指導と配慮を行う。
- (エ) 会場を一般公開する時には運営本部と救護本部を明示し、外来者にもその所在がわかるようにしておく。また、不審者の侵入に備えて、参観者の受付や巡回等の体制を整える。万一の事態に備えて警察に協力を依頼しておくことも配慮されてよい。
- (オ) その他
- a 練習計画は無理のないようにする。
 - b 児童生徒の協力体制と係分担に無理のないようにする。
 - c 教職員の勤務時間を超過して準備活動を許可する場合は、指導職員の有無、活動内容や下校時の安全を検討して延長時間を設定する。

- d 会場作成など前日の準備作業の安全について十分に掌握する。
- e 模擬店等の保健・衛生管理を十分に行う。(保健所への連絡・許可)
- f 前（後）夜祭等を実施する場合は、夜間の集団行動や下校時の安全、部外者の侵入等の対策も検討しておく。(消防署・警察への連絡・協力依頼)
- g 後片付けの時間にゆとりのあるように終了時刻を設定する。
- h 会場撤去作業上の安全管理を十分に行う。
- i 大量のごみや紙くず、空缶等の危険物が出るので、その処理を適切にする。
- j 事後の校舎内外の安全点検を確実に実施する。

エ 全校美化活動等

- (ア) 用具、道具を正しく安全に使用させる。
 - a 用具・道具を所持する場合、周囲の人に危険部分を向けない。
 - b スコップやくわは、片手で使用しない。
 - c 刃先を向かい合わせて作業しない。
- (イ) ワックス類、スプレー類、薬剤、肥料等を安全に取り扱う。
- (ウ) 清掃・作業場所やその周辺に危険がないようにする。
- (エ) 清掃・作業時の生徒相互の間隔は適切にとる。
- (オ) 清掃・作業に適した服装にする。

(6) 学校給食

- ア 食かん等の保管、運搬に危険がないようにする。
 - (ア) 調理室（配膳室）での保管中、及び運搬ルート上での異物混入がないような管理
 - (イ) 当番の仕事と人数 (ウ) 調理室（配ぜん室）からの受け渡し方
 - (エ) 運搬車の扱い方 (オ) 運搬車への載せ方、降ろし方
 - (カ) リフトの使い方 (キ) 廊下、階段における運び方
 - (ク) 熱い物、重い物の扱い方 (ケ) 食かん等の持ち方
 - (コ) 他の児童との接触
- イ 配食に危険がないようにする。
 - (ア) 配食方法の違いとその手順
 - (セルフサービス方式、テーブルサービス方式、グループ配食方式、その他)
 - (イ) 通路の間隔と障害物 (ウ) 配食時の並び方と通行方法
 - (エ) 盆の持ち方、運び方 (オ) 配食時の待ち方
- ウ 食事中、後始末、その他に危険がないようにする。
 - (ア) 手洗場の状況と利用の方法 (イ) 運搬車、食かん、食器等の安全確認
 - (ウ) 食器類の持ち方、扱い方 (エ) 食事中のマナー、姿勢
 - (オ) 机上よりの落下防止 (カ) 後始末の順序、内容

第3節 通学の安全管理

1 概 要

通学の安全管理は、児童生徒の通学時における安全の管理を目的にし、通学路の決定とその安全確保及び手段に応じた安全管理が主な対象となる。

児童生徒の通学方法は、徒歩、自転車、バス、電車、二輪車、自動車等、各学校や地域により多岐にわたることから、それぞれの通学方法の特性を考慮する。また、交通安全だけではなく、暴力や誘拐等に対する防犯の観点からも、PTAや関係機関・団体と連携を図りながら安全管理をすすめなければならない。

なお、通学時の安全確保には、児童生徒の自己管理が極めて重要であるため、通学路の点検と計画的な安全指導とを密接に関連付けて実施することが不可欠である。

2 通学路の設定

各学校の通学路の設定とその安全確保に当たっては、地域の交通事情や児童生徒に対して実施した交通環境調査の結果等を考慮し、教育委員会をはじめ警察署や道路管理者等の地域の関係者やPTAと協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。通学路の条件としては、具体的に次のような事項が挙げられる。

- (1) できるだけ、歩車道の区別のある道路であり、また、区別がない場合には、次の点に留意する。
 - ア 自動車の交通量が比較的少ない。
 - イ 道路幅が児童生徒の安全な通行を確保できる状況にある。
- (2) 遮断機のない無人踏切や見通しの悪い危険箇所がない。
- (3) 横断箇所に横断歩道、信号機などが設置されているか、もしくは警察官等による誘導が行われている。
- (4) 人通りが比較的多く、地域の人の注意が向きやすい。
- (5) 街灯が設置されている。
- (6) 地震による落石や地すべりが起こりやすい箇所や川、池、沼、堤防等に沿った道路は、児童生徒の実態に応じて避ける。
- (7) 工事中の道路や高架線の下や、破損している橋のある道路は避ける。

3 通学路の点検

指定された通学路については、変更が生じた場合、通学路図を作成し、関係機関（教育委員会等）に提出するとともに、交通量の変化、道路工事の場所や時間、危険箇所の状況、児童生徒が立ち寄る場所などについて絶えず点検を行い、道路事情の変化に適切に対処する。

4 通学路の安全確保

- (1) 通学路を表示する標識については、道路管理者、公安委員会等と十分協議し、適切な箇所に設置する。
- (2) 歩車道の区別のない道路については、状況によって、通学時間帯における車両の通行禁止等の交通規制が措置されるよう関係機関に要請にする。
- (3) 無人踏切、信号機のない横断歩道等で特に危険と思われる場所については、適切な改善を関係機関に要請する。また、防犯上危険な箇所についても点検し、こども110番の家等、緊急避難場所について把握する。
- (4) 保護者に対し、児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るために注意すべき事項について、日頃から家庭内で話し合いを持つよう要請する。
- (5) 保護者や地域の警察、自治会、防犯協会、青少年教育団体等と協力して、危険箇所の点検や不審者等の情報伝達、巡回パトロール等を組織的に実施する。

5 安全な通学方法

通学の安全確保をするためには、地域の道路や交通事情等に即した通学方法を考慮し、適切な安全管理の下に実施する。

(1) 徒歩、バス及び電車等交通機関利用による通学の安全確保

- ア 一人一人の通学方法を把握し、地域の道路環境、交通量等を具体的に検討したうえで、個々の通学路ごとに集団登下校を実施するかを決定する。集団登下校の実施にあたっては、教育委員会、警察署、保護者、その他の関係機関と密接に連携し、登下校時の交通規制、保護、誘導等に万全を期す。特に、集合場所の選定や集団の人数に留意し、児童生徒に対しては、集団として規律ある行動がとれるよう指導の徹底を図る。
- イ 部活動等で下校時刻が遅くなる場合について、交通事情の変化や防犯等を配慮し、安全に下校できるよう具体的に指導する。
- ウ バス、電車等の利用者に対し、乗降時や乗車中の行動、降車後の横断等における安全確保について周知する。
- エ 悪天候や自然災害発生時に備えて、情報の入手方法を確認し、状況に応じて登下校時刻や通学順路の変更、保護者や教職員の引率による下校等の対処をする。

(2) 自転車通学の安全確保

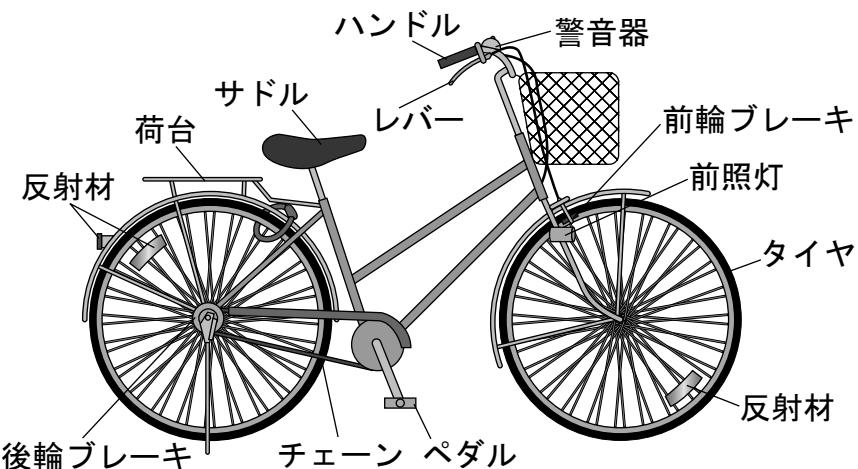
- ア 自転車通学については、児童生徒の通学距離、地域の交通事情等を考慮し、自転車通学に関するきまり等を設け、通学の安全が保たれるようにする。
- イ 登下校時の歩行者と自転車等の混雑や交錯を配慮し、駐輪場や経路等の調整を行う。
- ウ 定期的に自転車を点検させ、その結果を記録をさせるとともに不良箇所を修理するよう指導する。また、駐輪場の使用について、使用場所や禁止場所の遵守及び整理整頓な

どの習慣を身に付けさせる。

- エ 自転車通学の児童生徒に対しては、運転にふさわしい服装、ヘルメットや雨具の着用、防犯登録、保険への加入などの指導とともに、悪天候、濃霧、薄暮等の自然環境の変化に対処した自転車の安全な走行について計画的な指導を実施する。
- オ 道路交通法等の交通関係法規を守り、安全な走行、スピードの抑制、無灯火や二人乗りの禁止等の指導及び歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮など、自己管理能力を高めていくような指導の徹底を図る。

【自転車の点検】

点検箇所	点検のポイントと整備の仕方
サドル	またがった時に、両足のつま先が地面に軽く着く程度に固定されているか。
ハンドル	高さは適正か。ハンドルの角度が、前輪と直角に固定されているか。
警音器(ブザー)	よく鳴るか。
ブレーキ	前後ともブレーキが効くか。（時速10kmで走行中、ブレーキをかけてから3m以内で止まれるものでなければならない。）
前照灯	ライトが明るく点灯するか。（10m前方がよく見えるか。）
反射器材	反射器材は、夜間100mの後方から自動車のライトで照らされた場合、よく見えなければならない。また、側方からもよく見えるか。
タイヤ	タイヤには十分空気が入っているか。溝がすり減っていないか。
ペダル	曲がっているなどのために、足がすべる恐れはないか。
チェーン	ゆるみすぎではないか。
変速機等	正しく作動するか。



整備が不十分な箇所がある場合には、速やかに自転車安全整備店で修理させる。

なお、自転車安全整備店の表示がある店で点検整備をすれば、「T S マーク」を貼付されるが、これには傷害保険と賠償責任保険が附帯されている。

第4節 安全管理の評価

1 安全管理の評価の意義

安全管理が、現在有効に機能しているとしても、将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要が出てくる場合がある。また、職員の異動等により、教職員の安全管理に関する共通理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象・観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。

2 安全管理の評価の観点

(1) 安全管理の計画・体制	ア 学校安全計画の安全管理に関する計画は適切であったか。 イ 安全管理に関する危機管理マニュアル等は適切に機能するようを作成されているか。 ウ 事件・事故災害における情報の収集や連絡体制が整えられているか。 エ 計画されたことが実行され、記録されているか。
(2) 校舎内外の施設・設備の安全点検と事後措置	ア 安全点検の実施要領が作成され、全教職員の共通理解が図られているか。 イ 安全点検は年間を通じて計画的に行われているか。 ウ 安全点検の結果に基づいて事後措置が適切に行われているか。 エ 日常の安全点検が児童生徒の活動と相まって適切に行われ、その結果に基づいて適切な事後措置が行われているか。 オ 安全点検や事後措置の記録が適切に管理され、安全指導や安全管理に役立てられているか。 カ 不審者等の侵入に対する対策が立てられ、実行されているか。
(3) 学校生活の安全管理	ア 児童生徒の安全にかかる行動の実態や事故の発生状況が把握され、それらが日常の安全管理や安全指導に役立てられているか。 イ 様々な教育活動や方法、あるいは活動の場所にかかる約束、使用規則などが明確にされているか。また、児童生徒がそれらの必要性を理解し、守り、安全に活動しているか。 ウ 理科、図工、家庭、体育等教科における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。

	<p>エ 情緒の安定を図るために、児童生徒との日常的なかかわり、関連する指導、環境の整備、相談活動体制の整備などが適切に行われているか。</p> <p>オ 学校生活の安全管理が、安全指導と関連付けられているか。</p>
(4) 通学の安全管理	<p>ア 通学路の設定、通学路の交通安全及び防犯上の安全確保のための点検・整備が適切に行われているか。</p> <p>イ 様々な通学方法について、安全のきまりや約束事などが明確に設定され、それが児童生徒に徹底されているか。</p> <p>ウ 通学時の安全確保のために、保護者や地域の関係機関・団体等との連携を図っているか。</p>
(5) 危険等(事件・事故災害)発生時の救急及び緊急連絡体制	<p>ア 校内で事故が発生した場合の応急手当や通報の体制が確立されているか。</p> <p>イ 校内に不審者等が侵入した場合の緊急の対応について、体制が整備されているか。</p> <p>ウ 遠足、修学旅行、集団宿泊、クラブ活動等の校外で行われる教育活動において、危険箇所がチェックされているか。また、事故が発生した場合の救急、及び緊急連絡体制が確立されているか。</p> <p>エ 火災、地震、津波、風水害、雷等の防災計画が立てられ、災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか。</p> <p>オ 火災、地震、津波、風水害、雷等発生時の関係機関・団体等との連絡体制が確立されているか。</p> <p>カ 全職員が応急手当の手順や技能を取得できるなど、危機管理の様々な内容について、研修を行っているか。</p>

3 安全管理の評価の方法

評価の方法は、その目的や対象・項目等に応じて、担当者や具体的方法を検討する。評価の担当者は、職員の中から選ばれるが、必要に応じて教職員全員で行ったり、児童生徒を参加させるなど適宜検討する。評価の際には、以下のような情報が有用である。

- (1) 計画やマニュアル等の内容、有効性等に関する、関係者や担当者からの意見
- (2) 計画やマニュアル等の内容の実施状況
- (3) 安全点検等の記録結果やそれらの集計結果
- (4) 児童生徒の安全にかかわる行動等の実態や規則などの遵守状況
- (5) 事故の発生状況

第4章 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)

第1節 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成について

1 危険等発生時の対応（学校・関係機関等との連携と取組）

学校で事件・事故が発生した場合、冷静かつ迅速に初動体制をとらなければならぬ。その際、保護者や地域住民、関係機関等との連携が重要となる。

なお、被害者を含めた家族等の心情に配慮することはもちろんのこと、学校は誠意を持って家族と向き合い、真正面から事故等に対応することが重要である。

（1）危険等発生時に教職員の取るべき措置

ア 児童生徒の安全確保と校内における連携

(ア) 児童生徒の避難誘導

- ・避難場所、避難経路の指示と誘導

(イ) 生徒の被害状況の把握と負傷者の応急手当

- ・負傷状況の把握、人数、氏名等、応急手当

※ 必要に応じて救命措置を講じる。(AEDの活用等)

(ウ) 他の教職員への連絡と連携

イ 関係者、関係機関等への連絡

(ア) 警察、消防署等への連絡

- ・被害の状況、人数、場所等の連絡

(イ) 教育委員会、学校医、健康福祉センター（保健所）等への連絡

- ・事故等の概要説明、今後の対応等について

(ウ) 被害にあった児童生徒の保護者への連絡

- ・事故等の概要説明、被害状況、搬送先病院等

(エ) PTA役員、地域関係団体等への連絡

- ・事故等の概要説明、今後の協力依頼等

（2）危険等発生後の組織的対応

ア 管理職のリーダーシップ

(ア) 的確な状況判断により、教職員や児童生徒等に明確に指示

(イ) 管理職への報告・連絡が常に円滑に行えるよう情報伝達体制の整備

＜学校における事故等の事例を通しての留意点等について＞

○管理職は、

- ・負傷した児童生徒が搬送された医療機関への訪問
- ・警察の事情聴取や現場検証
- ・報道対応

にかかりきりになる場合があり、

- ・被害者やその保護者への状況説明などの対応
- ・児童生徒や保護者への対応

・教職員やスーパーバイザーへの指示

など、必要な対応に支障をきたすことがあることから、指揮する管理職を最低1名確保し、全体の動きを掌握する体制をとる。

イ 校内対策本部による統一した対応

(ア) 対策本部の決定事項

速やかに全職員に指示・伝達するとともに、共通理解の下、学校全体で統一的に対応できる体制をつくる。

(イ) やむを得ず個人が臨機応変な対応をした場合

必ず事後報告をし、普段から管理職への報告・連絡・相談の徹底を図る。

(ウ) 迅速かつ正確な情報収集及び情報の共有化

情報の窓口を一本化するとともに、迅速かつ正確な情報収集に努める。

また、とりまとめた情報については、教職員間で共有化を図る。

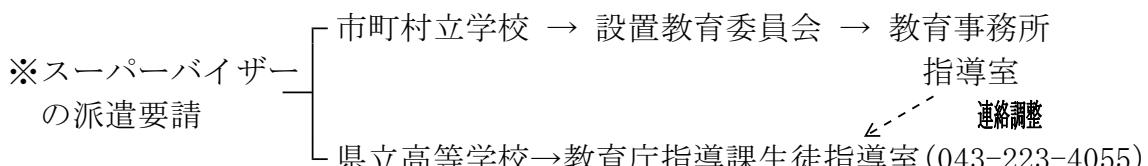
(エ) 児童生徒への対応

状態の把握、健康観察、健康相談、心のケア、保護者への引き渡し等に留意する。

a 児童生徒が、警察の事情聴取に協力する場合は、聴取時間に配慮を求めるなど、慎重な対応が望まれる。

b 学校は、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等の心身の健康を回復させるため、児童生徒等に対して必要な支援を行う。(心のケア等)

このためにも、管理職は、事故等発生時の初期段階からのスーパーバイザーの派遣要請に留意する。



《参考》

スーパーバイザー派遣制度について

1 配置

心のケアを中心とした緊急対応を行うスーパーバイザーを、教育事務所と指導課等に配置している。

2 職務内容

スーパーバイザーは、

- (1) 事件・事故への緊急対応
- (2) 特に困難と思われる事例への対応・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言・援助
- (4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの指導助言等なお、スーパーバイザーは、スクールカウンセラーの経験が豊富で、

かつ学校運営についての見識と心理学を中心とした各領域やリスクマネジメントに通じた方が担当している。

3 緊急対応について

スーパーバイザーは、学校へ派遣されると校長が行う対応の支援に当たる。事故直後であれば、その内容と学校の状況等に応じて、

- ・生徒、保護者、職員等への情報の伝え方
- ・事故等発生後の保護者会や学校行事等
- ・関係機関（市町村教育委員会・警察・病院等）との連携
- ・報道発表

等の内容や優先度を検討し、関係者等に配慮した対応となるように支援する。

(オ) 報道機関への対応

- a 報道機関からの取材要請には、管理職（教頭等）が窓口となり、対応を一本化する。
 - ・十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表内容については、被害者やその保護者の意向を踏まえた客観的事実を正確に伝える。（個人の憶測や推測は避ける。）
 - ・課業時間中の校舎内等の撮影要請に対しては、児童生徒への心の影響に配慮した対応（撮影禁止等）をとる。
 - ・学校は、報道への発表に際し、児童生徒や保護者、教職員のプライバシーに留意する。
- b 教育委員会や関係機関等と密接に連携をとり対応する。

（3）正確で詳細な記録と保存

ア 事故等の概要

- ・発生日時、関係児童生徒名、事故等の内容、被害状況等

※児童生徒等から聴取する場合は、事故等で心理的外傷等を受けていることもあります、慎重に対応することが望まれる。

イ 学校からの連絡及び対応状況

- ・児童生徒、保護者、教職員、PTA等（時系列で整理）

ウ 警察、消防、関係機関等との連携状況

エ 報道機関への対応状況

- ・報道機関名、学校の対応者、説明内容等

○教育活動を再開する上での留意点

- ・児童生徒、教職員等の安全が確保されていること
 - ・事故等による児童生徒、教職員等の動搖が沈静化していること
 - ・状況によっては、全校集会や保護者説明会を開催すること
- ※ 集会等の開催に際しては、開催の趣旨及び説明内容等について、事前に当該家族（保護者等）の意向を確認しておく。
- ・平常時の状態に回復し、事後処理等による教育活動への支障がないこと
 - ・原因を究明し、再発、二次被害（二次災害）が起きたりしないこと

2 危険等発生時に備えた体制づくり

ひとたび事件・事故が発生した場合は、管理職は迅速に初動体制を整え、さらに教職員一人ひとりが冷静かつ適切にその役割を果たし、被害を最小限に抑えること、二次被害を出さないことが大切である。

- (1) 自然災害、事故被害、健康被害などの事故等の発生に備え、学校生活を取り巻く様々な危険等発生時対処要領を整備する。
- (2) 危険等発生時の役割分担で、管理職や担当教職員の不在を想定し、代替措置を定めておく。
- (3) 危険等発生時には、正確な状況把握が重要であり、そのために情報窓口を一元化するとともに、職員間の情報の共有化が図られるような体制を整える。
- (4) 日ごろから、児童生徒の発達段階に応じた内容の防犯（防災）教育を行うとともに、危険等発生時（登下校時も含む）に児童生徒及び教職員が安全かつ迅速に避難等できるよう、計画的、実践的な訓練等の実施に努める。
なお、緊急の場合、教職員による救命措置（AEDの使用、人工呼吸等）が必要となる場合も想定されることから、救命措置に係る校内研修を実施し、全職員が救命措置を行うことができる体制を構築する。
- (5) 夜間や休日等の勤務時間以外に緊急事態が発生した場合に備え、事前に出勤体制等を定め教職員に周知しておく。
- (6) 自然災害等が発生した場合、体育館施設等が地域の避難所に指定されている学校は、夜間や休日等においても迅速に体育館施設等の開放ができるよう関係機関等との連携を図るなど、地域住民に対する受け入れ体制を整えておく。
- (7) 夜間や休日等に自然災害が発生した場合においても、児童生徒の安否や確認がとれる体制を整えておく。
- (8) 校外活動時における危機管理体制についても整備しておく。
 - ア 校外活動計画に沿った引率教職員と学校との連絡体制の確認

イ 校外活動時の児童生徒への指導と教職員間の共通理解

(9) 学校の空き教室等を活用した「地域ルーム」を設置し、日常的に保護者や地域の方々が集い、情報交換や学校と地域の実情に応じた様々な取組について協議する場を整備する。

3 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）作成上の留意点

事故被害、健康被害、自然災害など、あらゆる事故等を想定した危険等発生時対処要領を作成することが重要である。

(1) 最悪の状況を想定した対処要領とする。

ア 危険等発生時の指示

イ 連絡方法

ウ 被害状況の把握

エ 救命措置（AEDの活用、心肺蘇生法、人工呼吸等）

オ 警察・消防署・学校医・健康福祉センター（保健所）等との連携

カ 地域との連携

※学校の実態に応じた連携を図る。

(2) 必要な対応、手順を明示する。（※簡素化、見やすさに配慮する。）

ア 手順や役割分担を明示し、対応に習熟する。

特に、児童生徒がとるべき行動を明確に指示する。そのためにも管理職等への情報連絡経路や伝達方法を明確にしておく。

※管理職不在時の対応も予め定め、教職員に周知しておくことが重要である。

イ 状況によっては、連絡経路等に変更が生ずる等、教職員の臨機応変な対応が求められたりするので、対処要領が絶対的なものでないことを理解しておく。

(3) 関係機関等の連絡先や必要物品の所在を明示する。

ア 関係機関へ速やかに連絡するため、警察・消防・医療機関等の緊急連絡先一覧を各所に掲示しておく。

イ 保護者等への緊急を要する連絡に対応できるよう準備しておく。（携帯電話番号等）

ウ 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン等、必要な防災用具は、一定の場所に整備保管し、教職員に周知しておく。

エ 地域の自治会、子供会、婦人会などに、速やかに連絡するための緊急連絡先一覧を各所に掲示しておく。

(4) 関係機関等からの助言を得ておく。

・実効性のある対処要領とするため、警察・消防・学校医等の専門的な立場からの意見を取り入れ、対処要領を作成する。

(5) 関係機関等との連携を図る。

- ・作成した対処要領を関係機関等に配布し、事故等発生時の対応について共通認識を図り、連携した対応をとることが大切である。

(6) 実践的な訓練や研修を実施する。

- ・各種対処要領を作成した後、教職員間の共通理解と地域への周知を図るとともに、各種対処要領に基づいた速やかな対応がとれるよう、各種実践訓練や研修を校内及び地域と共同開催で実施する。また、その都度、見直しや改善を図り、より実践的なものとする。

※他県等で事故等が発生した時、管理職は、当該校で整備した危険等発生時対処要領により対応等についてシミュレーションしてみると効果的である。

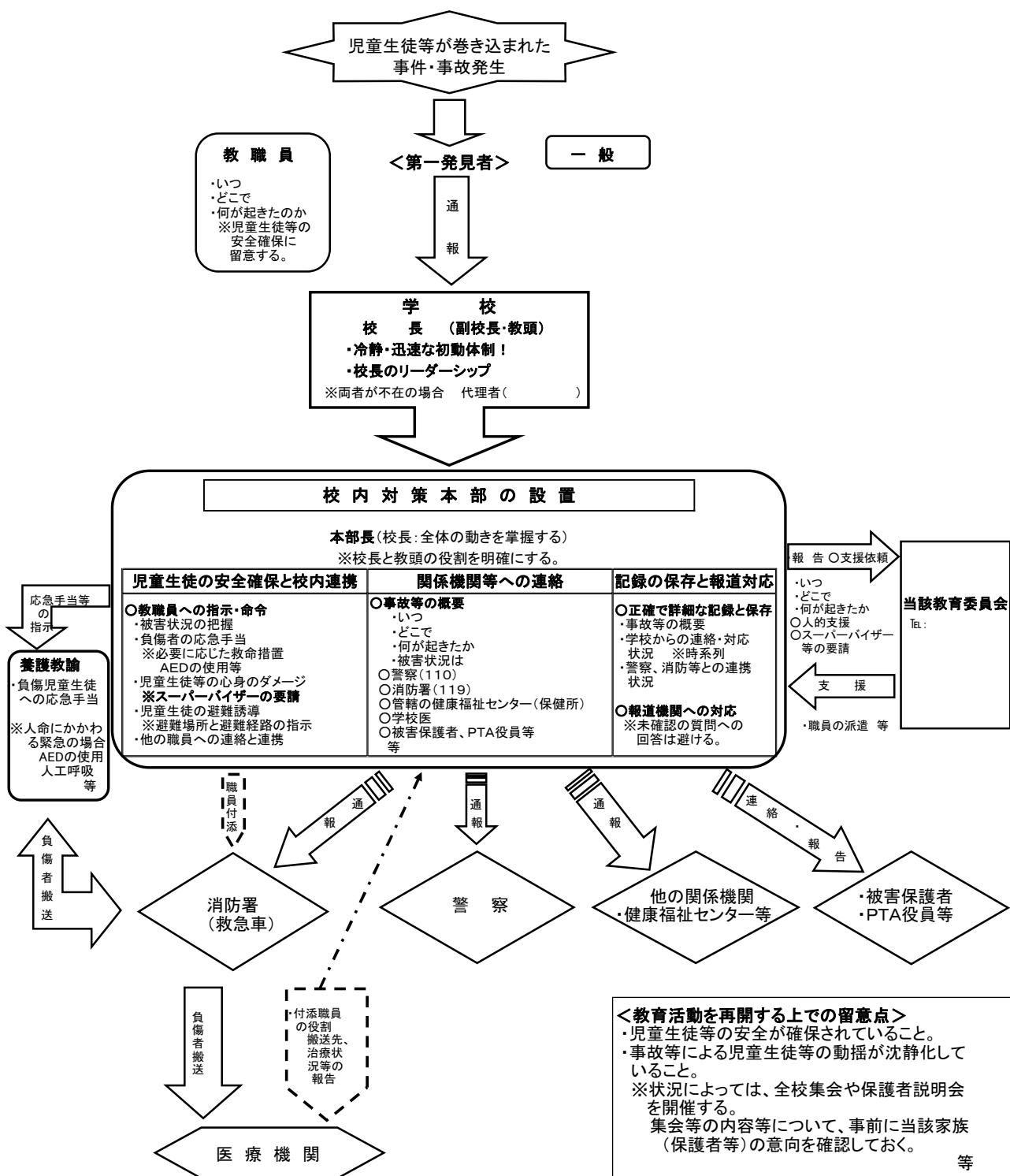
◇ 平成21年2月教育振興部学校安全保健課作成の「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）作成の手引」参照

第2節 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)事例

1 危険等発生時緊急連絡体制図（フローチャート図）（例示）

参考例

危険等発生時対処フロー図



第3節 危険等発生時における心のケア

1 危険等発生時における心のケアの意義

大きな危険等（事件・事故災害）が発生すると、すべての環境が一瞬にして激変し、児童生徒は、恐怖感、喪失感、不安感、不信感などに陥ることが多い。生活環境の変化は、児童生徒の心身の健康に様々な問題を生じさせるが、学校は家庭と連携し、いち早くこうした問題を把握するとともに、問題の内容によっては優先順位をつけて心のケアをする必要がある。災害から数年経っても、何らかの原因でフラッシュバックが起こり、心身に症状が出る場合もあり、大きな事件・事故災害に遭遇した児童生徒は、長期にわたり教育的配慮を必要とする。

そのために、以下の4点が重要なポイントになる。

（1）平常時からの心のつながり

児童生徒の心のケアについては、身近な担任や養護教諭等の教職員、または保護者が児童生徒の話を十分聞いてやり、児童生徒の体験や不安な感情を分かち合って、安心感を与えることが大切である。児童生徒の心が癒されるには、それまで築いてきた人間関係の中で励ましや心のケアが十分に行われたかどうかにかかっている。そのために、教職員は日頃から児童生徒や保護者との信頼関係を築いておくことが重要である。また、日常的に児童生徒の心の動きを把握し、特に気になる児童生徒については、普段から気を配っておく。

（2）心の健康に関する教育

学校においては、心の健康に関する教育について各教科や特別活動等を中心に、教育活動全体を通して取り組んでいる。このような機会を通じ、児童生徒に危険等（事件・事故災害）発生時の心の変化等について、認識させることも重要である。

（3）防災体制の一環としての取組

危険等（事件・事故災害）発生時の心のケアについては、防災体制の一環として位置付けるとともに、保健教育や保健管理とも密接な連携を持って推進する。また、事件・事故災害時に備え、スーパーバイザーやスクールカウンセラーを始めとする専門家や専門機関も含めた体制を整備しておく必要がある。

（4）専門家や専門機関の積極的な活用

危険等（事件・事故災害）発生時の心のケアについては、学校・家庭・地域社会が一体となって進めなければならないが、児童生徒の状況を十分考慮した上で、児童相談所や精神保健福祉センター等の専門家・専門機関と連携をとった取組も視野に入れておく必要がある。

2 危険等発生が心の健康に及ぼす影響

(1) 時間の経過からみた症状の特徴と対応

時系列による分類	症 状 の 特 徴	対 応 の 方 法
ショック反応 (災害当日～2日)	ショック症状になる。 茫然自失で現実感が失われたり、混乱した気持ちになったりする。	・子どもの安全を確保する。 ・近くの避難所へ移動する。 ・外傷等の身体的問題の手当をする。
急性ストレス反応 (災害から数日～2週間程度)	抑うつ、不安感、絶望感、過活動、引きこもり等、一過性の症状が生じる。一つの症状が長期間続くことはない。	自然なストレス反応なので、様子を観察する。
身体症状 (災害から数日～2週間程度)	1週間という短期間に、睡眠障害、頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐、高血圧等、身体に種々の変化が生ずる。	・身体適所検査を行い、必要な措置をする。 ・既往症をチェックし、症状の悪化に注意する。 ・原則として、受容的・支持的に対応する。
精神症状 (災害から数日～2週間程度)	集中することが困難になり、イライラしたり、ささいなことにも怒りやすくなったり、多弁あるいは多動となり、相手に対して攻撃的になる。「そう状態」となる場合と「うつ状態」になる場合の両面がある。また両面をあわせもつ場合もある。	・子どもの訴えをよく聞く。 ・言葉かけを多くして、簡単な手伝いをさせる。 ・必ず元に戻ることを子どもに伝え、安心させる。
外傷後ストレス障害 (P T S D) (災害から1ヶ月以後)	ア 災害を思い出したり、災害の夢を見たりするなど災害を持続的に再体験する症状 イ 災害と関連した刺激を回避しようと/orする症状 ウ 寝付きにくい、かんしゃくを起こしやすい、集中しにくい、警戒心が強くなるなど覚醒レベルの亢進した症状	・子どもが自ら心配して訴えるときには、時間をとり、子どもの話を十分に聞く。 ・必ず元に戻ることを子どもに伝え、安心させる。 ・子どもに何か気になる行動や情緒的の反応が認められても、子ども自身が心配していない場合はその問題を積極的に取り上げない。 ・遊びと運動を増やし、家族、学校、地域社会での人間関係を良好にする。
遅発性P T S D (災害から数ヶ月以後)	一時的に不安や恐怖が認められていても症状が消失していた子どもが、再び睡眠障害や集中困難、焦燥感等が出現することがある。	・たとえ落ち着いていた子どもでも、災害発生時の状況に類似したり、同じ条件が重なるので、日頃から注意深く観察し、子どもに安心させる状態を準備しておく。

アニバーサリー反応	災害があった日が近づいた時に不安定になったり、種々の反応を示したりすることがある。	・子どもがあらかじめ不安定になった場合の対応方法をあらかじめ考え、保護者に理解・協力してもらう。
-----------	---	--

(2) 発達段階における影響とその対応

ア 小学生

この年齢では、退行現象（それまで自分でできていたことを保護者にしてもらおうとする・ちょっとしたことでも泣いたり大人に頼る・すでに消失していた癖が再出現するなど）を中心に、多弁あるいは多動となったり、攻撃的になったり、反対に以前よりおとなしくなったり、引きこもる等の症状が認められる。

対応の方法としては、

- (ア) 子どもの言うことに十分に耳を傾け、話し合いの時間を作り、気持ちを支える。
- (イ) 甘えたりしてもあわてず、長い目で落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを見守る。
- (ウ) できるだけ言葉をかけ、ふれあう機会を多くもち、できるとほめて自信を持たせる。
- (エ) 子どもが嫌がるようなことは強制しないようにする。例えば、災害の出来事を放映しているテレビ等を見せるようなことはしない。
- (オ) 遊びや身体活動の機会を与える。
- (カ) 学習については、それぞれの子どもの状態にあわせた課題を与え、無理がないように配慮する。

イ 中学生

不安や緊張が強く、イライラして攻撃的・反抗的になったり、うつ状態で引きこもる等の症状が認められたりする。仲間との関係を大切にする年ごろであるのに、孤立したり、友達との交流を避けたりする傾向が見られるようになる。

対応の方法としては、

- (ア) 落ち込んでいる子どもには、教師や友だちが支援しているという姿勢を伝える。
- (イ) 学級等で話し合いの時間を作り、相互理解を図る。
- (ウ) 必ず元に戻ることを子どもに伝え、安心させる。
- (エ) 勉強ができなくなったりしても、しばらくの間は静観する。
- (オ) 家事や地域の活動にできるだけ参加し、手伝うように支援する。
- (カ) 意欲の低下や反抗的な行動傾向に対し、学校と地域が連携しアドバイスをする。

ウ 高校生

この年齢では、落ち着きがなくそわそわする、多弁になる等、そう状態を示したり、反対に仲間や集団から孤立したりして、うつ状態となり引きこもることもある。

対応の方法としては、

- (ア) 勉強や決められた家の仕事ができなくても静観し、温かく見守る。

- (イ) 家族や仲間と災害時の体験をいっしょに語り合い、励ましあう。
- (ウ) 家事や地域の活動にできるだけ参加し、手伝うように支援する。
- (エ) 趣味やスポーツ、社会活動に積極的に取り組むように言葉かけをする。
- (オ) アルコール等への依存や重いうつ状態になる等の場合には、専門家と密接に連携する。

エ 障害のある児童生徒

障害の種別や状態に応じて、現象や反応が異なるので、訴えを十分に聴くことや症状を注意深く見ることにより実態把握に努めることが大切であり、次のような対応が望まれる。

対応の方法としては、

- (ア) 周囲の大人（教員や親）が注意深く観察し、子どもの変化を読み取り、積極的に対応する。
- (イ) 個別に言葉かけや身体接触の機会を多くもち、自分一人ではないと言って安心感を与える。
- (ウ) 視覚障害や聴覚障害等のある児童生徒は、情報の不足による心理的不安があるため十分に情報を伝え、状況を把握させる。
- (エ) 教員や友だちとのかかわりを多くして、心のケアを図る。
- (オ) 個々の障害から考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。
- (カ) 地域の行事に参加し、人とのコミュニケーションを深める。

3 学校の危険等発生時の心のケアの方法

(1) 学校における心のケアに関する対応方針の策定

ア 災害時の具体的な対応

(ア) 教育の再開の準備

災害の規模や内容等により、事態が収束するまで学校が閉鎖される場合があるので、その再開に向けた対策を講じる必要がある。

なお、学校内で災害が発生した場合、再開に当たって、災害と関連した刺激が子どもの目に触れないようにする。

(イ) 子どもの心身の状態の把握

災害が子どもの心身の状態にどのように影響しているかを把握するためには、家庭訪問や学校外での活動における観察のほかに、質問紙による調査等を実施する必要がある。

なお、家庭訪問を実施する場合には、教員だけでなく、スーパーバイザーやカウンセラー等の専門家が同行することも重要である。また、家庭訪問で見受けられた子ど

もの状態によって、今後、特に配慮する子どもを把握する。

(ウ) 学校外での活動

レクリエーションやリラクゼーションを中心とした学校外の学級活動により安心感の回復を図る。青少年団体等、外部の人材を活用することも有効である。

(エ) 家庭への情報の発信

情報の不足は、保護者の不安を高めるため、印刷物を配布することなどにより、保護者がとるべき対応や学校が行おうとしている今後の活動計画等の情報を提供する。

また、状況に応じ、災害発生後のできるだけ早い時期に、保護者説明会等を実施し、情報の提供に努めることが重要である。こうした保護者説明会には、自治体職員や教育委員会の担当者、スクールカウンセラーや精神科医等の専門家の協力を得ることが望ましい。

(オ) 地域社会との連携

子どもや家族が電話で相談できるホットライン等の電話相談体制の整備を行う。

イ 災害後の具体的な対応

(ア) 子どもの心身の状態の把握

子どもの心身の症状や反応を把握することは、心のケアの対策を計画・実施する上で重要な意味をもつ。また、災害直後の状態とある程度の時間が経過した段階での状態を比較することにより、災害の影響から、どの程度子どもが回復したかを知ることができ、心の対策が適切なものであったかを評価するための材料を得ることも可能になる。

(イ) 心の健康に及ぼす影響への対応

学校再開後の子どもの心のケアの方法は、個別相談体制と学級での取組とに大別される。個別相談に当たっては、養護教諭や学級担任、スクールカウンセラー等による相談を中心に、必要に応じて、専門家や専門機関等の支援を要請する。また、災害によるトラウマを体験した子どもは、クラスメートとの一体感を感じ直すためには、学級との一体感を感じられる活動やグループによる話し合いが有効である。

(ウ) 家庭・地域社会との連携

定期的なお知らせ等の発行によって、情報の発信に努めることが重要である。

(エ) スーパーバイザーやスクールカウンセラー等の専門家、専門機関等との連携

災害によって深刻な精神的影響を被った子どもの治療については、必要に応じて外部の専門機関に委ねる必要がある。なお、専門家、専門機関等との連携については、学校医やスーパーバイザーやスクールカウンセラー等と十分に検討した上で、適切な対応を図ることが必要である。

(2) 心のケアに関する教職員の役割と校内体制の整備

災害時の心のケアに関する対応方針が有効に作用するためには、この方針に基づき、誰がいつ、どのような役割を担うかという役割の明確化が必要である。とりわけ、災害時には組織や役割の混乱が生じやすいため、こうした役割の明確化は平時よりも重要になる。

また、自然災害等の場合には、心のケアのための活動は、全体的な災害復旧と連動して行われることが多いため、心のケアのプログラムを災害復旧プログラムの一部として位置付け、柔軟に運用していくことも必要となる。

災害時の心のケアは、専門機関の協力を得ながら、全教職員により進められるべきものであるが、ここでは、特に関連の深い教職員の役割について代表的な例を提示する。

[心のケアに関する教職員の役割分担の一例]

担当者	対 応
校 長	ア 全体の状況把握
副 校 長・教 頭	ア 校内体制の整備 イ 教職員の研修計画の策定 ウ 子ども及び教職員の心身の健康状態の把握 エ 専門機関との連絡・協力体制の整備 オ 教育委員会及び近隣の学校との連携・調整
学級担任	ア 子どもの心身の健康状態及び行動の観察 イ 保護者との連携及び情報の交換 ウ 教育相談
保健主事	ア 学校保健計画の策定 イ 学校保健委員会の活動の充実 ウ 心身の健康に関する調査
生徒指導主事	ア 生徒指導の方針等の企画・立案 イ 生徒指導計画の策定 ウ 生徒指導計画の運営と推進 エ 生徒指導に関する情報提供等
養護教諭	ア 子どもの心身の健康状態の観察 イ 保健室への来室状況の把握 ウ 子どもの心身の健康に関する調査への助言・協力 エ 健康診断の実施 オ 健康相談活動 カ 医療・保健機関との連携
教育相談担当教諭	ア 問題事象の把握と相談体制の確立

(スクールカウンセラー等)	イ カウンセリング能力の向上 ウ 災害時の心の健康についての理解の促進
安全担当教諭	ア 校内の防災体制の確立 イ 心のケア・プログラムの位置付け
学校栄養職員 (栄養教諭)	ア ストレス等による食事に関する問題の把握と指導 イ 肥満、便秘等に対する食事指導

【 主な参考文献 】

- 「安全教育参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
文部科学省 平成13年11月
- 「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」
文部科学省 平成15年 2月
- 「非常災害時における子どもの心のケアのために〈改訂版〉」
文部科学省 平成15年 8月
- 「学校における防犯教室等実践事例集」
文部科学省 平成18年 3月
- 「学校の危機管理マニュアル」
文部科学省 平成19年11月
- 教師が知りたい「子どもの自殺予防」
文部科学省 平成21年 3月
- 「学校施設における防犯対策の点検・改善のために」
文部科学省大臣官房文教施設企画部国立教育政策研究所文教施設研究センター 平成19年 8月
- 「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）作成の手引き」
千葉県教育委員会 平成21年 2月
- 養護教諭のための「緊急対応マニュアル」
千葉県高等学校教育研究会養護部会研究委員会 平成21年 3月
- スクールカウンセラーのための「緊急支援マニュアル」
千葉スクールカウンセラー研修会 平成17年 6月
- 「学校の管理下の災害－18－基本統計－〔負傷・疾病の概況〕」
日本体育・学校健康センター 平成14年 3月
- 「心肺蘇生法の手引」
日本蘇生学会 平成13年11月
- 「大地震に備えて（三訂版）」
千葉県教育委員会 平成 9年 3月

参考資料

第1章 学校安全計画例

- (1) 幼稚園
- (2) 小学校
- (3) 中学校
- (4) 高等学校
- (5) 特別支援学校

第2章 学校における事件・事故対応事例

<学校内等の事例>

- (1) 施設設備の老朽化・遊具の破損
- (2) 生徒の個人情報の流失
- (3) 学校給食への異物混入
- (4) 学校給食による食中毒
- (5) アレルギー被害
- (6) 感染症の発生(麻疹)
- (7) 登下校中の交通事故

<外部からの被害等>

- (8) 不審者侵入
- (9) 外部の者による器物損壊
- (10) 苦情等への対応(威力業務妨害者等への対応)
- (11) 施設設備の爆破(爆破予告)

<災害等>

- (12) 地震・津波
- (13) 火災

第3章 学校安全点検表例

- (1) 施設一般
- (2) 設備一般
- (3) 環境衛生
- (4) 体育関係施設設備
- (5) 理科関係施設設備
- (6) 図画工作美術関係施設設備
- (7) 技術科関係施設設備
- (8) 家庭科関係施設設備
- (9) 職業教科施設設備
- (10) 特別活動・教科以外の教育活動
- (11) 学校給食
- (12) 校外での安全

第1章 学校安全計画例

(1) 幼稚園安全計画例	-----	1
(2) 小学校安全計画例	-----	3
(3) 中学校安全計画例	-----	5
(4) 高等学校安全計画例	-----	7
(5) 特別支援学校安全計画例	-----	9

【幼稚園】これらの計画に、日にちが入る。細案(実施案)が別計画の場合、1ヶ月前までには作成されているのが望ましい。

月	4月	5月	6月	7・8月	9月
行事	入園式・始業式 定期健康診断	園外指導、遠足	園外指導、遠足 プール開き	終業式	始業式、園外指導 遠足
と家庭他の団体連携	保護者会、園だより ・安全に関する約束の確認(登降園欠席等) 緊急家庭連絡網作成 通園状況の把握 春の交通安全運動	保護者会、園だより ・緊急連絡網の練習 ・遠足等の約束の確認 火災避難訓練(消防署との連携)	保護者会、園だより ・雨の日の諸注意 ・熱中症、食中毒等注意 夏の生活(水に関することにに関する注意喚起)	保護者会、園だより ・警察署からの注意 ・地域の防犯活動啓発 夏季休業中の生活の注意	保護者会、園だより ・通園の安全の確認 ・生活リズムの再確認 秋の交通安全運動
安全管理教育	園内の生活の約束 ・遊び場や遊具、用具の使い方 既往症等安全上配慮を必要とする生徒の確認 「こども110番の家」等の確認 通学路の安全点検 基本的な交通安全の約束 避難の仕方 ・「おかしも」の確認	→ ・日常の園生活の中で安全な生活について 必要な方法や約束を繰り返し指導 道路の安全な歩き方 ・基本的な標識や標示 ・安全確認の仕方 ・模擬道路での練習 不審者侵入避難訓練	雨の日の生活の約束 プールでの約束 雨の日の歩き方 道路と廊下 地震避難訓練	夏季休業中の生活の注意 交通安全の再確認 特に家周辺での過ごし方 街で声をかけられたら不審者対応の確認 火災避難訓練	徒歩と自転車に別れての交通安全教室 園内の生活の約束の再確認 ・遊び場や遊具、用具の使い方 保護者への引渡し訓練
安全管理	安全点検表の作成・確認 安全点検の共通理解と点検実施 教職員の安全教育研修 学校安全強化月間の取組(各種調査、取組) 年度初めの街頭指導 定期安全点検	遠足等の安全計画・実施 火災避難訓練の実施 定期安全点検	室内の安全な遊び方 プールの管理 定期安全点検	園舎内外の全職員での点検 設備・用具の再点検 定期安全点検	「慣れ」の危険についての共通理解と点検、確認 教職員の安全教育研修 定期安全点検

月	10月	11月	12月	1月	2・3月
行事	運動会	園外指導、遠足	終業式	焼き芋大会、始業式	子ども会、終了式 終業式
と家庭連携団体	保護者会、園だより ・安全な運動会の約束や協力依頼 警察や交通安全団体の協力で交通安全教室	保護者会、園だより ・かぜの予防、感染症の情報 消防署等の協力により起震車等の体験	保護者会、園だより ・暖房について ・冬季休業中の注意 年末年始の地域の防犯・防災活動の啓発	保護者会、園だより ・登校園時の再確認 ・積雪時の対応 緊急家庭連絡網再確認 通園状況の再確認	保護者会、園だより ・小学校への通学路の注意(交通安全、防犯) ・学年終・始の休業中の注意
安全教育	集団行動時に気をつけること 色々な用具の準備や片付けの注意 周囲への気配りについて (用具等の扱いを含めて) 運動会を通した子どもの危険予測能力の向上	目と耳での確認 ・交通安全は自分で確認 園外の活動を利用した安全教育 ・信号、バスの乗り方 歩道の歩き方、電車等 家庭での地震の対処方法	暖房機及び周辺の約束 危険な場所・安全な場所 ・防犯上危険な場所と避難できる場所(子ども110番やSS等)	火について ・焼き芋できるし、暖かい便利な火 ・すべてを無くす怖い火 火災の時に気をつけること	危険予測能力の向上 ・自分の目と耳での確認 ・怖い場所ってどんな場所だろう 春季休業中の注意 ・家庭での過ごし方 ・外出時の注意
安全管理	交通安全教室	防災教室(地震対策)	防犯教室	火災避難訓練	
	外部を招いた交通安全教室の開催 運動会の用具や屋外施設の点検 定期安全点検	暖房設備の点検・確認 流行性の病気の情報収集 定期安全点検	教職員の不審者対策訓練 教職員の安全教育研修 定期安全点検	教職員の消火訓練 暖房時の安全管理 定期安全点検	1年間の安全計画の反省 次年度の計画のために ・人的管理の反省・評価 ・安全点検の反省・評価 新学年に向けて ・机、いす等の点検整備 ・防災設備・用具の点検 定期安全点検

[小学校] これらの計画に、日にちが入る。細案(実施案)が別計画の場合、1ヶ月前までには作成されているのが望ましい。

月	4月	5月	6月	7・8月	9月
行事	入学式・始業式 保護者会、身体測定 定期健康診断	遠足 校外学習	運動会 プール開き	宿泊学習 終業式 プール開放	始業式 体力テスト
と家庭連携団体	保護者会、学校だより ・安全に関する約束の確認(登下校欠席等) 緊急家庭連絡網作成 登下校状況の把握 春の交通安全運動	学校だより等 ・緊急連絡網の練習 ・遠足等の約束の確認 ・引渡し訓練の確認 交通安全教室 (警察や交通安全関係団体との連携)	学校だより等 ・雨の日の諸注意 ・熱中症、食中毒等注意 火災避難訓練(消防署との連携) 水難危険箇所情報収集	学校だより等 ・警察等からの注意 ・地域の防犯活動啓発 夏季休業中の注意 不審者侵入避難訓練 (警察との連携)	学校だより等 ・登下校の安全の確認 ・引渡し訓練の確認 秋の交通安全運動
組織活動	学校安全強化月間の取組(各種調査、取組) 年度初めの街頭指導	学校外の児童の安全状況の把握 PTA安全委員会	学校安全(保健)委員会	国民安全の日(7/1)の地域パトロール PTA安全委員会	秋の交通安全運動に合わせた街頭指導
安全管理教育	学校内の生活の約束 ・遊び場や遊具、体育用具の使い方も含む 授業で使う用具(道具等)の注意事項の確認 ・刃物等の安全な使用 ・針やアルコールランプ等の安全な使い方 ・薬品や調理器具の安全な扱い方 危険箇所マップ作成 「こども110番の家」等の確認 交通安全の約束の確認 既往症等安全上配慮を必要とする生徒の確認 避難の仕方 ・防犯の場合 ・防災の場合 「おかしも」の確認	→ 休み時間の過ごし方の確認 避難方法や約束を繰り返し指導	雨の日の生活の約束 ・登下校の注意 ・学校内の過ごし方 プールでの約束 着衣泳	夏季休業中の注意 交通安全の再確認 家周辺の過ごし方 街で声をかけられたら 不審者対応の確認 防災避難方法や約束を繰り返し指導 ・「おかしも」の確認	学校内の生活の約束 ・遊び場や遊具、体育用具の使い方も含む 運動会の注意と約束 ・事故、けが防止 ・安全な服装 防災避難方法や約束を繰り返し指導 ・「おかしも」の確認 地震避難訓練 保護者への引渡し訓練
安全管理	安全点検表の作成確認 防災用具、防犯用具の点検 通学路の点検と危険箇所マップの見直しと共通理解 教職員の安全教育研修 ・安全に関する指導と管理の共通理解と徹底 各教科、特別教室の注意事項の確認 定期安全点検	遠足等の安全計画・実施 交通安全教室の実施 休み時間の過ごし方の現状把握と職員の対応、児童への約束の確認 保護者への引渡し訓練の実施 定期安全点検	室内の安全な過ごし方の見直し プールの管理 ・安全な利用の掲示等徹底 教職員の安全教育研修 ・救急法や着衣泳 ・熱射病、食中毒 火災避難訓練の実施 定期安全点検	校舎内外施設(遊具、用具含む)の全職員での点検 教職員の安全教育研修 ・安全全般の見直し ・緊急時の対応訓練 不審者侵入避難訓練の実施 定期安全点検	「慣れ」の危険についての共通理解と点検、確認 地震避難訓練の実施 保護者への引渡し訓練の実施 定期安全点検

月	10月	11月	12月	1月	2・3月
行事	修学旅行 宿泊学習 授業参観	音楽集会	終業式	始業式	卒業生を送る会 卒業式 終業式
と家庭連携団体	学校だより等 ・校外学習の約束や協力依頼 警察や交通安全団体の協力で交通安全教室	学校だより等 ・かぜの予防、感染症の情報 消防署等の協力により起震車等の体験	学校だより等 ・暖房について ・冬季休業中の注意 年末年始の地域の防犯・防災活動の啓発	学校だより等 ・登下校路の再確認 ・積雪時の対応 緊急家庭連絡網再確認	学校だより等 ・中学校の通学路の注意(交通安全、防犯) ・学年終・始の休業中の注意
組織活動	地域情報交換会	通学路の状況把握	年末年始の街頭指導	PTA安全委員会	学校安全委員会
安全管理教育	集団行動時(校外)に気をつけること 目と耳の確認 ・交通安全は自分で確認 児童の危険予測能力の向上のための授業展開 自動車の特性についての学習 交通安全教室	感染症の予防について 地震発生時の対処方法の確認 家庭での地震の対処方法 防災教室(地震対策)	暖房機及び周辺の約束 危険な場所・安全な場所 ・防犯上危険な場所と避難できる場所(子ども110番やSS等)の再確認 防犯教室	凍結場所の歩き方 火災の時に気をつけること 火の扱い方について 火災避難訓練	危険予測能力の向上 ・自分の目と耳での確認 ・怖い場所ってどんな場所だろう 春季休業中の注意 ・家庭での過ごし方 ・外出時の注意
安全管理	安全な修学旅行、宿泊学習の企画、運営 内輪差などの自動車の特性等の研修 定期安全点検	暖房設備の点検・確認 流行性の病気の情報収集 防災教室(地震対策)の実施 定期安全点検	教職員の不審者対策訓練 防災用具、防犯用具の点検 定期安全点検	教職員の消火訓練 暖房時の安全管理 定期安全点検	1年間の安全計画の反省 次年度の計画のために ・人的管理の反省・評価 ・安全点検の反省・評価 新学年に向けて ・机、いす等の点検整備 ・防災設備・用具の点検 定期安全点検

[中学校] これらの計画に、日にちが入る。細案(実施案)が別計画の場合、1ヶ月前までには作成されているのが望ましい。

月	4月	5月	6月	7・8月	9月
行事	入学式・始業式 保護者会・家庭訪問 定期健康診断 新体力テスト	校外学習 修学旅行	定期試験 プール開き	終業式 総合体育大会 プール開放	始業式 体育祭
と 家 庭 連 他 携 団 体	保護者会、学校だより等 ・安全に関する約束の確認(登下校欠席等) 緊急家庭連絡網作成 登下校状況の把握 春の交通安全運動	学校だより等 ・緊急連絡網の練習 ・修学旅行等の約束確認 交通安全教室(警察や交通安全関係団体との連携)	学校だより等 ・雨の日の諸注意 ・熱中症,食中毒等注意 火災避難訓練(消防署との連携) 水難危険箇所情報収集	学校だより等 ・警察等からの注意 ・地域の防犯活動啓発 夏季休業中の注意 不審者侵入避難訓練(警察との連携)	学校だより等 ・登下校の安全の確認 秋の交通安全運動
組織活動	学校安全強化月間の取組(各種調査,取組) 年度初めの街頭指導	学校外の生徒の安全状況の把握 PTA安全委員会	学校警察連絡協議会 学校安全(保健)委員会	国民安全の日(7/1)の地域パトロール PTA安全委員会	秋の交通安全運動に合わせた街頭指導
安 全 教 育	学校内の生活の約束 ・安全のきまりの確認 ・部活動参加のきまりの確認 授業で使う施設・用具(道具等)の注意事項の確認 ・道具(刃物)等の使い方 ・管理(施錠等)方法 ・調理器具、体育用具等の安全な扱い方 ※ 年間を通して実施 危険箇所マップ作成 「こども110番の家」等の確認 通学方法、通学路の決定交通安全(特に自転車)の約束 既往症等安全上配慮を必要とする生徒の確認 避難の仕方の確認 ・防犯、防災の場合	→ 休み時間の過ごし方の確認 避難方法や避難の約束を繰り返し指導 修学旅行、宿泊学習での安全面の注意 交通安全教室(主に自転車)	雨の日の生活の約束 ・登下校の注意 ・学校内の過ごし方 プールでの約束 着衣泳 防災避難方法や約束を繰り返し指導 ・「おかしも」の確認 火災避難訓練	夏季休業中の注意 交通安全の再確認(特に家周辺の過ごし方) 街で声をかけられたら 不審者対応の確認 不審者侵入避難方法や約束を繰り返し指導 不審者侵入避難訓練	学校内の生活の約束 ・周辺設備、体育用具の使い方も含む 体育祭の注意と約束 ・事故、けが防止 ・安全な服装 防災避難方法や約束を繰り返し指導 部活動の安全な運営 地震避難訓練
安 全 管 理	安全点検表の作成確認 防災用具、防犯用具の点検 通学路の点検と危険箇所マップの見直しと共通理解 教職員の安全教育研修 ・安全に関する指導と管理の共通理解と徹底 各教科、特別教室の注意事項の確認 定期安全点検 自転車点検(通学者)	修学旅行・宿泊学習の安全計画・実施 交通安全教室の実施 休み時間の過ごし方の現状把握と職員の対応、生徒への約束の確認 部活動の安全な運営の見直し 定期安全点検	室内の安全な過ごし方の見直し プールの管理 ・安全な利用の掲示等徹底 教職員の安全教育研修 ・救急法や着衣泳 ・熱射病、食中毒 火災避難訓練の実施 定期安全点検	校舎内外施設(遊具、用具含む)の全職員での点検 教職員の安全教育研修 ・学校安全全般に関しての見直し ・緊急時の対応訓練 不審者侵入避難訓練の実施 定期安全点検	「慣れ」の危険についての共通理解と点検、確認 安全な体育祭の企画と運営 地震避難訓練の実施 新人大会に向けて、部活動の運営の見直し 定期安全点検

月	10月	11月	12月	1月	2・3月
行事	文化祭	生徒会選挙 定期試験	終業式 三者面談	始業式 職場体験学習 私立高校入学試験	公立高校入学試験 卒業式 修了式
と家庭連携団体	学校だより等 ・登下校の約束の再確認 警察や交通安全団体の協力で交通安全教室	学校だより等 ・かぜの予防、感染症の情報 消防署等の協力により起震車等の体験	学校だより等 ・暖房について ・冬季休業中の注意 年末年始の地域の防犯・防災活動の啓発	学校だより等 ・登下校路の再確認 ・積雪時の対応 緊急家庭連絡網再確認	学校だより等 ・学年終・始の休業中の注意
組織活動	地域情報交換会	通学路の状況把握	年末年始の街頭指導	PTA安全委員会	学校安全委員会
安全教育	文化祭等の取組の確認 ・刃物や工作機械等使用の注意 ・整理整頓の徹底 生徒の危険予測能力の向上のための授業展開 自転車の乗り方の確認 自転車点検	感染症の予防について 地震発生時の対処方法の確認 家庭での地震の対処方法	暖房機及び周辺の約束 危険な場所・安全な場所 ・防犯上危険な場所と避難できる場所(子ども110番やSS等)の再確認	凍結場所の通行方法 火災の時に気をつけること 火災避難訓練	危険予測能力の向上 ・自分の目と耳での確認 ・「見えにくく、入りやすい場所」 春季休業中の注意 ・家庭での過ごし方 ・外出時の注意
安全管理	安全な修学旅行、宿泊学習の企画、運営 内輪差などの自動車の特性等の研修 文化祭の取組の安全面についての確認 定期安全点検 自転車点検(通学者)	暖房設備の点検・確認 流行性の病気の情報収集 防災教室(地震対策)の実施 消火設備の点検 定期安全点検	教職員の不審者対策訓練 防災用具、防犯用具の点検 定期安全点検	教職員の消火訓練 暖房時の安全管理 定期安全点検 自転車点検(通学者)	1年間の安全計画の反省 次年度の計画のために ・人的管理の反省・評価 ・安全点検の反省・評価 新学年に向けて ・机、いす等の点検整備 ・防災設備・用具の点検 定期安全点検

【高等学校】これらの計画に、日にちが入る。細案(実施案)が別計画の場合、1ヶ月前までには作成されているのが望ましい。

月	4月	5月	6月	7・8月	9月
行事	入学式・始業式 保護者会、身体測定 定期健康診断 新体力テスト	遠足 定期試験 関東大会予選等	高校総体等 体育祭	定期試験 終業式	始業式
と の 家 庭 連 他 携 団 体	保護者会、学校だより等 ・安全に関する約束の確認(登下校欠席等) 緊急家庭連絡網作成 登下校状況の把握 春の交通安全運動	学校だより等 ・遠足等の確認 交通安全教室(警察や交通安全関係団体との連携)	学校だより等 ・熱中症、食中毒等注意 火災避難訓練(消防署との連携)	学校だより等 ・警察等からの注意 ・地域の防犯活動啓発 夏季休業中の注意 不審者侵入避難訓練(警察との連携)	学校だより等 ・登下校の安全の再確認 秋の交通安全運動
組織活動	学校安全強化月間の取組(各種調査、取組) 年度初めの街頭指導	学校外の生徒の安全状況の把握 PTA安全委員会	学校警察連絡協議会 学校安全(保健)委員会	国民安全の日(7/1)の地域パトロール PTA安全委員会	秋の交通安全運動に合わせた街頭指導
安 全 教 育	学校内の生活の約束 ・安全のきまりの確認 ・部活動参加のきまりの確認 授業で使う施設・用具(道具等)の注意事項の確認 ・道具(刃物)等の使い方 ・管理(施錠等)方法 ・調理器具、体育用具等の安全な扱い方 <u>※ 年間を通して実施</u> 既往症等安全上配慮を必要とする生徒の確認 通学方法、通学路の決定 自転車・二輪車の通学許可 避難の仕方の確認 ・防犯の場合 ・防災の場合	▶ 高校生の心理や行動と交通安全について 避難方法や避難の約束の確認 遠足等の安全面の注意 交通安全教室 (主に自転車)	雨の日の生活の約束 ・登下校の注意 ・学校内の過ごし方 防災避難方法や約束の確認 防災ボランティア活動体験講演会の実施 火災避難訓練	夏季休業中の注意 交通安全の再確認 特に自転車、二輪車原付許可者講習会参加 街で声をかけられたら不審者対応の確認 不審者侵入避難方法や約束の確認 不審者侵入避難訓練	学校内の生活の約束 ・周辺設備、体育用具の使い方も含む 体育祭の注意と約束 ・事故、けが防止 ・安全な服装 防災避難方法や約束の確認 部活動の安全な運営 地震避難訓練
安 全 管 理	安全点検表の作成確認 防災用具、防犯用具の点検 通学路の点検と安全確認 教職員の安全教育研修 ・安全に関する指導と管理の共通理解と徹底 各教科、特別教室の注意事項の確認 定期安全点検 自転車二輪車点検(通学許可者)	遠足の安全計画・実施 交通安全教室の実施 部活動の安全な運営の見直し 定期安全点検	室内の安全な過ごし方の見直し 安全な体育祭の企画と運営 教職員の安全教育研修 ・救急法(AED講習等) ・熱射病、食中毒 火災避難訓練の企画と運営 定期安全点検	校舎内外施設(遊具、用具含む)の全職員での点検 教職員の安全教育研修 ・学校安全全般に関しての見直し ・緊急時の対応訓練 不審者侵入避難訓練の企画と運営 原付通学許可者講習会への取組 定期安全点検	「慣れ」の危険についての共通理解と点検、確認 地震避難訓練の実施 新人大会に向けて、部活動の運営の見直し 定期安全点検

月	10月	11月	12月	1月	2・3月
行事	文化祭 修学旅行	生徒会選挙 新人大会	定期試験 終業式	始業式	入学試験 卒業式 新入生説明会 修了式
と家庭連携団体	学校だより等 ・修学旅行の確認と協力依頼 警察や交通安全団体の協力で交通安全教室	学校だより等 ・かぜの予防、感染症の情報 消防署等の協力により救急法等の体験	学校だより等 ・暖房について ・冬季休業中の注意 年末年始の地域の防犯・防災活動の啓発	学校だより等 ・登下校路の再確認 ・積雪時の対応	学校だより、新入生説明会等 ・学年終・始の休業中の注意 ・新入生への安全面でのきまり等の説明
組織活動	地域情報交換会	通学路の状況把握	年末年始の街頭指導	PTA安全委員会	学校安全(保健)委員会
安全教育	文化祭等の取組の確認 ・刃物や工作機械等使用の注意 ・整理整頓の徹底 生徒の危険予測能力の向上のための授業展開 自転車二輪車の乗り方の確認 自転車二輪車点検 修学旅行の約束の確認 交通安全教室	感染症の予防について 地震発生時の対処方法の確認 家庭での地震の対処方法	暖房機及び周辺の約束 危険な場所・安全な場所 ・年末年始を意識した防犯上の注意 防犯教室	凍結時の交通安全 火災の時に気をつけること 火災避難訓練	危険予測能力の向上 ・自分の目と耳での確認 ・「見えにくく、入りやすい場所」 春季休業中の注意 ・家庭での過ごし方 ・外出時の注意
安全管理	安全な修学旅行の企画、運営 内輪差などの自動車の特性等の研修 文化祭の取組の安全面についての確認 定期安全点検 自転車二輪車点検(通学許可者)	暖房設備の点検・確認 流行性の病気の情報収集 防災教室(地震対策)の実施 定期安全点検	教職員の不審者対策訓練 防災用具、防犯用具の点検 定期安全点検	教職員の消火訓練 暖房時の安全管理 定期安全点検 自転車二輪車点検(通学許可者)	1年間の安全計画の反省 次年度の計画のために ・人的管理の反省・評価 ・安全点検の反省・評価 新学年に向けて ・机、いす等の点検整備 ・防災設備・用具の点検 定期安全点検

【特別支援学校】これらの計画に、日にちが入る。細案(実施案)が別計画の場合、1ヶ月前までには作成されているのが望ましい。
幼稚園、小学校、中学校、高等学校の計画例を参考にして、発達の段階や障害の状態に応じて、計画の内容を工夫すること。

月	4月	5月	6月	7・8月	9月
行事	入学式・始業式 保護者会 定期健康診断	春の遠足 保護者面談	運動会 異校種交流会	宿泊学習 終業式	始業式
と家庭他連携団体	保護者会、学校だより等 ・安全に関する約束の確認(登下校欠席等) 緊急家庭連絡網作成 登下校状況の把握 春の交通安全運動	学校だより等 ・面談での確認事項	学校だより等 ・雨の日の諸注意 ・運動会の協力依頼	学校だより等 ・警察等からの注意 ・地域の防犯活動啓発	学校だより等 ・登下校の安全の再確認 秋の交通安全運動
組織活動	学校安全強化月間の取組(各種調査、取組) 通学区域の安全確認と関係機関への協力依頼	学校安全(保健)委員会	学校警察連絡協議会	国民安全の日(7/1) PTA・地域との連携	秋の交通安全運動に合わせた街頭指導
安全教育	学校内の生活の約束 ・安全のきまりの確認 授業で使う施設・用具(道具等)の注意事項の確認 ※ 年間を通して実施 危険予測能力の向上 ・自分の目と耳で確認 ・保有する感覚の活用 ※ 個々の状況による 既往症の確認 ・発作、運動制限等	避難経路の確認 避難方法や避難の約束の確認 危険予測の学習 ・調べ学習や生涯認識の学習を通して 部活動における注意と約束	雨の日の生活の注意 交通安全の再確認 運動会の注意と約束 ・事故、けが防止 ・安全な服装 プールの約束(事故防止)	夏季休業中の注意 ・家庭での過ごし方 ・外出時の注意 街で声をかけられたら 不審者対応の確認 不審者侵入避難方法や約束の確認	学校内の生活の約束 産業現場等における実習の安全な進め方 防災避難方法や約束の確認
安全管理	通学方法、通学路の安全確認 避難の仕方の確認 ・防犯の場合 ・防災の場合	作業学習等における注意と約束 ・安全な服装 ・事故防止の工夫 火災避難訓練	交通安全教室	宿泊学習の約束の確認 不審者侵入避難訓練	地震避難訓練
安全管理	安全点検表の作成確認 防災用具、防犯用具の点検 教職員の安全教育研修 ・安全に関する指導と管理の共通理解と徹底 ・教育課程における取組の徹底 スクールバス運行による安全の確認 各教室注意事項の確認 施設・設備の確認 定期安全点検	火災避難訓練の実施 部活動の安全な運営の見直し 医療的ケア検討委員会における安全確認 緊急時の対応訓練 連絡方法の周知 定期安全点検	室内の安全な過ごし方の見直し 安全な運動会の企画と運営 教職員の安全教育研修 ・救急法(AED使用等) ・熱射病、食中毒 交通安全教室の実施 プールの管理 定期安全点検	校舎内外施設(遊具、用具含む)の全職員での点検 教職員の安全教育研修 ・学校安全全般に関する見直し ・緊急時の対応訓練 不審者侵入避難訓練の実施 安全な宿泊学習の企画、運営 定期安全点検	「慣れ」の危険についての共通理解と点検、確認 地震避難訓練の実施 定期安全点検

月	10月	11月	12月	1月	2・3月
行事	文化祭 修学旅行	授業参観	校外学習 終業式	始業式	卒業式 新入生保護者説明会 修了式
と の 家 庭 連 携 他 団 体	学校だより等 ・修学旅行の確認と 協力依頼 警察や交通安全団体の 協力で交通安全教室	学校だより等 ・かぜの予防、感染症 の情報	学校だより等 ・暖房について ・冬季休業中の注意 年末年始の地域の防 犯・防災活動の啓発	学校だより等 ・登下校路の再確認 ・積雪時の対応	学校だより、新入生保 護者説明会等 ・学年終・始の休業中の 注意 ・新入生保護者への 安全面でのきまり等 の説明
組織活動	地域情報交換会	通学路の状況把握	年末年始の街頭指導	PTA・地域との連携	学校安全(保健)委員会
安 全 教 育	文化祭等の取組の確認 ・整理整頓の徹底 ・安全な作業手順の確 認 修学旅行の約束の確認 調理実習等での注意 ・器具の安全な使い方 ・火の安全な取扱い方	感染症の予防について 地震発生時の対処方法 の確認	暖房機及び周辺の約束 危険な場所・安全な場 所 ・年末年始を意識した 防犯、交通安全上の 注意	凍結時の歩き方 火災の時に気をつける こと 地域の方とのコミュニ ケーション ・あいさつ ・声をかけられたときの 対応 ・こども110番について	春季休業中の注意 ・家庭での過ごし方 ・外出時の注意
	交通安全教室	防災教室(地震対策)		火災避難訓練	
安 全 管 理	安全な修学旅行の企 画、運営 文化祭の取組の安全面 についての確認 防災教室(地震対策)の 実施 ・障害の特性に対応し た援護方法について ・地域防災活動との連 携	暖房設備の点検・確認 流行性の病気の情報収 集 防災教室(地震対策)の 実施 ・障害の特性に対応し た援護方法について ・地域防災活動との連 携	教職員の不審者対策訓 練 防災用具、防犯用具の 点検 スポーツ大会等の開催 に係る安全確認	教職員の消火訓練 暖房時の安全管理 ・火気管理の徹底 ・換気の徹底	1年間の安全計画の反 省 次年度の計画のために ・人的管理の反省・評価 ・安全点検の反省・評価 新学年に向けて ・机、いす等の点検整備 ・防災設備・用具の点検
	定期安全点検	定期安全点検	定期安全点検	定期安全点検	定期安全点検

第2章 学校における事件・事故対応事例

<学校内等の事例>

(1) 施設・設備の老朽化、遊具の破損	-----	1
(2) 生徒の個人情報の流失	-----	2
(3) 学校給食への異物混入	-----	3
(4) 学校給食による食中毒	-----	4
(5) アレルギー被害	-----	5
(6) 感染症の発生(麻疹)	-----	6
(7) 登下校中の交通事故	-----	7

<外部からの被害等>

(8) 不審者侵入	-----	8
(9) 外部の者による器物損壊	-----	9
(10) 苦情等への対応(威力業務妨害者等への対応)	-----	10
(11) 施設・設備の爆破(爆破予告)	-----	12

<災害等>

(12) 地震・津波	-----	13
(13) 火災	-----	15

<学校内等の事例>

1 施設・設備の老朽化、遊具の破損

A 小学校で昼休み時間中、校庭で児童Bがブランコで遊んでいたところ、鎖の留め金が切れ落下した。児童は、腰を強く打ち泣いている。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・連絡を受けた教職員は、直ちに児童の負傷状況を把握し、応急手当を行う。
- ・負傷の程度により救急隊を要請し医療機関に搬送する。

保護者への対応

- ・負傷した児童の保護者へ、事故の連絡を行う。
- ・軽傷の場合でも、医療機関で受診するよう依頼する。
- ・事故の内容、負傷程度により保護者説明会を開催し、事故原因や対応経過及び再発防止策などを説明する。

関係機関との連携

- ・状況に応じ、警察に報告して事故の概要等について説明し、事故の調査について協力する。

教育委員会への報告

- ・事故の概要について報告するとともに、対応策について指導助言を受ける。
- ・以後の経過について適宜報告する。

2 事後の対応策(再発防止策)のポイント

施設の安全点検

- ・日ごろから教職員の安全管理意識を高め、遊具や学校施設の点検整備・安全管理体制を整備する。
「定期点検・月例点検・日常点検・臨時点検」
- ・点検した結果、危険性がある場合は、直ちに使用禁止措置をとる。
- ・危険な遊具や設備がある場合は、直ちに市町村教育委員会に報告して修理若しくは改善するよう要望する。

学校安全計画の策定

- ・安全管理の基本計画として学校安全計画を策定し、全職員の共通理解を求める。

2 生徒の個人情報の流失

A小学校の4年B組27名の住所一覧表が、インターネット上の掲示板に出ていると保護者から学校に連絡があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・保護者から、当該情報があった場所や発見した日時を聞き取る。
- ・校内パソコンから流失した可能性がある場合には、直ちにインターネットの接続を切断し、ウイルスチェックを行う。
- ・校内LANに接続しているパソコンについても同様の措置を行う。
- ・流出の経緯の早急な把握を行う。

掲示板管理者対策

- ・インターネット掲示板の管理者に対し、当該情報の削除を要請する。

保護者への対応

- ・早急に生徒や保護者に対し、状況説明を行う。

教育委員会への報告

- ・事故の概要について報告するとともに、対応策について指導助言を受ける。
- ・以後の経過について適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 事後の対応策(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ・個人情報が記録されたものは、全て外部に持ち出さない。
- ・やむを得ず個人情報を外部に持ち出す場合には、管理職の許可を得て出し入れ簿に記載する。
- ・個人情報を保存した書類、USBメモリ、CD-R等の記録媒体は施錠できる場所に保管する。
- ・個人情報を取り扱うパソコンには起動時のパスワード設定を行う。
- ・個人情報には、暗号化又はパスワード設定する。
- ・インターネットに接続されたパソコンでは、できるだけ個人情報を保存しない。
- ・ファイル交換ソフト(Winny／Shareなど)がインストールされたパソコンでは個人情報を扱わない。

3 学校給食への異物混入

A中学校で給食中、ある生徒が食べ始めたところ、パンの中に縫い針1本が入っていたと生徒から担任に報告があった。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- ・担任は、直ちに他の生徒に給食を食べないように指示するとともに、生徒の負傷の有無を確認する。
- ・直ちに管理職へ報告する
- ・校内放送を行い、給食を食べないように指示し、他の学級へ状況を把握する。

状況の把握

- ・異物発見時の状況を確認する。
- ・現物(袋等も)を保存する。
- ・食物搬入状況(時刻、場所、個数等)を確認する。
- ・来校者による行為も考慮して来校者名簿による来校者を確認しておく。
- ・生徒の健康状態や対応などを記録しておく。

保護者への対応

- ・保護者説明会等を開催して異物混入の概要を説明するとともに周知文書を配布する。

生徒への対応

- ・全校集会などを通じての事故の概要を説明して不安解消に努める。
- ・異物混入の危険性について指導する。

関係機関への対応

- ・警察への届出も検討し、捜査に協力する。

教育委員会への報告

- ・事故の概要を報告して指導・助言を受ける。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ・安全管理のための担当者を明確化しておく。
- ・確実な食品の検査を行う。
- ・安全管理体制を整備する。

4 学校給食による食中毒

A小学校の児童数名が帰宅後、相次いで腹痛や下痢の症状を訴えた。翌日、新たに同様の症状で欠席する児童もあり、入院した児童も出た。A小学校は、自校施設で学校給食を実施しており、集団食中毒の疑いがある。

1 発生時の対応ポイント

保護者への対応

- ・入院や欠席等をしている児童に対して容体確認する。
- ・症状の疑いある児童について医療機関での受診を依頼する。
- ・PTA役員会等を招集して対応を協議する。
- ・保護者説明会等を開催する。
- ・予防について周知文書を配布する。

児童への対応

- ・健康管理について指導する。
- ・罹患した児童に対してカウンセリング等を実施する。

関係機関との連携

- ・学校医、学校薬剤師、保健所と連携して対応を協議する。
- ・検査や調査へ協力する。

教育委員会への報告

- ・発生概要について速やかに報告し、対応について指導・助言を受ける。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ・関係機関による原因究明
- ・対策委員会を設置し、対応を協議する。
- ・日常的に衛生管理を徹底し、二次感染を防止する。
- ・研修会等を開催して理解を深める。

5 アレルギー被害

A 小学校で給食指導中、児童Bは全身にジンマシンが発症して腹痛を訴えてきた。様子を見ているとBはぐったりして意識が朦朧としてきた。当該児童は食物アレルギーを持ち、症状からショックを引き起こしていると思われる。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・直ちに養護教諭に連絡して応急手当を行い、救急隊の手配を行う。
- ・担任は、当該児童の症状を管理職に報告する。

当該児童への対応

- ・アナフィラキシー症状やショック症状を引き起こした児童は、安静にして養護教諭の指示に従い、症状に応じて医療機関に搬送する。
- ・摂取した食べ物が口腔内に残っている可能性があるので、ハイムリック法・背部叩打法により、異物を除去させる。
- ・意識のない場合は、下あごを引き上げて頭部を後方に傾けて気道を確保(頭部後屈あご先拳上)する。

保護者への対応

- ・保護者に、症状や経過を伝え、事故の詳細を伝える。

関係機関との連携

- ・学校医、主治医に連絡して指示を受ける。

教育委員会への報告

- ・事故の概要について報告するとともに、対応策について指導助言を受ける。
- ・以後の経過について適宜報告する。

2 事後の対応策(再発・未然防止策)のポイント

再発・未然防止策の検討

- ・「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を必要な児童生徒に活用して、詳細な健康状況の把握と管理をすることが必要である。
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(財:日本学校保健会発行 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修)」の理解とその適切な運用を行わなければならない。
- ・アナフィラキシーショック時に使用されるエピペン(アドレナリン自己注射薬)の管理や使用にあたっては、学校・家庭・主治医等の連携と情報交換を十分に行い対処していくことが求められる。

○ハイムリック法（腹部突き上げ法）

傷病者を背部から抱くような形で腹部に腕をまわし、一方の手で握り拳を作り傷病者の上腹部に当て、上腹部を内上方に瞬間的に突き上げ、気道内の異物を吐き出させる方法。

○背部叩打法

傷病者の左右の肩甲骨の中間辺りを力強く連続して叩いて、気道内の異物を吐き出せる方法。

6 感染症の発生(麻疹)

A高校の柔道部員Bは、数日前から微熱が続いていたが、県大会が近づいていたので解熱剤を服用しながら部活を続けていたが、発疹が出たため医療機関を受診したところ、麻疹と診断された。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・他の生徒や教職員に感染者がいないか把握する。
- ・地域内の発生・流行状況を把握する。

関係機関との連携

- ・学校医は、保健所及び市町村の感染症担当課に通報し、対応についての協議を行う。

教育委員会への報告

- ・発生概要について速やかに報告し、対応について指導・助言を受ける。

保護者への対応

- ・保護者への説明会および保健だよりの配布を行い、感染予防について周知する。
- ・管理職は、罹患者の状態に応じて出席停止、臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等)の措置を講じる。

報道等への対応

- ・感染症の対応は、県感染症担当課を窓口とする。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ・定期健康診断を受診させる。
- ・生徒への感染予防教育を徹底する。
- ・家庭に対して保健だより等を発信して感染予防を図る。
- ・地域における発生や流行状況等について実態把握する。

7 登下校中の交通事故

生徒Aが下校途中に、乗用車にはねられ意識不明となり、救急車で病院に搬送された。学校は、目撃者の通報で交通事故を知った。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・通報を受けた職員は、直ちに管理職へ報告する。
- ・当該生徒の氏名、負傷状況、搬送先を確認する。
- ・救急隊が到着していない場合は、応急手当を行う。

保護者への対応

- ・保護者へ事故の連絡を行う。
- ・直ちに当該生徒を見舞う。

関係機関との連携

- ・収容先病院にて負傷状況を把握する。
- ・警察署にて事故の情報収集を行う。

教育委員会への報告

- ・事故の概要について報告するとともに、対応策について指導助言を受ける。
- ・以後の経過について適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 事後の対応策(未然防止策等)のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・事故の原因や問題点の調査・究明を行う。
- ・再発防止策を検討する。

他の生徒等への対応

- ・スクールカウンセラー等を活用し生徒の心のケアを行う。
- ・事故の概要説明を行い、安全な登下校指導を行う。
- ・必要に応じて他の保護者へ事故の発生と今後の対応について周知する。

未然防止策の検討

- ・通学路安全マップの見直しを検討する。
- ・通学路の点検を行い、改善の必要がある場合は関係機関に働きかける。
- ・スクールガード等と連携し、未然防止策を検討する。
- ・交通安全教室等を開催し、児童生徒の交通安全教育の充実を図る。

<外部からの被害>

8 不審者侵入

A小学校で、お昼休みに卒業生を名乗る男が来校し、意味不明な言動で対応した事務職員に突然殴りかかる。子どもたちへの危害が予想される。

1 発生時の対応ポイント

不審者への対応

- ・手元にある物(モップ、机、椅子、さすまた等)を活用して不審者の動きや移動を阻止する。
- ・他の教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ・教職員は分担して不審者の移動阻止のため、防犯用具を持参して現場に急行する。
- ・不審者を刺激しないように一室に隔離又は退去させる。

児童生徒の安全確保

- ・事前に決めておいた暗号による緊急放送等で、児童を非難させる。
- ・各教職員は、絶えず不審者の言動や動きに注意しながら児童を不審者から遠ざけ、安全な場所に避難させる。
- ・学級担任は、児童を掌握するとともに負傷者の有無を確認し、応急手当を行う。

関係機関との連携

- ・直ちに警察へ通報する。
- ・負傷者がいる場合は、救急隊を要請する。

教育委員会への報告

- ・事故の概要を直ちに教育委員会に一報する。
- ・児童の安全が確保された段階で事案の概要を報告する。

保護者への対応

- ・事案の概要を保護者へ連絡する。
- ・児童の安全が確保された段階で保護者へ引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、一人で下校させないよう配慮する。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

事後の対応

- ・必要に応じて保護者説明会等を実施し、事件の概要を説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラー等を活用し、児童や教職員の心のケアに努める。
- ・不審者侵入を想定した対応訓練を実施する。
- ・計画的な安全教育「児童の危険予測能力や危機回避能力の育成」を行う。
- ・不審者侵入防止体制のため防犯カメラの設置や施設の点検・補修をする。
- ・応急手当についての講習会を定期的に開催して、教職員の対応能力の向上を図る。

関係機関との連携

- ・日常的に警察、地域の関係団体及び保護者等と連携し、危険箇所や不審者情報を共有し、対応について協議する場を設ける。

9 外部の者による器物損壊

A中学校において、深夜午前2時ころ、教頭の自宅に警備会社から、「巡回したところ、職員室と教室の窓ガラスが多数割られている」との報告を受けた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・現場は立ち入り禁止の掲示を行うなど、現場保存の措置を行う。(写真も)
- ・管理職へ報告するとともに全職員に周知する。
- ・被害状況を把握する。
- ・管理職は、生徒や保護者への説明を行い、今後の対応方針を決定する。

関係機関との連携

- ・警察への届出をするとともに捜査に協力する。

教育委員会への報告

- ・事故の概要を速やかに教育委員会に報告し、対応策について指導・助言を受ける。

保護者への対応

- ・状況によって保護者への説明会を行う。
- ・緊急PTA集会を開催し、今後の対応策について協議する。

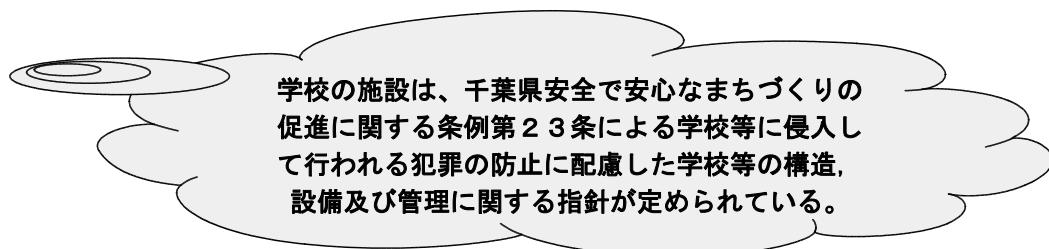
報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策(再発防止策)のポイント

再発防止策の検討・実行

- ・施設の管理状況の確認、整備を図る。
- ・地域の防犯協会やパトロールボランティアなどの関係機関等へ協力要請する。
- ・防犯カメラの設置について検討する。
- ・立ち入り禁止看板等の設置を検討する。
- ・近隣の学校及び隣接市町村教育委員会に対し、情報提供する。
- ・警察へ警備の協力要請をする。



10 苦情等への対応(威力業務妨害者等への対応)

A中学校の事務室に男性が訪れ、対応した事務職員に高圧的な態度で事実無根と思われるようなクレーム等をつけ、対応した職員は暴力的な脅威を感じた。

1 発生時の対応ポイント

主な具体的対応要領

- ① 来訪者のチェックと連絡
来訪者の氏名等の確認と用件を把握して、管理職に報告する。
- ② 相手の確認と用件の確認
来訪者の住所、氏名電話番号等を確認し、用件を確認する。
- ③ 応対場所の選定
来訪目的により、応対場所を選定し、専用の部屋を設けて応対すると良い。
- ④ 応対の人数と応対時間
相手より多い人数で対応し、相手のペースにはまらないよう最初の段階で「会議がありますので何時までならお話を伺います」等と告げて対応時間を示す。対応状況はメモを取るなど記録化しておく。
- ⑤ 言動に注意し、即答、約束、謝罪しない。
応対者の失言や言葉尻を取り上げて糾弾してくることがあるので、安易に即答や約束、謝罪をしない。
- ⑥ すぐに管理職は対応しない
いきなり管理職が対応すると即答を迫られるので、最初は担当者が対応する。
- ⑦ 機を失せず警察に通報
話の内容がエスカレートしてきた場合、暴力に発展する場合があるので、機を失せずに警察に通報する。

教育委員会への報告

- ・事故の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

2 事後の対応（再発防止策）のポイント

再発防止策の検討・実行

- ① 来校者に対する入校許可の対応を徹底しておく(氏名・目的等の記載、入校許可書等の発行など)。
- ② 不審者が入校した際の生徒、教職員への緊急連絡方法を事前に周知する(校内放送の利用等)。

11 施設・設備の爆破(爆破予告)

A高校で3時限目の授業中、男の声で「学校に爆弾を仕掛けた。12時に爆発する」と一方的に話すと電話が切れた。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- ・電話を受けた職員は直ちに管理職へ報告する。
- ・直ちに警察へ通報する。
- ・必要に応じて消防署へ通報する。
- ・全教職員へ状況を説明して対応を指示する。
- ・生徒に見慣れない不審物には触れないよう指示する。
- ・教職員の分担による避難経路やその付近における不審物の確認を行い、安全な経路で生徒を安全な場所へ避難誘導させる。
- ・各クラスの生徒名簿による人員点呼を行い、教室内等の残留者を確認する。
- ・来客等の立ち入り禁止措置をする。

保護者への対応

- ・事故の発生及び状況について連絡する。

警察への協力と対応

- ・警察の指示に従い、捜索の協力をする。
- ・電話を受けた職員は、事情聴取を優先させる。
- ・次の電話が予想されることから外部への電話は極力避け、回線を空けておく。
- ・外部への連絡は、管理職等の携帯電話を使用する。

爆発物が発見された場合

- ・避難場所を再検討(変更)し、生徒を安全な場所へ避難誘導する。
- ・生徒の保護者への引渡し等、下校方法を決定する。
- ・爆発物処理後の授業再開時期を決定する。
- ・保護者に事故の状況説明をする。

爆発物が発見されなかった場合

- ・授業の再開を決定する。
- ・保護者に事故の状況説明をする。

避難完了前に爆発した場合

- ・校外の安全な場所での点呼を行い、逃げ遅れた生徒がいないか確認する。
- ・負傷者がある場合は応急手当及び救急車による医療機関への搬送を行う。
- ・死傷者のリストを作成する。
- ・不明者の有無等、生徒教職員の安否を確認する。
- ・負傷者の搬送先病院の確認と保護者への連絡を行う。
- ・校舎等の被害状況を確認する。

避難完了後に爆発した場合

- ・校外の安全な場所での点呼を行い、逃げ遅れた生徒がいないか確認する。

- ・校舎等の被害状況を確認する。
- ・生徒の保護者への引渡し等、下校方法を決定する。

事態が収束した後の対応

- ・警察、消防の現場検証の立会いに協力する。
- ・スクールカウンセラー等による生徒等に対する心のケアを行う。
- ・保護者への説明を行う。
- ・施設の復旧、備品の確保を迅速に行う。

教育委員会への報告

- ・事故の概要を教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 再発防止策のポイント

事故発生に備えた学校の体制の確立

- ・事故が発生した場合の緊急時連絡網の掲示と教職員に対する周知を徹底する。
- ・様々な事態に備えた緊急避難訓練を実施し、生徒の避難が速やかに行えるようにしておく。

「ナンバーお知らせ136」について

受話器を上げて「136」をダイヤルし、ガイダンスに従って「1」をダイヤルすると、最後にかかってきた電話の日時と電話番号を音声で知らせてくれる。事前の申し込みなく利用できることから、不審電話の発信元の解明に役立てることができる。（有料1回30円）ただし、電話番号を通知しない電話、公衆電話からの通話、国際電話などの電話番号には対応していない。

<災害等>

12 地震・津波

小学校で4時限目の授業中に地震が発生し、震度5強の激しい揺れに襲われた。

1 発生時の対応ポイント

安全確保

- ・担任は、直ちに児童に窓やロッカーから離れて机の下に潜るように指示する。
- ・避難口を確保のため、出入り口を開放する。
- ・火気使用中は消火するとともにガスの元栓を閉める。

状況の把握

- ・地震の被害状況を把握する
- ・負傷者がいる場合は、応急手当を行う。
- ・地域全体の被害状況や津波警報の発令有無等について把握する。
- ・必要に応じて「災害対策本部」を設置する。
- ・校舎の損壊状況を確認する。

避難指示及び誘導

- ・直ちに、校内放送等を通じて避難指示を行う。
- ・余震に備え、安全な場所に児童を避難させる。
- ・避難経路及び避難場所における誘導と安全確保を行う。
- ・担任は、逃げ遅れた児童がいないか確認する。

避難場所での対応

- ・名簿による人員確認と負傷者の状況を確認する。
- ・負傷者の応急手当と救護本部を設置する。

教育委員会への報告

- ・速やかに被災状況を報告し、指導・助言を受ける。

事後対応

- ・報道機関、警察及び消防から校区の被災状況を把握する。
- ・負傷した児童の保護者に対し、連絡する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況の確認しておく。

津波警報（注意報）発令時の対応

- ・海岸付近の学校は、速やかに児童生徒を避難場所（高層階、屋上、裏山など）へ誘導する。
- ・報道機関、警察及び消防から正確な情報を収集する。
- ・警報・注意報が解除されるまで避難場所で待機する。

2 防災対策のポイント

安全指導の徹底

- ・学校の教育活動全体を通じた体系的・計画的な防災教育を推進する。
- ・防災の専門家による講演会を開催する。
- ・関係機関等と連携した防災訓練を実施する。

- ・PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行う。
- ・様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・特別な配慮を必要とする児童や負傷者等の避難訓練も実施しておく。
- ・教職員の防災教育に関する指導力及び危機管理能力の向上を図る。
- ・応急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

安全管理の徹底

- ・防災体制の問題点を確認し対応策を講じる。
- ・平素から教職員の危機管理意識について高揚を図る。
- ・施設・設備等の安全点検を徹底しておく。
- ・緊急持ち出し物品について、全教職員に対して周知しておく。

13 火災

中学校で、授業中（実験、自習等）に火災が発生した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握及び安全確保

- ・火災発生場所の確認と初期消火を行う。
- ・消防署へ通報する。

避難指示及び誘導

- ・火災発生場所、避難経路及び避難場所を校内放送で行う。
- ・授業担当教諭は生徒の避難誘導を行う。
- ・重要書類等を搬出する。

避難場所での対応

- ・生徒名簿による人員確認及び傷病者等の状況を確認する。
- ・救護班による応急手当を行う。

事後措置と対応

- ・負傷した生徒の保護者へ連絡する。
- ・今後の対応（下校等の措置）について、保護者への連絡

教育委員会への報告

- ・事故の概要を教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。

報道等への対応

- ・報道等への対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・発表内容は、客観的事実を正確に伝え、発表内容を統一する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

防災体制の確立

- ・防火管理者による教室や特別教室の火気点検及び使い方について熟知させる
- ・避難経路の明示、約束事の掲示及び出入り口の安全確保をしておく。
- ・通報連絡、初期消火、避難誘導、重要書類等の搬出及び救護などの役割分担を明確化しておく。

実践的避難訓練の実施

- ・時間帯別、出火場所別を想定した避難訓練を実施しておく。
- ・特別な配慮を必要とする生徒や負傷者等についての円滑な避難訓練を実施しておく。

第3章 学校安全点検表例

○学校安全点検実施内容	-----	1
○学校安全点検表	-----	2
1 施設一般（普通教室・特別教室、廊下・階段）	-----	3
施設一般（昇降口、トイレ、保健室、屋上、足洗場）	-----	4
2 設備一般（電気関係、ガス関係）	-----	5
設備一般（給・排水設備）	-----	6
設備一般（防災関係）	-----	7
設備一般（防災関係、建築物（外部））	-----	9
3 環境衛生（飲料水、廃棄物の処理、トイレ、プール）	-----	10
4 体育関係施設設備（体育館・講堂、校庭・運動場等、体育倉庫及び部室）	-----	11
体育関係施設設備（水泳プール、武道場）	-----	12
体育関係施設設備（器具及び遊具①）	-----	13
体育関係施設設備（器具及び遊具②）	-----	14
体育関係施設設備（器具及び遊具③）	-----	15
体育関係施設設備（器具及び遊具④）	-----	16
体育関係施設設備（器具及び遊具⑤）	-----	17
体育関係施設設備（器具及び遊具⑥）	-----	18
体育関係施設設備（器具及び遊具⑦）	-----	19
5 理科関係施設設備（理科室・準備室、薬品及び器具）	-----	20
6 図画工作・美術関係施設設備 （工芸室、木工・金工用具、機械類及び陶芸窯）	-----	21
7 技術科関係施設設備（技術室・準備室、機械類・各種工具）	-----	22
8 家庭科関係施設設備（実習室・準備室）	-----	23
9 職業科施設設備 （実習施設・設備、実習車両及び実習船、薬品類、燃料類）	-----	24
10 特別活動・教科以外の教育活動① （修学旅行・遠足、避難訓練、休憩時、清掃時等、運動会・校内競技会）	-----	25
特別活動・教科以外の教育活動② （耐寒行事、クラブ活動・部活動、対外競技会、水泳・登山等の野外活動）	-----	26
11 学校給食（調理室、調理従事員、調理及び食品、配膳室、配食と食事）	-----	27
12 校外での安全（通学路、通学、校外での生活指導）	-----	28

学校安全点検実施内容

領 域		点 檢 項 目
1. 施 設 一 般		(1)普通教室・特別教室(ベランダ、庇含む) (2)廊下(渡廊下)・階段 (3)昇降口 (4)トイレ (5)保健室 (6)屋上 (7)足洗場
2. 設 備 一 般		(1)電気関係 ア. 屋内 イ. 屋外 ウ. モーター類 (2)ガス関係 (3)給・排水設備 (4)防災関係 ア. 防火シャッター及び防火扉等 イ. 消火器 ウ. 屋内消火栓 エ. 屋外消火栓及び貯水槽 オ. 避難設備 (ア)避難階段 (イ)避難器具 カ. 警報設備 キ. 避雷設備 ク. 防災備品 (5)建築物(外部)
3. 環 境 衛 生		(1)飲料水 (2)廃棄物の処理 (3)トイレ (4)プール
4. 体育関係施設設備		(1)体育館・講堂 (2)校庭・運動場等 (3)体育倉庫及び部室 (4)水泳プール (5)武道場 ア. 柔道場 イ. 剣道場 ウ. 相撲場 (6)器具及び遊具 ア. 跳び箱、踏切板 イ. バレー支柱、ネット ウ. バスケットボール エ. 移動式鉄棒 オ. 平均台 カ. 肋木 キ. クライミングロープ ク. つり輪 ケ. 平行棒 コ. 固定鉄棒 サ. サッカー(ハンドボール) シ. ラグビーゴールポスト ス. バックネット(移動式) セ. のぼり棒 ソ. ブランコ(かご型) タ. ブランコ(普通型) チ. 回旋塔 ツ. すべり台 テ. シーソー ト. 雲てい ナ. ジャングルジム ニ. アスレチック遊具 ①らんぐい ②ターザンロープ ③コンビネーション遊具 ④つりさげ遊具 ⑤ネット遊具 ⑥砂場
5. 理科関係施設設備		(1)理科室・準備室 (2)薬品及び器具類
6. 図画工作・美術関係施設設備		(1)工芸室 (2)木工・金工用具 (3)機械類及び陶芸窯
7. 技術科関係施設設備		(1)技術室・準備室 (2)機械類・各種工具
8. 家庭科関係施設設備		(1)実習室・準備室
9. 職業科施設設備		(1)実習施設・設備 (2)実習車両及び実習船 (3)薬品類 (4)燃料類
10. 特別活動・教科以外の教育活動		(1)修学旅行・遠足 (2)避難訓練 (3)休憩時 (4)清掃時 (5)運動会・校内競技会 (6)耐寒行事 (7)クラブ活動・部活動 (8)対外競技会 (9)水泳・登山等の野外活動
11. 学 校 給 食		(1)調理室 (2)調理従事員 (3)調理及び食品 (4)配膳室 (5)配食と食事
12. 校 外 で の 安 全		(1)通学路 (2)通学 (3)校外での生活の指導

学 校 安 全 点 檢 表

1. 学校安全点検表の作成

学校安全点検表は、幼稚園・小・中・高等学校における点検内容を想定して作成したものである。各学校(園)においては、この点検表を参考にして項目、方法、チェックポイント等を付加または削除するなどして、実態に即した学校安全点検表を作成し、安全点検と事後措置の徹底を図ることが必要である。

特に、高等学校における職業教育を主とする専門学科については、農業・工業・商業・水産等専門的見地から詳細な点検表を作成することが望まれる。

2. 実施方法

(1) 安全点検表を全職員に配付する。

点検種別に従い安全点検表を全職員に配付する。配付にあたっては、校務分掌、点検内容等を勘案し、おおよそ活動量が均等になるように配慮するとともに、安全点検要領について十分共通理解を図るようにする。

(2) 安全点検日を年間計画の中に位置づける。

定期点検は年間行事計画に、月例点検は月予定、週予定の中に位置づけることはもちろん、日常点検においても、いつ、どのような方法で行うのがよいか検討し、実効が上がるようとする。また、臨時点検についてもあらかじめ計画を立て、時間を設定して一斉に行うようにする。

(3) 学校安全点検方法・結果・処置一覧表の記入

ア. 点検方法

学校の施設・設備の安全点検の方法については、ただ単に観察をするだけでなく、施設・設備の構造や機能、及び設置されている立地条件などを考慮して、次のような方法を複合して行うことが必要である。

点検表の方法欄(目・音・振・負)は下記のような内容である。

- 目視——あらゆる角度から注視し、ゆがみ、亀裂、磨耗、腐食、異物の有無などを点検する。
- 打音——ハンマー等で叩き、その音により内部の損傷等の有無の可能性を点検する。
- 振動——ゆり動かす等して振動を加え、固定部の状況等を点検する。
- 負荷——ぶらさがる・押す・引く・ねじる等して負荷を加え、亀裂、磨耗、腐食等を点検する。

イ. 記入の方法

点検実施日を記入し、○×で良否を区別する。少しでも不良の場合は×として処置を要する内容と方法の欄に記入し、処置した月日も記入する。

(記入例) 固定鉄棒

点検の項目		方法	点検実施月日							チェックポイント
項目	方法	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ア バーがしっかりと固定されているか。	目 負	○	○	○	○					
イ 支柱にぐらつきがないか。	振	○	○	○	○					
ウ 基礎部分に損傷や腐食はないか。	目 音 振 負	○	○	×	○					
エ 締着装置に損傷はないか。	目 音 振	○	○	○	○					
オ 高低調節装置に損傷はないか。	目 音 振	○	○	○	○					
										
使用(可、不可)		可	可	不可	可					
点検者印		(印)	(印)	(印)	(印)					
安全主任印		(印)	(印)	(印)	(印)					
校長(教頭)印		(印)	(印)	(印)	(印)					
処置内容、方法及び完了日										

学校 安 全 点 檢 表

点検の項目	点検実施月日	処置を要する内容と方法											
(1)普通教室・特別教室()													
ア 帽子かけ、鞄かけ、その他の釘類が体に触れやすくなっていないか。													
イ 床板に釘やさざくれが出ていたり、ビニル・タイルなどに浮き、磨耗、破損したりしていないか。													
ウ 床が滑りやすく(雨天時等の結露による滑りも含む)、転倒のおそれはないか。													
エ 画鉛はしっかりとめられているか。													
オ 壁にかけてあるもの、天井からの吊り下げ物などが落ちやすくなっていないか。													
カ 黒板、展示板、額縁などのつり手は完全で落下のおそれはないか。													
キ 黒板にさざくれがあったり、字が見づらくなっていないか。													
ク 窓や窓ガラスが外れやすくなっていないか。													
ケ 出入り口の戸が外れたり、倒れたりするようにならないか。													
コ 教壇の表面に釘やさざくれが出ていないか。													
サ 机や椅子はじょうぶで安定し、釘やさざくれなどが出ていないか。													
シ スイッチ、コンセントなどが適切な位置にあり、危険防止の配慮がされているか。													
ス 清掃用具等の格納庫の扉が破損したり、外れやすくなったりしていないか。													
セ 戸棚類の転倒防止はされているか。													
ソ 棚の物品は落下のおそれはないか。													
タ テレビ等電気器具の転倒・落下防止はされているか。													
チ 刃物・千枚通し等の危険なものは施錠されたところに保管されているか。													
ツ カーテンが破れたり、輪やフック等が外れたりしていないか。													
テ 内壁に剥離や亀裂はないか。													
ト ベランダやバルコニーの保護柵は低すぎたり、腐食したりしていないか。													
ナ 庭に出やすくなっていないか。出ないように注意書きがしてあるか。転落防止の処置がなされているか。													
二 出入り口、窓の施錠装置に不具合はないか。													
(2)廊下(渡廊下)・階段()													
ア かさかけ、帽子かけ、鞄かけ、その他の釘類が体に触れやすくなっていないか。													
イ 床板に釘やさざくれが出ていたり、ビニル・タイルなどに浮き、磨耗、破損したりしていないか。													
ウ 床が滑りやすく(雨天時等の結露による滑りも含む)、転倒のおそれはないか。													
エ 通行の妨げになるものが放置されていないか。													
オ 窓(ガラス)や戸などが外れたり、倒れたりするようなことはないか。													
カ 廊下においてある戸棚などは、転倒防止がされているか。													
キ 廊下につられた棚の上の物品は落下のおそれはないか。また、重量物は載せられていないか。													
ク 階段の滑り止めのゴムは磨耗、破損していないか。													
ケ 階段の手すりにべらつきはないか。													
コ 階段の手すりの笠木等に釘やさざくれは出でていないか。													
サ 階段の手すりの高さ、隙間などについて適切な配慮がされているか。													
シ 吹き抜け部分に転落防止の処置がされているか。													
ス 出入り口、窓の施錠装置に不具合はないか。													

学 校 安 全 点 檢 表

点検の項目	点検実施月日	処置を要する内容と方法											
(3)昇降口()													
ア 敷居の高さは適当か。													
イ ガラス戸が外れたり、倒れたりするようなことはないか。													
ウ 踏み板(渡廊下)に釘やさざくれが出ていないか。敷物等の磨耗、破損はないか。													
エ 踏み板・敷物等(渡廊下)が不安定であったり、隙間が広すぎたりしていないか。													
オ 靴箱は転倒防止がされているか。													
カ たたきが滑りやすく(雨天時等の結露による滑りも含む)転倒のおそれはないか。													
キ 出入り口、窓の施錠装置に不具合はないか。													
(4)トイレ()													
ア 窓や窓ガラスが外れやすくなっているか。													
イ 扉などは外れないようになっていないか。また、破損していないか。													
ウ たたきや足場が滑りやすくなっているか。													
エ 渡板や踏み板(足拭きマット)に腐食、破損はないか。													
オ 排水溝は丈夫で、かつ簡単に明けられられない構造になっているか。													
カ マンホール蓋、送気口格子蓋は簡単に取り外せないようになっているか。破損していないか。													
キ 窓やドアの施錠装置に不具合はないか。													
(5)保 健 室													
ア 医薬品戸棚は施錠されているか。													
イ 医薬品名(ラベル)が表示されているか。													
ウ 医薬品使用についての指示、指導が適切にされているか。													
エ 保管薬品の点検が定期的にされているか。													
オ 医療器具戸棚は施錠されているか。													
カ 測定器具等の保管は適切にされているか。													
キ ベッドに腐食、破損はないか。													
ク 健康診断記録等の個人情報は適切に管理されているか。(施錠されているか。)													
ケ 医薬品戸棚等の鍵は、適正に保管されているか。													
コ 出入口、窓の施錠装置に不具合はないか。													
(6)屋 上()													
ア 出入口は施錠されているか。													
イ フェンス等の腐食、破損はないか。													
ウ 屋上使用に関して、使用規程が作られ、守られているか。													
エ 天窓に近づけない方策がとられているか。													
(7)足 洗 場()													
ア 滑りやすく転倒のおそれはないか。													
イ ガラス片、金属片、小石などの危険物はないか。													
ウ 排水口等はつまっているか。													
エ 水道に不具合はないか。													
点 檢 者 印													
安 全 主 任 印													
校 長 (教 頭) 印													

1. 施設一般(昇降口、トイレ、保健室、屋上、足洗場)

学 校 安 全 点 檢 表

点 檢 の 項 目		点 檢 実 施 月 日										処置を要する内容と方法	
(1) 電気関係 ア. 屋 内													
ア	配・分電盤、制御盤等は施錠されているか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
イ	設置箇所に適したヒューズが使われているか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
ウ	コードと器具との接続にゆるみはないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
エ	器具使用時に異臭、異常音、異常発熱はないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
オ	差し込みプラグの刃とコンセントの刃受け部分に機械的なゆるみはないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
カ	差し込みプラグのコードと接続部分にねじのゆるみはないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
キ	コンセントと差し込みプラグの間に塵埃、油氣、鏽等による接触不良、水の流入のおそれはないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
ク	アース線が外れたり断線したりしていないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
イ. 屋 外													
ア	架線が樹木、構造物、電話線などと接触していないか。また、架線の切断はないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
イ	架線の切断はないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
ウ	外灯照明器具及び点滅器に破損はないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
エ	キューピクル(高圧受変電設備)の周囲の柵は破損していないか。また、施錠されているか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
ウ. モーター類													
ア	モーター格納庫は施錠されているか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
イ	油漏れはないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
ウ	運転時に異常な音、振動の発生はないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
エ	運転時に異常な温度上昇はないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
(2) ガス 関 係													
ア	発熱量に応じた器具が使われているか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
イ	LPガスの場合、適切に貯蔵されているか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	(ア) 付近に火気はないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	(イ) 通風はよいか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	(ウ) 雨水はかかるないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	(エ) 直射日光は当たっていないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	(オ) ボンベの転倒防止はされているか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	(カ) 貯蔵庫付近に消火器が設置されているか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
ウ	ガスホースが弾力を失ったり、ひび割れたりしていてガス漏れの危険はないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
エ	ストーブ使用について規程がつくられ、守られているか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
オ	器具に不具合はないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
カ	器具使用時にガス臭がないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
キ	器具使用時に炎の色は適當か。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
ク	換気装置に不具合はないか。	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		

学 校 安 全 点 檢 表

点 檢 の 項 目	点 檢 実 施 月 日										処置を要する内容と方法	
(3) 給・排水設備												
ア 水槽のマンホール蓋は施錠されているか。												
イ 古井戸の管理は適切か。												
ウ 湯沸器の排気口から天井までの距離は十分か。												
エ 湯沸器の管の支持、固定は完全か。												
オ ガス漏れ探知機は作動するようになっているか。												
カ U字溝の蓋は完全か。												
点 檢 者 印												
安 全 主 任 印												
校 長 (教 頭) 印												

学校安全点検表

点検の項目	点検実施月日	処置を要する内容と方法									
(4) 防災関係 ア. 防火シャッター及び防火扉等											
ア 防火扉の開閉操作に障害となるものは置いてないか。											
イ 防火扉及び枠などの破損、変形により開閉機能が悪くなっていないか。											
ウ 閉鎖した場合、隙間が生じないか。											
エ 防火シャッターの昇降機能はよいか。											
オ 延焼の媒介となる可燃物が、防火扉等の付近に置いてないか。											
カ 非常時以外に下降扉はしないか。											
キ 防火シャッター等の出入り口に不具合はないか。											
イ. 消火器											
ア 必要数が定位置に設置されているか。											
イ 設置場所に標識が掲示されているか。											
ウ 転倒防止の措置はされているか。											
エ 器具に著しい変形、腐食はないか。											
オ 押しハンドルの安全ピンやカバーは取り付けてあるか。											
カ 薬剤の取り替え、再充てんは定期的に行われているか。											
キ 製造されてからの年数が、かなり経過していないか。											
ウ. 屋内消火栓											
ア 消火栓の標示等は点燈しているか。											
イ ホースの収納状況はよいか。											
ウ ホースは老朽、破損していないか。											
エ ノズルは変形、破損していないか。											
オ 消火栓の付近に荷物などが置かれていないか。											
エ. 屋外消火栓・貯水槽											
ア 地下式の場合、埋没していないか。											
イ 荷物などの下積みになっていないか。											
ウ 消火栓の周囲には消火活動上、支障のないような空地が確保されているか。											
エ 消火栓の開閉機能は保持されているか。											
オ. 避難設備 (ア) 避難階段											
ア 階段通路に障害物は置いてないか。											
イ 階段の手すりは腐食、破損していないか。											
ウ 非常口の開閉機能は保たれているか。											
エ 誘導燈は点燈されているか。											

学 校 安 全 点 檢 表

点 檢 の 項 目	点 檢 実 施 月 日	処置を要する内容と方法							
(イ) 避難器具									
ア 救助袋、避難はしご等の設置、有効に使える状態になっているか。	/	/	/	/	/	/	/	/	
イ 器具の格納は適切にされているか。									
ウ 救助袋の帆布やロープなど老朽化していないか。また、損傷はしていないか。									
エ 取付金具の腐食、ゆるみ、変形、破損などはないか。									
オ 設置場所はわかりやすく標示されているか。									
カ 避難用すべり台の配置、構造は安全に保っているか。									
キ 避難器具の使用方法を把握し、訓練は行っているか。									
点 檢 者 印									
安 全 主 任 印									
校 長（教 頭）印									

学校安全点検表

点検の項目		点検実施月日												処置を要する内容と方法	
力. 警報設備		<input type="checkbox"/>													
ア	受信器は人の常駐する所又はその付近にあるか。	<input type="checkbox"/>													
イ	受信器の周囲に荷物など置いてないか。	<input type="checkbox"/>													
ウ	警戒区域を示す一覧図が整備され受信器の付近に掲示されているか。	<input type="checkbox"/>													
エ	熱・煙などを感知するのに障害になるものは置いてないか。	<input type="checkbox"/>													
オ	感知機にはこりや塗料などが付着していないか。	<input type="checkbox"/>													
		<input type="checkbox"/>													
		<input type="checkbox"/>													
キ. 避雷設備		<input type="checkbox"/>													
ア	被保護物が避雷針の保護角(60度)の範囲に入っているか。	<input type="checkbox"/>													
イ	突針は外観上異常はないか。	<input type="checkbox"/>													
ウ	導線の各接続部に異常はないか。	<input type="checkbox"/>													
エ	導線は地上2.5mの高さ、地下0.3m異常の所を非磁性物で保護してあるか。	<input type="checkbox"/>													
オ	導線の断線、損傷はないか。	<input type="checkbox"/>													
カ	導線は電燈線、電話線、ガス管などと1m以上離れているか。	<input type="checkbox"/>													
キ	導線が雨樋い、鉄管などから1m以内のときはアースしてあるか。	<input type="checkbox"/>													
		<input type="checkbox"/>													
		<input type="checkbox"/>													
ク. 防災備品		<input type="checkbox"/>													
ア	防災備品は、常に使用可能な状態に整備され、適切に保管されているか。	<input type="checkbox"/>													
(ア) 携帯ラジオは		<input type="checkbox"/>													
(イ) ハンドマイクロフォンは		<input type="checkbox"/>													
(ウ) メガホンは		<input type="checkbox"/>													
(エ) 学校本部用旗は		<input type="checkbox"/>													
(オ) 救護本部用旗は		<input type="checkbox"/>													
(カ) 救護薬品及び医療用器具は		<input type="checkbox"/>													
(キ) 照明用ライトは		<input type="checkbox"/>													
(ク) 予備電池は		<input type="checkbox"/>													
		<input type="checkbox"/>													
		<input type="checkbox"/>													
(5) 建築物(外部)		<input type="checkbox"/>													
ア	かわら、スレートなどが割れたり、外れたりして落下の危険はないか。	<input type="checkbox"/>													
イ	外壁が割れたり剥離したりして落下の危険はないか。	<input type="checkbox"/>													
ウ	雨樋いが外れていて落下の危険はないか。	<input type="checkbox"/>													
		<input type="checkbox"/>													
		<input type="checkbox"/>													
点検者印		<input type="checkbox"/>													
安全主任印		<input type="checkbox"/>													
校長(教頭)印		<input type="checkbox"/>													

2. 設備一般(防災関係、建築物(外部))

学校安全点検表

点検の項目	点検実施月日												処置を要する内容と方法	
(1) 飲料水														
ア	定期の水質検査を実施し、飲料水としての適否を確認しているか。													
イ	飲料水の日常検査を行う組織ができていて、確実に検査を実施しているか。													
ウ	水道施設の周囲の清潔が保たれているか。													
エ	自家水道の場合、滅菌器が備え付けてあり、その機能が十分発揮されているか。													
オ	自家水道用ポンプ及びそれに付随する各部の清潔が保たれ、常に適正に作動しているか。													
カ	受水槽・高置水槽の清掃は定期的に実施されているか。													
(2) 廃棄物の処理														
ア	焼却炉は撤去されているか。または、使用できないように閉鎖されているか。													
イ	廃棄物置場が完備し、常に整備されているか。													
ウ	危険物置場が完備し、常に整備されているか。													
エ	薬品の処理について学校薬剤師の指導を受けているか。													
(3) トイレ														
ア	水洗設備は適切に機能しているか。													
イ	換気扇等、有効な臭突が設けられているか。													
ウ	浄化槽は正常に作動しているか。													
エ	送気口の上部及び周囲に物が堆積するなどして、正常な作動が妨げられるような状態になっていないか。													
(4) プール														
ア	プール・腰洗槽については、必ず使用直前に残留塩素の測定をしているか。													
イ	消毒液等は適切に保管されているか。													
ウ	循環浄化装置、滅菌装置等は、完全に作動する状態が保たれているか。													
エ	水質検査は定期的に行われているか。													
点検者印														
安全主任印														
校長（教頭）印														

学校安全点検表

点検の項目	点検実施月日	処置を要する内容と方法											
(1) 体育館・講堂													
ア 出入口の戸・窓枠・窓ガラスなどが外れやすくなっているか。													
イ 床面や内壁の浮き、さくれ、破損はないか。釘は出ているないか。													
ウ 床面は滑りやすくなっていないか。													
エ 鉄棒・パレーボール支柱等の留め金のねじがゆるんで浮き上がっていないか。蓋が破損し外れていないか。													
オ バスケットゴール等の巻き上げ器具・ロープは正常に作動し危険はないか。													
カ 天井壁に備えつけた運動器具や証明用具が落ちることはないか。													
キ 用具の置き場所が決められ整理・整頓されているか。立て掛けたものが倒れやすくなっていないか。													
ク ギヤリーラーの手すりや留め金が腐食、破損し、ぐらついたり倒れたりする危険はないか。													
ケ 舞台の綿帳等の昇降は正常に作動し、網張・ロープなどの落下の危険はないか。													
コ 絵画や書の額等の掲示物が固定され、落下する危険はないか。													
サ 分電盤は施錠されているか。又、コンセントには危険防止の配電盤がされているか。													
(2) 校庭・運動場等													
ア 埋め込み式スプリンクラーの安全について配慮されているか。													
イ でこぼこして危険はないか。													
ウ 石、ガラスの破片などの危険物は落ちていないか。													
エ 危険物(小石、ガラス片等)を入れる箱(場所等)が設置されているか。													
オ 危険物入れの箱(場所等)の管理は完全にされているか。													
カ 観察池、岩石園等の配置、構成に危険はないか。													
キ 校地周辺のがけ、くぼ地など、危険な場所には標示や柵がしてあるか。													
ク 環境整備のための庭石や燈籠などは、しっかり固定されているか。													
ケ 木の切り株、折れ株などがそのまま放置されていないか。													
コ 門扉・へいなどが倒れやすくなっていないか。													
(3) 体育倉庫及び部室													
ア 出入口の戸やシャッターは正常に作動し破損・故障はないか。													
イ 使用時以外は施錠されていないか。													
ウ 用具の置き場所が決められ、所定の位置に整理・整頓されているか。													
エ 棚や天井に置かれた用具などが落下する危険はないか。													
オ 壁などに立てかけてある用具が倒れたりする危険はないか。													
カ 壁などに打たれた釘類が体に触れやすくなっていないか。													
キ 石灰は散乱を防ぐ容器などにより適切に保管されているか。													
点検者印													
安全主任印													
校長(教頭)印													

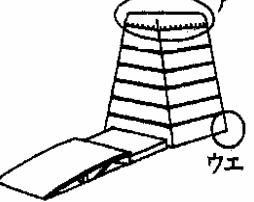
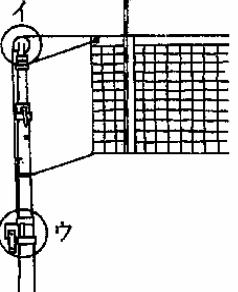
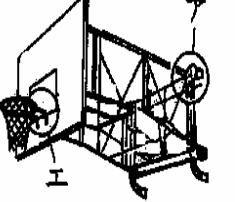
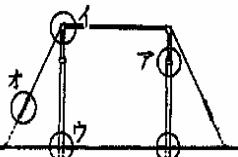
4. 体育関係施設設備(体育館・講堂、校庭・運動場等、体育倉庫及び部室)

学 校 安 全 点 檢 表

点 檢 の 項 目	方法 目 振 負	点 檢 実 施 月 日												処置内容、方法及び完了日
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
(4) 水泳プール														
ア プール本体に異常はないか。	目													
イ プールサイドがすべりやすくなっていないか。	負													
ウ 排水口に鉄格子または堅固な金網等が固定されているか。	目振													
エ マンホールの蓋が閉じられているか。	目													
オ 浄化装置のフィルター等に目づまりはないか。	目													
カ 出入口の施錠はなされているか。	目振													
キ プールサイドの柵や金網に入りきるような破損はないか。	目													
使 用 (可、不可)														
(5) 武道場 ア. 柔道場														
ア 畳枠は固定されているか。	目 振													
イ 畳間に極端な凸凹はないか。	目													
ウ 敷きつめた畳に隙間が生じていないか。	目													
エ 畳に極端な破損はないか。	目													
オ 羽目板に異常はないか。	目													
使 用 (可、不可)														
イ. 剣道場														
ア 床がすべり過ぎないか。	負													
イ 床の破れ、さくくれはないか。	目													
ウ 釘の突出はないか。	目													
エ 板に隙間は生じていないか。	目													
オ 羽目板に異常はないか。	目 振													
カ 窓ガラスの敷居や桟などに破損はないか。	目													
キ 竹刀が直接ガラス窓にあたらないようになっているか。	目													
使 用 (可、不可)														
ウ. 相撲場														
ア 屋根や梁に異常はないか。	目													
イ 支柱にぐらつきや損傷はないか。	目 振													
ウ 支柱の地面との接地部分に腐食はないか。	目 振													
エ 土俵の硬さは適度であるか。	負													
オ 俵部分に損傷はないか。	目													
カ 土俵に異物や危険物はないか。	目													
使 用 (可、不可)														

4. 体育関係施設設備(水泳プール、武道場)

学 校 安 全 点 檢 表

点 檢 の 項 目	方法 目音 振 負	点 檢 実 施 月 日												チェックポイント 	処置内容、方法及び完了日
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
(6) 器具及び遊具 ア. 跳び箱・踏切板															
ア 頭部の張布にたるみや損傷はないか。	目														
イ 釘の突出や止め金にゆるみや損傷はないか。	目														
ウ 合板に割れやすい損傷はないか。	目														
エ 各接合部のボルトやナットにゆるみはないか。	目音 振														
オ カーペットのはがれや損傷はないか。	目														
カ 底ゴムやすべり止めゴムに損傷はないか。	目														
使 用 (可、不可)															
イ. バレー支柱・ネット															チェックポイント 
ア 支柱昇降装置にぐらつきや損傷はないか。	目音 振														
イ 卷滑車に損傷はないか。	目 振														
ウ ネット張り装置にぐらつきや損傷はないか。	目 振														
エ フックの損傷はないか。	目 振														
オ アンテナに損傷はないか。	目 振														
カ ワイヤーの長さは適當か。	目 振														
キ ネットワイヤーに損傷はないか。	目音 負														
ク 支柱の防護用具に損傷はないか。	目 振														
使 用 (可、不可)															
ウ. バスケットボール															チェックポイント 
ア 本隊取付のボルトやナットにゆるみはないか。	目音 振														
イ パックボードやリングの取り付けのボルトにゆるみはないか。	目音 振														
ウ 接続金具や溶接部分に損傷はないか。	目音														
エ パックボードに損傷はないか。	目 負														
オ リングの取り付け部に損傷はないか。	目 負														
使 用 (可、不可)															
工. 移動式鉄棒															チェックポイント 
ア 高低調節装置に損傷はないか。	目 振														
イ キャブのミミやバーの回転部分に損傷はないか。	目 振														
ウ ジョイント部分、床固定装置に損傷はないか。	目 振														
エ バーにゆるみや錆はないか。、	目														
オ ワイヤーロープやチェーンに損傷はないか。	目音 振 負														
使 用 (可、不可)															

学 校 安 全 点 檢 表

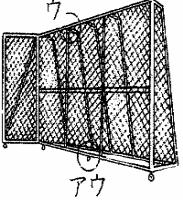
点 檢 の 項 目	方法	点 檢 実 施 月 日												チェックポイント
		目	音	振	目	音	振	目	音	振	目	音	振	
オ. 平均台														
ア ピームの変形、亀裂等の損傷はないか。	目													
イ 高低調節に損傷はないか。	目	音												
ウ 脚にゆるみや変形はないか。	目													
エ 接合部分に損傷はないか。	目	音												
使 用 (可、不可)														
力. 肋木														
ア 本体にぐらつきはないか。	振	負												
イ 支柱やバーにさざくれや錆、亀裂等はないか。	目													
ウ アンカーや接合部分のボルトにゆるみや損傷はないか。	目	音	振											
使 用 (可、不可)														
キ. クライミングロープ														
ア 天井固定金具にゆるみはないか。	目	負												
イ レール部分にぐらつきや損傷はないか。	目	振	負											
ウ 滑車・滑走車の損傷はないか。	目	負												
エ フックの損傷はないか。	目	振	負											
オ ロープ固定金具の損傷はないか。	目	負												
カ ロープの損傷はないか。	目	負												
使 用 (可、不可)														
ク. つり輪														
ア 天井取り付け金具に異常はないか。	目	負												
イ ブレース(筋違い)にゆがみはないか。	目	負												
ウ 各部の接続ボルトにゆるみや損傷はないか。	目	負												
エ 回転金具各部に損傷はないか。	目	負												
オ ワイヤーロープにほつれや損傷はないか。	目	負												
カ ベルトの亀裂、ひび割れ、接合ピンに損傷はないか。	目	振												
キ リングに亀裂、さざくれ、損傷はないか。	目													
使 用 (可、不可)														

4. 体育関係施設設備(器具及び遊具②)

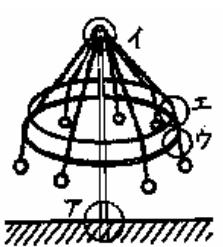
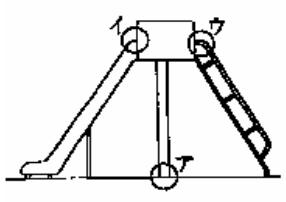
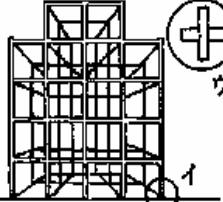
学 校 安 全 点 檢 表

点 檢 の 項 目	方法	点 檢 実 施 月 日												チェックポイント
		目	音	振	目	音	振	目	音	振	目	音	振	
ケ. 平行棒(段違い平行棒)														
ア バーに亀裂、ささくれ、損傷はないか。	目													
イ バー止めネジ回転軸にゆるみはないか。	目 振	負												
ウ 回転部、摺動部に油切れや損傷はないか。	目 振	負												
エ 締め付け部にゆるみや溶接部に損傷はないか	目 振													
オ 高低調節装置に損傷はないか。	目振													
カ ワイヤー及びチェーンに損傷はないか。	目													
キ ジョイント部、床固定装置に損傷はないか。	目 振													
ク 復員調節装置に損傷はないか。	目													
使 用 (可、不可)														
コ. 固 定 鉄 棒														
ア バーがしっかり固定されているか。	目 負													
イ 支柱にぐらつきはないか。	振	負												
ウ 基礎部分に腐食や損傷はないか。	目 音 振	負												
エ 締着装置に損傷はないか。	目 音 振													
オ 高低調節装置に損傷はないか。	目 音 振													
カ バーにゆるみはないか。	音 振	負												
キ 支柱の腐食はないか。	目 音													
使 用 (可、不可)														
サ. サッカー(ハンドボール)ゴールポスト														
ア ゴールポストが簡単に動かぬよう固定されているか。	目 振	負												
イ 本体にゆがみや接合部分に腐食や損傷はないか。	目 音													
ウ 接地部分に腐食はないか。	目 振	負												
エ クロスバーとフレームに腐食や損傷はないか。	目 音													
オ ネットの破損はないか。	目 振													
使 用 (可、不可)														
シ. ラグビーゴールポスト														
ア 支柱に損傷はないか。	目 音													
イ 支柱の地面との接地部分に腐食はないか。	目 音 振	負												
ウ クロスバーは固定されているか。	目 振													
エ クロスバーに損傷はないか。	目 音 振													
使 用 (可、不可)														

学 校 安 全 点 檢 表

点 檢 の 項 目	方法	点 檢 実 施 月 日												処置内容、方法及び完了日
		目	音	振	負	目	音	振	負	目	音	振	負	
ス. バックネット(移動式)													 <p>チェックポイント</p> <p>ア イ ウ エ オ</p>	
ア	基礎部分に腐食や損傷はないか。	目	音											
イ	ローラや支柱にぐらつき、腐食はないか。	振	負											
ウ	溶接部分に腐食や損傷はないか。	目												
エ	ネットに損傷はないか。	目	負											
オ	簡易な固定器具が装着されているか。	目	負											
使 用 (可、不可)														
セ. のぼり棒(ハントウ棒)														
ア	支柱にぐらつき、接地部分に腐食や損傷はないか。	目	音											
イ	支柱とのぼり棒のつなぎ目に、腐食や損傷はないか。	振	負											
ウ	のぼり棒にささくれや割れはないか。	目	音											
エ	のぼり棒が固定されているか。	目	音											
オ	ジョイント金属に損傷はないか。	目	音											
カ	周辺に危険物はないか。	目												
使 用 (可、不可)														
ソ. ブランコ(かご型)														
ア	本体に異常なゆがみはないか。	目												
イ	支柱にぐらつき、腐食、変形、破損はないか。	目	音											
ウ	回転部に油切れや破損はないか。	目	振	負										
エ	腰掛部分に磨耗や破損はないか。	目		負										
オ	溶接部分に腐食や破損はないか。	目	音											
カ	設置場所は十分な面積を取っているか。	目												
キ	周辺に危険物はないか。	目												
使 用 (可、不可)														
タ. ブランコ(普通の型)														
ア	支柱にぐらつき、腐食、損傷はないか。	目	音											
イ	回転部に油切れや損傷はないか。	目	振	負										
ウ	くさりに磨耗、腐食、損傷はないか。	目		負										
エ	腰掛部分に磨耗や破損はないか。	目		負										
オ	設置場所は十分な面積を取っているか。	目												
カ	周辺に危険物はないか。	目												
使 用 (可、不可)														
点 檢 者 印														
安 全 主 任 印														
校 長 (教頭) 印														

学 校 安 全 点 檢 表

点 檢 の 項 目	方法	点 檢 実 施 月 日												処置内容、方法及び完了日
		目	音	振	負	目	音	振	負	目	音	振	負	
チ. 回 旋 塔													 チェックポイント	
ア 支柱にぐらつき、腐食や損傷はないか。	目	音	振	負										
イ 回転部に油切れや損傷はないか。	目	音	振	負										
ウ フックやくさりに磨耗や腐食、損傷はないか。	目	音	振	負										
エ 溶接部に腐食や損傷はないか。	目	音	振	負										
オ ボルト・ナットにゆるみや腐食、損傷はないか。	目	音	振	負										
カ 周辺に危険物はないか。	目	音	振	負										
使 用 (可、不可)														
ツ. すべり台														 チェックポイント
ア 支柱にぐらつき、腐食や損傷はないか。	目	音	振	負										
イ はしご、踊り場のてすりにぐらつきや腐食、損傷はないか。	目	音	振	負										
ウ 溶接部分に腐食や破損はないか。	目	音	振	負										
エ 滑走面は変形していないか。	目	音	振	負										
オ 滑走面にさざくれや突起物はないか。	目	音	振	負										
カ 着地面に危険物はないか。	目	音	振	負										
使 用 (可、不可)														
テ. シ ー ソ ー													 チェックポイント	
ア 支柱にぐらつきや腐食、損傷はないか。	目	音	振	負										
イ 接合部分に磨耗や腐食、損傷はないか。	目	音	振	負										
ウ 回転部に油切れや破損はないか。	目	音	振	負										
エ 木製部分にさざくれや損傷はないか。	目	音	振	負										
オ 取っ手にゆるみや損傷はないか。	目	音	振	負										
使 用 (可、不可)														
ト. 雲 て い														 チェックポイント
ア 支柱にぐらつきや腐食、損傷はないか。	目	音	振	負										
イ 接合部分に腐食や損傷はないか。	目	音	振	負										
ウ くさりに磨耗、腐食、損傷はないか。	目	音	振	負										
エ 取っ手にゆるみや損傷はないか。	目	音	振	負										
使 用 (可、不可)														
ナ. ジャングルジム													 チェックポイント	
ア 本体にぐらつきや異常なゆがみはないか。	目	音	振	負										
イ 接合部分、鉄製部分に腐食や損傷はないか。	目	音	振	負										
ウ ジョイント金具に損傷はないか。	目	音	振	負										
エ 周辺に危険物はないか。	目	音	振	負										
使 用 (可、不可)														
点 檢 者 印														
安 全 主 任 印														
校 長 (教頭) 印														

学 校 安 全 点 檢 表

点 檢 の 項 目	方法 目音 振負	点 檢 実 施 月 日												処置内容、方法及び完了日
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
二. アスレチック遊具 ① らんぐい														 <p>チェックポイント</p>
ア 「くい」の地面との設置部分は腐食はないか。	目音 振負													
イ 「くい」にぐらつきや腐食、損傷はないか。	目音 振負													
ウ 「くい」の間隔は適当か。	目													
エ 周辺に危険物はないか。	目													
使 用 (可、不可)														
② ターザンロープ														
ア 木製支柱の地面との接地部分に腐食はないか。	目音 振負													
イ 支柱にぐらつき、腐食、損傷はないか。	目 振負													
ウ 接合部分はしっかり固定されているか。	目 振													
エ 滑車に油切れや損傷はないか。	目													
オ 張りワイヤーに油切れや損傷はないか。	目													
カ ロープにほつれや損傷はないか。	目 負													
キ 安全に着地ができるようになっているか。	目													
ク 周辺に危険物はないか。	目													
使 用 (可、不可)														
③ コンビネーション遊具														
ア 支柱にぐらつきや腐食、損傷はないか。	目音 振負													
イ 接合部分に磨耗や腐食、損傷はないか。	目音 振負													
ウ おどり場の手すり、つなぎ手にぐらつき、腐食、損傷はないか。	目音 振負													
エ くさり、つり具に磨耗や損傷はないか。	目 振負													
オ 滑走面にさざくれや突起物はないか。	目													
カ 滑走面が変形していないか。	目													
キ 周辺に危険物はないか。	目													
使 用 (可、不可)														
④ つりさげ遊具														
ア 木製支柱の地面との接地部分に腐食や損傷はないか。	目音 振負													
イ 支柱にぐらつきや腐食、損傷はないか。	目 振負													
ウ くさりやロープに磨耗や損傷はないか。	目 負													
エ つり下がっている物体に損傷はないか。	目													
オ つりさげ部分のフックに油切れや損傷はないか。	目 振													
カ 周辺に危険物はないか。	目													
使 用 (可、不可)														
点 檢 者 印														
安 全 主 任 印														
校 長 (教頭) 印														

学 校 安 全 点 檢 表

4. 体育関係施設設備(器具及び遊具⑦)

学校安全点検表

点検の項目	点検実施月日	処置を要する内容と方法							
(1) 理科室・準備室									
ア 理科室は使用時以外施錠されているか。									
イ 準備室は使用時以外施錠されているか。									
ウ ガスの配管、電気の配線は完全になっているか。									
エ ガスの元栓・分岐栓は使用時以外閉められているか。									
オ 分電盤は施錠されているか。									
カ 戸棚の配置、管理、整頓の状態はよいか。									
キ 管理責任者は明確になっているか。									
ク 消火器、防火砂等防災の用意はあるか。									
(2) 薬品及び器具									
ア 薬品は、その分類に応じて適正に保管されているか。									
イ 薬品戸棚、危険薬品庫は使用時を除き施錠されているか。									
ウ 薬品類のラベルは明確に標示され、分類は適切に行われているか。									
エ 不用薬品は正しく処理されているか。									
オ 薬品の紛失、量の過不足についての点検はできるようになっているか。									
カ 地震、その他の衝撃などによる危険についての配慮はなされているか。									
キ 実験器具に故障や破損はないか。又破損した器具は適切に処理されているか。									
ク 解剖用具等刃物類は施錠して保管してあるか。									
点検者印									
安全主任印									
校長(教頭)印									

参考

学習指導における安全の留意事項

1. 指導計画に安全についての内容が盛り込まれているか。
2. 理科室・準備室の使用規定が作成され、守られているか。
3. 実験の心がまえ、器具、薬品の取扱いなど、基礎的指導は十分しているか。
4. 実験にあたって、器具、装置の点検は必ずしているか。
5. 危険を伴う実験の安全確認は必ずされているか。
6. 危険薬品の危険度、防災についての指導は加えられているか。
7. 化学実験、又は薬品を利用した遊び等に特別の興味関心を持つ児童・生徒の把握はできているか。
8. 未知の実験に対して必ず予備実験をしているか。
9. 野外実習での事故防止対策がたてられているか。

5. 理科関係施設・設備(理科室・準備室、薬品及び器具)

学校安全点検表

点検の項目	点検実施月日	処置を要する内容と方法											
(1) 工芸室													
ア 工作台は安定しているか。													
イ かんな使用のための楔は、完全に使用できるように整備されているか。													
ウ 木工万力は完全に働くようになっているか。													
エ 塗料、シンナー、石油類は安全に保管されているか。													
オ 廃材の処理は、適切に処理されているか。													
カ 工芸室は使用時以外施錠されているか。													
(2) 木工・金工用具													
ア 用具は種別に整理されているか。													
イ 刃物・きり等の格納戸棚の引出しが施錠してあるか。													
ウ 用具の数が掌握できるよう工夫され、数量に異常はないか。													
エ 修理を必要とする用具は別にしてあるか。													
オ かんなの刃は、台から引き込めて格納しているか。													
カ ペンチ、金切鋏の類の支点は円滑に動くように整理されているか。													
(3) 機械類及び陶芸窯													
ア 決められた格納場所に置かれているか。													
イ 不用意に動かせないようにしてあるか。													
ウ 回転部の給油は完全にしてあるか。													
エ ヒューズ、コード、コンセントなど規定のものが使用されているか。													
オ 使用の順序、使用上の注意が示してあるか。													
カ ガス陶芸窯のゴムホースはひび割れがなく接続は完全になっているか。													
キ ガスの元栓は操作しやすい場所にあるか。													
ク 灯油窯の場合、灯油は安全に保管され漏れはないか。													
ケ 電気窯の場合、コードの接続は完全になっているか。													
コ 窯は防火床(不燃床)の上に安全な距離をおいて置かれているか。													
サ 使用の順序、注意が示されているか。													
シ ガス、灯油窯の場合、換気装置は稼動できるようになっているか。													
点検者印													
安全主任印													
校長(教頭)印													

参考

学習指導における安全の留意事項

1. 指導計画に安全指導の内容が盛り込まれているか。
2. 工具の取り扱いや、手入れ法が指導されているか。
3. 機械・工具の正しい使用法について指導されているか。
4. 工芸室の使用規定が作成され、守られているか。

6. 図画工作・美術関係施設設備(工芸室、木工・金工用具、機械類及び陶芸窯)

学 校 安 全 点 檢 表

点検の項目	点検実施月日	処置を要する内容と方法									
(1) 技術室・準備室											
ア 実習室・準備室は使用時以外施錠されているか。											
イ 分電盤は施錠されているか。											
ウ 動力用・コンセント用・照明用の配線は完全になって いるか。											
エ 動力用スイッチはメインスイッチ・分岐スイッチ・起動ス イッチの3段階になっているか。											
オ 工作台は安定しているか。											
カ 機械類の周囲には使用者以外立ち入り禁止線が引 かれているか。											
キ 換気扇は正常に作動するか。											
ク 塗料・シンナー・石油類・その他危険を伴う薬品等は 適切に保管されているか。											
ケ 廃棄物入れは種別に用意され、安全に処理されてい るか。											
(2) 機械類・各種工具											
ア 工具類は種別に整理され、整備・保管されているか。											
イ 機械類には取り扱い上の注意事項が掲示されている か。											
ウ 機械類の危険箇所には安全カバーをつけてあるか。											
エ 機械類の回転部分には給油をしてあるか。											
オ 機械類にはアースを取り付けてあるか。											
カ 各種工具や機械部品の数を把握してあるか。											
キ 機械類・工具類の備え付けは、留めねじなどのゆるみ から不安定になっていないか。											
点 檢 者 印											
安 全 主 任 印											
校 長 (教 頭) 印											

参 考

学習指導における安全の留意事項

1. 指導計画に安全についての内容が盛り込まれているか。
2. 実習を進める上で基礎的指導は十分であるか。
3. 機械類・各種工具・塗料・シンナー・石油類その他危険を伴うものなどの危険度や防災についての指導をしているか。
4. 実習室・準備室の使用規程が作られ、守られているか。

学 校 安 全 点 檢 表

参 考

学習指導における安全の留意事項

1. 指導計画に安全についての内容が盛り込まれているか。
 2. 実習時の態度・服装について安全・衛生などの規定を設け守られているか。
 3. 熱源などの使用について安全指導をしているか。
 4. 機械・工具の使用や管理について安全指導をしているか。
 5. 食品衛生について指導しているか。
 6. 薬品・油などの安全使用や管理について指導しているか。
 7. 針を使用する実習では、実習後針の数を確認しているか。
 8. 残食等の廃棄物は衛生的に処理されているか。
 9. 実習室・準備室の使用規程が作られ守られているか。

学校安全点検表

点検の項目	点検実施月日	処置を要する内容と方法											
(1) 実習施設・設備													
ア 管理責任者と、その責任の内容が明確になっているか。													
イ 実習室は使用時以外施錠されているか。													
ウ 戸じまり、火気などについて、日常、安全の確認がされているか。													
エ 不良箇所の整備・補修が速やかに行われているか。													
オ 施設・設備及び工具類などの整備・整理・整頓に努めているか。													
カ 機械、器具の定期点検と整備が行われているか。													
キ 危険を伴う設備の標示、使用上の注意が掲示されているか。													
ク 無断に使用されていないか。													
ケ 配電盤の施錠は確実にされているか。													
コ 機械類のスイッチはメインスイッチ、分岐スイッチ、起動スイッチの3段階になっているか。													
サ 使用していない機器のコードはコンセントからはずしてあるか。													
シ 就業時責任者により実習室、農場、工場等の点検がされ、引継ぎは確実に行われているか。													
(2) 実習車両及び実習船													
ア 使用前後の点検及び定期点検・整備が完全に実施されているか。													
イ 運行管理、安全運転について対策を講じているか。													
ウ 実習船及び搭載機械、器具類の点検・整備に努めているか。													
エ 無免許運転、無断使用はないか。													
(3) 薬品類													
ア 危険度合いに応じた保管は確実であるか。													
イ 薬品名は明示されているか。													
ウ 空びん、空かん、不用品が安全に廃棄されているか。													
エ 危険な農薬散布後のぼ(圃)場標示、器具処理が十分に行われているか。													
(4) 燃料類													
ア 取扱い責任者と出納が明確になっているか。													
イ 火気厳禁の標示がしてあるか。													
ウ 燃料名が明示されているか。													
ケ 燃料漏れはないか。													
点検者印													
安全主任印													
校長(教頭)印													

参考

学習指導における安全の留意事項

1. 指導計画に安全指導の内容が盛り込まれているか。
2. 機器を扱う実験・実習において、安全指導がされているか。
3. 清潔・整理・整頓の指導はよいか。
4. 機器の始末と点検がされているか。

学 校 安 全 点 檢 表

点検の項目	点検実施月日	処置を要する内容と方法									
(1) 修学旅行・遠足											
ア 計画や日程に無理はないか。											
イ 事前に健康診断等をし、児童・生徒の健康状態を的確に把握しているか。											
ウ グループの構成について配慮がされているか。 (人数・性別など)											
エ 見学場所、経路、交通機関などについて事前に十分調査し、検討しているか。											
オ 目的地、見学地の救急診療所をあらかじめ調査してあるか。											
カ 保健所と連絡を取り、目的地や旅館などの衛生状態の調査や監視について協力を求めているか。											
キ 宿泊施設の状況を調べ、万一の災害に備え、退避、救助などについて、十分検討がされているか。											
ク 交通機関の関係責任者と事前に連絡を取り、安全確認をしているか。											
ケ 車(船)中の万一の事故に備えて避難の方法を検討しているか。											
コ 旅行中の健康状態に常に配慮しているか。											
(2) 避難訓練											
ア 職員の役割や指導系統が明確になっているか。											
イ 状況の変化に応じた安全な行動が取れるように訓練してあるか。											
ウ 火災・地震などあらゆる場合を想定して訓練しているか。											
エ 消火器、消火栓操作の訓練は行われているか。											
オ 児童生徒の避難経路、危惧、誘導組織などが具体的に示してあるか。											
カ 避難場所(第1次、第2次)は、火災、地震などあらゆる場合を想定してあるか。											
キ 救援体制や消防署との連絡が密に図られているか。											
ク 宿泊児童生徒のいる場合は、夜間における訓練は適切に行われているか。											
(3) 休憩時											
ア 発達段階から見て危険が予想される遊びをしていないか。											
イ きまりを守って遊んでいるか。											
ウ 利用している施設の使い方に危険はないか。											
エ 利用している児童生徒と他の児童生徒の間に危険はないか。											
オ 危険物を遊びの中に持ち込んでいないか。											
(4) 清掃時等											
ア 服装、身じたぐが整っているか。											
イ 道具や用具が正しく安全に使われているか。											
ウ ガラス器具、その他の危険物の清掃の仕方について指導しているか。											
エ 破損した床や窓、落ちるおそれのある高所などの清掃をさせていないか。											
オ 洗剤等に危険な物質を使わせていないか。											
カ 作業している児童生徒と他の児童生徒の間に危険はないか。											
(5) 運動会・校内競技会											
ア 指導計画が児童生徒の発達に即して作成されているか。											
イ 練習の過程で、けがの予防や疲労を少なくするなど安全について配慮されているか。											
ウ 危険を伴う種目は安全について、配慮されているか。											
エ 使用する施設、用具と児童生徒数とのつりあいがどれているか。											
オ 施設・用具の構造、配置、保管に安全の配慮がされているか。											

学 校 安 全 点 檢 表

点 檢 の 項 目		点 檢 実 施 月 日								処置を要する内容と方法	
カ	救急組織が確立し、活動ができる状態になっているか。										
(6) 耐 寒 行 事											
ア	指導計画が児童生徒の発達に即して作成されているか。										
イ	児童生徒の健康状態の把握に努めているか。 特に配慮が必要な児童生徒に適切な指導がされているか。										
ウ	指導や練習の過程で、けがの予防や疲労を少なくするなど、安全について配慮されているか。										
エ	練習が積み上げられ、児童生徒の体力にあった距離や時間などの運動量が決められているか。										
オ	コースや場所、使用する用具は安全であるか。										
カ	事故発生の場合の事故処理や連絡方法が確立されているか。										
(7) クラブ活動・部活動											
ア	指導計画が児童生徒の発達に即して作成されているか。										
イ	練習・活動の過程で、けがの予防や疲労を少なくするなど、安全について配慮されているか。										
ウ	参加児童生徒の人数は完全に確認されているか。										
エ	参加児童生徒の健康状態が十分把握され、活動状態に危険はないか。										
オ	施設の広さと児童生徒数の関係を考慮して、種目を選定しているか。										
カ	用具の取り扱い方が検討され、安全に利用する方法は定められているか。										
キ	施設・用具の構造、配置、保管に安全の安全の配慮されているか。										
ク	他の活動をしている児童生徒との間に危険はないか。										
ケ	指導・監督は適切に行われているか。										
コ	活動には、必ず教師が立ち会っているか。(特に危険な薬品、器具、機械等を取り扱う場合はより注意深く)										
サ	事故発生の場合の事故処理や連絡方法が事前に考慮されているか。										
(8) 対 外 競 技 会											
ア	出場者(児童生徒)の健康状態を確認しているか。										
イ	練習の過程で、けがの予防や疲労を少なくするなど、安全について配慮されているか。										
ウ	出場者に勝敗や試合回数などで、過度の心理的、身体的負担はないか。										
エ	会場への往復について、安全指導が事前に十分されているか。										
(9) 水泳・登山等の野外活動											
ア	指導計画が児童生徒の心身の状態の把握や技能の発達に即して作成されているか。										
イ	指導や練習の過程で、けがの予防や疲労を少なくするなど、安全について配慮されているか。										
ウ	利用施設、場所について実地検証など十分検討され、安全確認の上で選定されているか。										
エ	雪や氷の状態、水温、気温など危険防止の確認が行われているか。										
オ	用具の適切な取り扱い方や安全に利用する方法は定められているか。										
カ	救急組織が確立し活動できる状態になっているか。										
キ	事故発生の場合の事故処理や連絡方法が事前に考慮されているか。										
点 檢 者 印											
安 全 主 任 印											
校 長 (教 頭) 印											

10. 特別活動・教科以外の教育活動②(耐寒行事、クラブ活動・部活動、対外競技会、水泳・登山等の野外活動)

学校安全点検表

点検の項目	点検実施月日	処置を要する内容と方法											
(1) 調理室													
ア 防鼠(ねずみ)、防虫の対策は完全であるか。月1回以上の点検がされているか。													
イ 倉庫・調理室の戸棚・天井・壁・窓などは常に清潔が保たれているか。													
ウ 調理室の給水、排水、採光、換気などの状態は、適正であるか。													
エ 水質検査が毎日実施され残留塩素の必要量が確保されているか。													
オ 残菜及び廃棄物が衛生的に処理されているか。													
カ 調理機械、器具及び食器類が衛生的に管理され、十分注意が払われているか。													
キ 調理機器類は安全について配慮がなされているか。													
ク 電気器具やその配線及びコンセント等の安全は確保されているか。(特に漏電や感電等についての配慮)													
ケ ガス器具関係の扱い方は適正であるか。(特にガス漏れ防止対策や使用時外の元栓の閉鎖)													
コ 消火器等の設置・整備が適切であるか。													
サ 消火器等の扱い方についての指導や訓練がされているか。。													
(2) 調理従事員													
ア 当該関係保健所等の協力を得て、毎月2回以上の検便が実施され、かつ定期的な健康診断がされているか。													
イ 調理・配食時の身体・服装の清潔保持に配慮されているか。													
ウ 業務・調理・配食時の服装のまま、トイレに入らないことが勧行されているか。(流水式手洗い装置、調理従事員専用便所があるか。)													
(3) 調理及び食品													
ア 食品の購入に当たっては、衛生状況が良好で信用のおける業者を選定しているか。													
イ 納入業者に対し、定期的に検便の実施結果の提示を求めるなど、衛生状況を確認しているか。													
ウ 量の確認にとどまらず、新鮮度、汚染状態などが十分に吟味されているか。													
エ 梅雨期などの感染症・食中毒等の発生を考慮した月間計画を立て、当日の調理の方針が完全に実施されているか。													
オ 保存食の管理は適切に行われているか。													
カ 野菜・果実類にあっては、水洗いが完全に実施されているか。													
キ 食品の調理にあたっては、適切に熱処理されてから配食されているか。													
ク パン、牛乳などの保管場所及び取り扱いについて、適正に配慮されているか。													
(4) 配膳室													
ア 器物等の配置や整理の状態は適切である。													
イ 床面の防湿及び危険防止に配慮がなされ、清潔が保たれているか。													
ウ 食缶受納の際の児童・生徒の行動や流れについての管理・指導が適切であるか。													
(5) 配食と食事													
ア 当番にあたった児童生徒の服装は、清潔が保たれているか。特に、白衣・マスク・帽子等の着用は完全に行われているか。													
イ 全員が手洗いを実行しているか。													
ウ 配食時の食器の取り扱いについて配慮されているか。													
エ 配膳台、机等は清潔に保たれているか。													
オ 配食中に落したり、こぼした食品・食器類の取り扱いに適切な配慮がされているか。													
点検者印													
安全主任印													
校長(教頭)印													

学 校 安 全 点 檢 表

安全管理の手引(三訂版)

発行日 平成22年3月
発行者 千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課
〒260-8662
千葉市中央区市場町1-1
TEL043-223-4091

